

日本工業規格



J I S Z 8 3 0 1 : 2 0 1 9

# 規格票の様式及び作成方法

Rules for the layout and drafting of Japanese Industrial Standards

令和元年七月二十二日 改正

日本産業標準調査会標準第一部会審議

発行



日本産業標準調査会 標準第一部会 構成表

委員		会長部	
氏名	所属	氏名	所属
伊藤弘	国立研究開発法人建築研究所	酒井信介	横浜国立大学
宇治公隆	国立研究開発法人建築研究所		
大石美奈子	首都大学東京(公益社団法人土木学会)		
大瀧雅寛	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会		
奥田慶一郎	お茶の水女子大学		
奥野麻衣子	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会		
鎌田実	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社		
河村真紀子	東京大学		
佐伯洋	主婦連合会		
椎名武夫	一般社団法人日本鉄道車輛工業会		
高田祥三	千葉大学		
高増潔	早稲田大学		
千葉光一	関西学院大学		
寺澤富雄	東京大学		
長田三紀	一般社団法人日本鉄鋼連盟		
奈良広一	全国地域婦人団体連絡協議会		
西江勇二	独立行政法人製品評価技術基盤機構		
福田泰和	一般財団法人研友社		
星川安之	一般財団法人日本規格協会		
楨徹雄	公益財団法人共用品推進機構		
三谷泰久	早稲田大学		
棟近雅彦	東京女子医科大学		
村垣善浩	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所		
山内正剛	一般社団法人日本自動車工業会		
和迺健二	東京都市大学		

## まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS Z 8301：2011は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**注記**

工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第9条により、産業標準化法第12条第1項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

## 目次

ページ

一	適用範囲	五
二	引用規格	五
三	用語及び定義	六
四	規格の目的	九
五	一般原則	十
六	主題及び規格の区分け	十二
七	記述事項の表現形式	十四
八	用字，用語及び略語	十八
九	数値，量，単位及び記号	二十
十	引用・参照	二十四
十一	名称	二十九
十二	まえがき	三十二
十三	序文	三十四
十四	適用範囲	三十五
十五	引用規格	三十七
十六	用語及び定義	四十
十七	記号及び略語	四十五
十八	測定方法及び試験方法	四十六
十九	表示，包装及び添付文書	五十
二十	附属書	五十一
二十一	参考文献一覧	五十三
二十二	簡条及び細分簡条	五十四
二十三	細別	五十八
二十四	注記	五十九
二十五	例	六十
二十六	注	六十一
二十七	式	六十二
二十八	図	六十四
二十九	表	七十一

三十	特許権など	七十九
三十一	商標名及び商標の使用	七十九
三十二	著作権	七十九
三十三	適合性評価	八十
三十四	品質マネジメントシステム，信頼性及び抜取検査	八十
三十五	特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方	八十
三十六	対応国際規格を基礎にして JIS を作成する場合の特別の補足事項	八十一
三十七	追補	八十四
三十八	規格票の大きさ及び体裁	八十四
附属書 A	(参考) 規格の作成者のためのチェックリスト	八十五
附属書 B	(参考) 量及び単位の表記方法	八十八
附属書 C	(参考) 国際的に標準化された項目の呼び方	九十一
附属書 D	(規定) 目次	九十五
附属書 E	(参考) まえがき及び序文の記載例	九十六
附属書 F	(規定) 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法	九十九
法		
附属書 G	(規定) JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法	百二
附属書 H	(規定) 文章の書き方並びに用字，用語，記述符号及び数字	百五
附属書 I	(規定) 追補	百十三
附属書 J	(規定) JIS の規格票の体裁	百十五
参考文献		百二十二
解説		百二十八

## 日本工業規格

## 規格票の様式及び作成方法

Rules for the layout and drafting of Japanese Industrial Standards

## 一 適用範囲

この規格は、日本産業規格（JIS）などの規格票の構成及び規格の作成方法について規定する。また、この規格は、規格に準じる文書にも適用可能である。

**注記 1** 規格に準じる文書には、我が国独自の標準仕様書（TS）及び標準報告書（TR）がある。

**注記 2** この規格は、国際規格との対比及び国際規格への提案を容易にするために、2018年に第8版として発行されたISO/IEC DIR 2を考慮して作成した。

**注記 3** 規格の作成者のためのチェックリストを、附属書Aに示す。

## 二 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによつて、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- ISO/IEC Guide 2-1, Regional or national adoption of International Standards and other International Deliverables—part 1: Adoption of International Standards
- ISO 690, Information and documentation—Guidelines for bibliographic references and citations to information resources
- ISO 7000, Graphical symbols for use on equipment—Registered symbols
- ISO 80000-2, Quantities and units—Part 2: Mathematics
- IEC 60417 DB, Graphical symbols for use on equipment—12-month subscription to regularly updated online database comprising all graphical symbols published in IEC 60417
- IEC 80000-13, Quantities and units—Part 13: Information science and technology
- IEC 81346 (規格群),  
 JIS B 0001, 機械製図  
 JIS C 0450, 電気及び関連分野一信号指定及び接続指定  
 JIS P 0138, 紙加工仕上寸法  
 JIS X 0121, 情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号  
 JIS X 0807, 電子文献の引用法

JIS Z 8002，標準化及び関連活動—一般的な用語  
JIS Z 8201，数学記号  
JIS Z 8210，案内用図記号  
JIS Z 8401，数値の丸め方  
JIS Z 8601，標準数  
JIS Z 9104，安全標識—一般的事項  
JIS Z 8000-1，量及び単位—第1部：一般  
JIS B 0060（規格群），デジタル製品技術文書情報  
JIS C 0617（規格群），電気用図記号  
JIS Z 8000（規格群），量及び単位  
JIS Z 8313（規格群），製図—文字  
JIS Z 8617（規格群），ダイヤグラム用図記号

### 三 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS Z 8002による。

#### 三・一 規格の種類

##### 三・一・一 規格 (standard)

与えられた状況において最適な秩序を達成することを目的に、共通的に繰り返し使用するために、活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を規定する文書であって、合意によって確立し、一般に認められている団体などによって承認されているもの

注釈1：規格は、科学、技術及び経験を集約した結果に基づき、社会の最適の利益を目指すことが望ましい。

[出典： JIS Z 8002，3.2，修正された — 注記2及び注記3 を削除]

##### 三・一・二 規格群

一つの主題の下に関連する複数の“部”で構成する規格において、この部編成の規格全体を総称する呼び名

##### 三・一・三 国際規格 (international standard)

国際標準化機構 (ISO)，国際電気標準会議 (IEC) などの国際標準化組織によって採択され、公開されている規格

[出典： JIS Z 8002，3.2.1.1，修正された]

##### 三・一・四 対応国際規格

規定内容の相違の有無にかかわらず、当該規格と、適用範囲の全部又は一部とが共通し、かつ、規定

素の全部又は一部とが共通している国際規格

## 三・一・五

**国際一致規格**

適用範囲及び技術的内容が対応国際規格と一致しており、かつ、規格の構成、区分け（箇条、細分箇条、附属書など）、図、表なども対応国際規格から変更することなく作成した JIS

注釈 1: ”一致”とは、対応国際規格で受け入れられるものは JIS でも全て受け入れられ、その逆も成り立つ状態をいう。

## 三・一・六

**追補**

規格の記述事項の一部だけを改正する場合に、その改正部分だけを抜き出して示す規格注

注釈 1: ISO/IEC DIR 2 では、追補を“ amendment”としている。

## 三・一・七

**規格票**

この規格で規定する構成及び作成方法によって作成された規格に、必要に応じて、表紙、解説などを加えて発行されたもの

## 三・二 規格の構造

## 三・二・一

**本体**

規格の構成要素のうち、附属書及び参考文献を除く部分

注釈 1: 表 2 参照。

## 三・二・二

**附属書**

内容としては、本来、規格の本体に含めてよい事柄であるが、規格の構成上、特に取り出して本体に準じてまとめたもの

## 三・二・三

**本文**

箇条、細分箇条及び段落（いずれも附属書での記載を含む。）の主体となる文章

注釈 1: 例、注記、注釈、注、図、表などは含まない。

## 三・二・四

**段落**

見やすくまとめられた文の塊

注釈 1: 段落は、改行によって区分けする。細別を含む場合もある。

## 三・二・五

**注記**

本文、図、表などの内容に対して、関連する補足事項を別に分けて記載するもの

## 三・二・六

**注釈**

用語及び定義の箇条で規定する内容に対して、関連する事柄を用語ごとに規定・補足するもの

注釈 1: 十六・五・八参照。

注釈 2: ISO/IEC DIR 2 では、注釈を“ note to entry”としている。

## 三・二・七

注

本文、図、表などの中の一部の事項に注符号を付け、その事項に対する記述事項を別に分けて記載するもの

## 三・三 構成要素の種別

## 三・三・一

**規定要素(normative element)**

規格の適用範囲及び技術的内容を規定する構成要素

注釈1： 規格の名称は、規定要素の一例である（表2参照）。

## 三・三・二

**参考要素(informative element)**

規格の理解若しくは利用を助けることを意図する構成要素、又は規格の内容、背景若しくは他の規格などとの関係についての補足情報の提供を意図する構成要素

注釈1： まえがきは、参考要素の一例である（表2参照）。

## 三・三・三

**必須要素(mandatory element)**

規格に記載する必要がある構成要素

注釈1： 適用範囲は、必須要素の一例である（表2参照）。

## 三・三・四

**条件付き要素(conditional element)**

規格に記載する必要性が、その規格に規定する内容によって決まる構成要素

注釈1： 記号及び略語は、条件付き要素の一例である（表2参照）。

## 三・三・五

**選択要素(optional element)**

規格に記載するか否かを、選択してよい構成要素

注釈1： 附属書は、選択要素の一例である（表2参照）。

## 三・四 記述事項

## 三・四・一

**要求事項(requirement)**

規格の規定によることが要求された場合に、満たすべき基準を示し、かつ、そこからの逸脱を許容しないことを示す事項

注釈1： 要求事項を示す場合に用いる言葉の表現形式については、表3に示す。

## 三・四・二

**推奨事項(recommendation)**

他の可能性については言及も排除もせず、特に適切であると考えられる、可能な選択肢又は行動指針を示す事項

注釈1： 推奨事項を示す場合に用いる言葉の表現形式については、表4に示す。

注釈2： 否定形の場合、推奨事項は、可能な選択肢又は行動指針の選択を勧めない（緩い禁止）が、これらの選択を禁止しない事項である。

## 三・四・三

## 許容事項(permission)

何かを行うことの許諾又は自由若しくは機会を示す事項

注釈1： 許容事項を示す場合に用いる言葉の表現形式については、表5に示す。

## 三・四・四

## 可能性・能力事項(possibility/capability)

期待される若しくは予測できる、物質的若しくは物理的な結果を示す事項、又は特定のことを実行する若しくは達成するために必要な能力、適性若しくは資格があることを示す事項

注釈1： 可能性・能力事項を示す場合に用いる言葉の表現形式については、表6に示す。

## 三・四・五

## 外部の制約(external constraint)

規格では規定しないが、規格に基づいて製造、販売、試験などをする場合、規格の利用者に課される、自然法又は国若しくは地域の事情に基づく、制約又は義務

注釈1： 外部の制約を示す場合に用いる言葉の表現形式については、表7に示す。

## 三・四・六

## 補足事項(statement)

規格の理解及び利用を助けるための補足的な事項

## 三・五 その他

## 三・五・一

## 引用規格

ある規格の要求事項を構成するために、一部又は全部が引用される、JIS並びに国際規格及びこれに準じる規範文書

## 三・五・二

## 解説

規格の一部ではないが、本体及び附属書に記載した事柄並びにこれらに関連した事柄について説明するもの

## 四 規格の目的

規格の目的は、公正な取引、国内外の商取引、国内外の商取引、コミュニケーションなどを支援するため、規定する技術的内容を曖昧でなく明瞭にすることである。この目的を達成するため、個々の規格は、次の条件を満たさなければならない。

- a) 規格の適用範囲に規定する範囲内で、必要な事項を規定している。
- b) 一貫性があり、明瞭かつ正確である。
- c) 現在の技術及び市場の状況を十分に考慮している。
- d) 将来の技術の進歩に配慮している。
- e) 規格の作成に参加していない関係者(例えば、製造業者、使用者・利用者、認証機関、行政機関)にも理解可能である。
- f) 契約に関する要求事項(例えば、クレーム、保証、経費負担)は含めていない。

g) 法規に関わる記載事項の内容は、法規と調和を図っている。また、法規を法規名、条項番号などで直接引用して要求事項、推奨事項又は許容事項の一部とはしていない。

## 五 一般原則

### 五・一 計画及び準備

単独の規格又は主題が共通する一連の規格（規格群を含む。）を遅滞なく整備できるようにするため、規格作成に着手する前に、次に示す事項を明確にする。

- ― 意図する規格の体系及び位置付け
- ― 国内外の規格及び／又は法規との相互関係
- ― 主題の構成及び区分け（主な規定項目）（箇条六参照）

一つの主題に対して、部編成の規格化を計画する場合は、想定する部の一覧を、規格の名称及び適用範囲を含めて可能な範囲で作成することが望ましい。

### 五・二 目的志向の手法

当該規格の対象とする主題の全ての特性を標準化できるわけではなく、その必要もない。当該規格の目的（例えば、健康、安全、環境保護、インタフェース、互換性、両立性、品種の管理）に応じて、主題から必要な特性を選択し、標準化する。製品などを機能分析することは、規格に含めることが必要な特性を特定する上で助けとなり得る。

規格に規定した個々の特性の選択理由について説明してもよいが、必須ではない。より一般的な背景に関する情報は、序文などで示してもよい（箇条十三参照）。

### 五・三 性能規定の原則

要求事項は、技術の進歩を妨げないように、可能な限り性能に関する要求事項として規定し、外観、形状などによる設計上の要求事項、又は寸法、材料などによって記述的に示す特性として規定しない。

ただし、性能に関する要求事項として規定することが困難な場合は、設計上の要求事項などで規定してもよい。この場合、…又はこれと同等の材料で“などの規定を含めることが望ましい。

### 五・四 検証可能性

要求事項は、客観的に検証が可能なものだけを規定する。

”十分に強い“、”適切な強度“などの表現は、主観的な表現であるため、用いないことが望ましい。

製品などの安定性、信頼性、寿命などについては、その特性を適切な期間で検証可能な試験方法が既知でない場合には、規定してはならない。製造業者などによる保証は、そのような要求事項の代わりにはならない。保証条件は、本来、技術的ではなく、商業的な理由又は契約上で定まるため、含めてはならない。

## 五・五 一貫性

個々の規格の中及び主題が共通する一連の規格（規格群を含む。）の中では、利用者の理解を助けるため、一貫性を保つことが望ましい。

そのため、次の事項によることが望ましい。

- ― 規格の構成及び区分けの方法は、同じ形式とする。
- ― 同一の記述事項（要求事項、推奨事項など）は、同じ表現を用いる。
- ― 既に定義されている個々の用語の概念に対しては、一つの用語を用い、新たに別の用語（同義語）を用いることは避ける。
- ― 個々の用語には、一つだけの意味をもたせる。

規格は、全体として一貫性を保つため、関連する基本規格及び／又はその他の規範文書の規定によって作成する。参考となる基本規格を、参考文献一覧に示す。

特に、次の事項について一貫性を保つことが望ましい。

- ― 標準化された用語
- ― 用語の定義及び用法
- ― 量、単位及びこれらの記号並びに数学記号
- ― 略語及び略号
- ― 製図及び線図
- ― 図記号

## 五・六 重複規定及び不必要な類似規定の回避

規定の重複及び不必要な類似規定は、避けることが望ましい。このことは、特に、試験方法などが複数の製品、品種などに頻繁に適用される場合に重要である。

主題を標準化する前に、適用可能な規格が既に存在しないかどうかを確かめなければならない。

ある箇条などで規定した事項を異なる箇条などで規定する必要がある場合は、繰り返して記載するのではなく、引用・参照することが望ましい（箇条十参照）。

ある試験方法が、<sup>2</sup>

種類以上の製品などに適用可能であるか、又はその可能性が高い場合は、試験方法そのものに関する規格を作成し、製品などを取り扱った個々の規格で、その試験方法を引用する（必要な場合には、修正して適用する内容を明記する。）。これによって、同じことを規定しようと意図しているそれぞれの規格で、規定内容に差異が生じることを避けられる。また、複数の製品などに適用される可能性がある試験装置の仕様などは、適用しようとする製品規格などとは別の規格として体系化することが望ましい。

一つの主題に関する要求事項は、一つの規格にまとめることが望ましい。

分野によっては、主題のグループに適用する共通的な要求事項を抜き出して規定する規格を作成することが望ましい。

外部の情報源から技術的内容を要求事項としてそのまま規定する場合は、正確に転載する（十・一参照）。

## 五・七 特性を定量値で規定することが難しい場合の措置

規格には、一律に特性値を規定することが難しい場合など、製造業者などが任意に適切な特性値を設定してよいとする特性項目を規定する場合がある。このように規定した特性については、その具体的な特性値を、例えば、銘板、ラベル、添付文書などで明示する旨を規定する。

複合製品の場合などは、網羅的に性能の要求事項を規定することは非現実的であることが多い。このような場合は、性能の要求事項を規定する代わりに、必要に応じて性能のデータを試験成績書などによって製品に添付することを規定することが望ましい。これらの対応は、健康及び安全性に係る要求事項の場合には、適用してはならない。

規格で性能値又は他の値を規定せず、製造業者、購入者、使用者などが指定する必要がある特性項目を規定する場合には、それらの値の測定方法及び明示方法について規定する。

## 六 主題及び規格の区分け

### 六・一 一般

主題は、必要に応じて規格群に区分けし、また、一つの規格の中を表1によって区分けする。

表1-1 主題及び規格の区分け

主題及び規格の区分け		付番の例
部 (Part)		XXXX-1
簡条 (Clause)		1
細分簡条 (Subclause)		1.1
細分簡条		1.1.1
段落 (Paragraph)		(番号なし)
附属書 (Annex)		A

### 六・二 主題の区分けの方法

通常、一つの主題は、一つの規格で作成する。ただし、次のような場合には、規格群としてもよい。

- a) ページ数が多くなりすぎる可能性がある。
- b) 規定内容が相互に関連している。例えば、規定内容が製品の規定と試験方法の規定とに分かれた場合。
- c) 規定の一部が法規に引用される可能性がある。
- d) 規定の一部が認証に用いられることが想定される。

規格群にすることによって、必要に応じて、各部の規格を個別に制定、改正又は廃止できる利点がある。

特に、特定の製品などの側面について、様々な関係者が個別に関心をもつ、例えば、次のような対象項目は、規格群の一つの部又は個別の規格として、明確に区別することが望ましい。

- ― 健康及び安全性に関する要求事項
- ― 性能に関する要求事項
- ― 保守及び修理に関する要求事項

- ― 据付けに関する要求事項
- ― 品質評価に関する要求事項
- ― 信頼性に関する要求事項

## 六・三 部編成の区分けの方法

主題を部編成で区分けする方法は、次のいずれかによる。

- a) ある主題について、各部が主題の個々の側面を規定する。部自体は、他の部とは独立の関係にある。

例 1 第1部：用語

第2部：要求事項

第3部：試験方法

第4部：○○○○

例 2 第1部：安全要求事項

第2部：電磁両立性(EMC)要求事項

第3部：性能及び試験要求事項

第4部：○○○○

- b) ある主題について、共通の項目を規定する部(通常、第1部)と個別の内容を規定する部とに区分けする。

例 3 第1部：一般要求事項

第2部：ブルドーザの要求事項

第3部：ローダの要求事項

第4部：油圧ショベルの要求事項

- c) に規定した方法において、共通の項目などを規定した通則的な部の全体又は一部を個別の部で引用・参照する場合、通常、西暦年を付記しない。ただし、西暦年を特定する必要がある場合、西暦年を付記して引用・参照する(十・五参照)。西暦年を付記しない場合、個別の部の見直し時又は改正時に引用・参照している箇所の記載内容について確認する。

規格群で構成する各部の規格は、共通の規則によって作成する。

各部の番号は、規格群の基になる規格番号の後に、ハイフン“ - ”及び通常、1から始まるアラビア数字を付けて表す。

例 4 XXXX - 1, XXXX - 2

部は、通常、更に区分けしない。ただし、IEC規格の付番方法に倣って、2段階まで区分けしてもよい。

例 5 XXXX - 1 - 1, XXXX - 1 - 2

部の名称の付け方は、箇条十一による。

ある主題を複数の部に区分けする場合、第1

部は“用語及び定義”などの一般的・共通の規定のために確保し、第1部のまえがき又は序文に、規格群の区分けの説明を記載することが望ましい。

## 六・四 規格の構成要素

規格の構成要素及びその一般的な記載順序を、表2に示す。

表2-1 規格の構成要素及び記載順序

規格の構成要素	規定要素又は参考要素	必須要素，選択要素又は条件付き要素
名称	規定要素	必須要素
目次 <sup>e)</sup>	参考要素	選択要素
まえがき	参考要素	必須要素
序文	参考要素	選択要素又は必須要素 <sup>d)</sup>
適用範囲	規定要素	必須要素
引用規格	参考要素	必須要素 <sup>c)</sup>
用語及び定義	規定要素	必須要素 <sup>c)</sup>
記号及び略語	規定要素	条件付き要素
専門的内容例 試験方法	規定要素又は参考要素	必須要素，選択要素又は条件付き要素
附属書	規定要素又は参考要素	選択要素
参考文献	参考要素	条件付き要素
索引 <sup>e)</sup>	参考要素	選択要素

注<sup>e)</sup> 附属書Dによる

注<sup>d)</sup> 十三・三参照。

注<sup>c)</sup> 引用規格がない場合には，十五・五・二・一d)に示す前置き文を用いる。

注<sup>b)</sup> 定義する用語がない場合には，十六・五・三d)に示す前置き文を用いる。

注<sup>a)</sup> 索引は，必要な場合に設ける。

## 七 記述事項の表現形式

### 七・一 一般

規格は，規定を満足していることを主張するための要求事項を利用者が識別できるものでなければならぬ。推奨事項，許容事項及び可能性・能力事項は，要求事項とは明確に区別できるように記載する。文末の表現形式は，表3～表6又はこれらと同等の表現形式とする。また，外部の制約の表現形式は，表7又はこれと同等の表現形式とする。

なお，国際規格で用いられている英語表現（単数形）を，参考として表3～表7に示す。

#### 注記

表3～表7の “国際規格で用いられている英語表現（参考）” に示す表現は，ISO/IEC DIR 2 の第 8 版の記載内容であり，この規格で規定する事項ではない。

### 七・二 要求事項

要求事項の表現形式は，表3による。

表3-1 要求事項の表現形式

表現の区分	表現形式	説明	国際規格で用いられている英語表現（参考）
要求 <sup>a)</sup>	…す	規格に適合するためには，厳密にこれによっており，これから外れてはならないことを示す。	shall (例外的に用いられる同等の表現形式) is to …
	…る。		is required
	…(し)		to … it is
	…(な)		required that
	…(ら)		has to …
	…(い)。		only … is



表 4 一 推奨事項の表現形式

表現の区分		説明	
表現形式	表現形式	説明	表現形式
推奨事項 …する ことが望ましい。 …するの がよい。 …する ことを 推奨す る。	このほかでもよいが、これが特に適していることを示す。	国際規格で用いられている英語表現(参考)	should not recommended that ought to …
緩い禁止事項 …望ましくない。 …しない方がよい。	好ましくはないが、必ずしも禁止をしないことを示す。	国際規格で用いられている英語表現(参考)	should not recommended that not ought to …
例 測定の不確かさの完全な評価は、”計測における不確かさの表現のガイド(GUM)”によって行うことが望ましい。 注記 文末で、推奨を示す表現形式として、”…すべき事項”及び”…すべきでない。”は、用いない。”べき”は、”…すべき事項”のように、名詞を修飾するときだけに用いる。			

七・四 許容事項

許容事項の表現形式は、表 5 による。

表 5 一 許容事項の表現形式

表現の区分	表現形式	説明	国際規格で用いられている英語表現(参考)
許容事項 …(し) てもよい。 …(し) てよい。 … い。 差し支えない。 … ない。	規格の立場に立って、これを許していることを示す。	may 例外的に用いられている同等の表現形式 is permitted … is allowed … is permissible … “possible” 及び “impossible” は用いない。“may” の代わりに “can” を用いない。“may” の代わりに “might” を用いない。“may” は規格が示す許可(permission)を表すが、“can” は規格の利用者が実現の余地があること(possibility)又は規格の利用者が特定のことを実現できる力をもっていること(ability)を表す。 文意によって、可能性と解釈するのが適切な場合がある(例えば、“場合がある”、“ことがある”)。	may not 例外的に用いられている同等の表現形式 it is not required that … is required …
不必 要	規格の立場に立って、これを必要としないことを示す。		

表現 の区分	表現 形式	説明	国際規格で用いられている英語表現参考
)	… (		
注 <sup>エ</sup> 注 <sup>カ</sup>	許容を示す表現形式として、“…できる”及び“…できない”は、用いない。		
table 5a			

### 七・五 可能性・能力事項

可能性・能力事項の表現形式は、表6による。

表6 一 可能性・能力事項の表現形式

表現 の区分	表現 形式	説明	国際規格で用いられて いる英語表現(参考)
可能 性・能 力 <sup>キ</sup>	…可 能性 があ る。	規格の利用者に実現の余地があること、又は規格の利用者が特定のことを実現できる力をもっていることを示す。	can 例外的に用いられている同等 の表現形式 be able to … there is a possibility of … it is possible to …
…可 能 であ る。	…可 能 があ る。	規格の利用者に実現の余地があること、又は規格の利用者が特定のことを実現できる力をもっていることを示す。	“can” の代わりに “may” を用いない。 “may” は規格が示す許 可(permission )を表すが、“can” は規格の利用者を実現 の余地があること (possibility)又 は規格の利用者が特定のこ とを実現できる力をもってい ること(ability)を 表す。
不可 能 <sup>キ</sup>	…可 能 があ ない。	規格の利用者に実現の余地がないこと、又は規格の利用者が特定のことを実現できる力をもっていないことを示す。	cannot 例外的に用いられている同等 の表現形式 be unable to … there is no possibility of … it is not possible to …

表現の区分	表現形式	説明
不可... 能で ある ... 能力 がな い。		国際規格で用いられている英語表現参考
例 1	この「可能性」例	腐食性大気条件で用いる場合、締付機構が故障する可能性がある。
例 2	次モーメント直径を用い、ガウスビーム分布を仮定して計算する場合、開口を通過するパワーは、著しく過小評価される可能性がある。	
例 2-1	これ(噴霧器)の方法を用いると、噴霧器の異なる設定方法を比較することが可能である。	
例 2-3	E-3に示す逆計算手法だけが、エネルギー性能の計算に適用可能である。 スプリングワッシャ又はこれと同等のものをを用いることによって、適切な固定が可能である。	
注 e	可能性・能力事項を示す表現形式として、“...できる”及び“...できない”は、用いない。ただし、能力を示す場合、文の途中では用いてもよい。	
注 g	table 6a	

### 七・六 外部の制約

外部の制約の表現形式は、表7による。

外部の制約は、法規などで定められている規則、義務などである「箇条4 g 参照」。規格では、法規などの名称、条項番号などを直接引用して、要求事項、推奨事項又は許容事項の一部としてはならない。

表7-1 外部の制約の表現形式

表現の区分	表現形式	説明
外部の制約	…に従わなければならない とされている。 …に従わなければならない と定められている。 …でなければならない ないとき れている。	国際規格で用いられている英語表現(参考) “must” “shall” の代わりに “must” を用いない(規格の要求事項 と法的義務などの制約との混同を防ぐため) (七・二参照)。
注記	その他の場合は、“電気用品の技術上の基準を定める省令”に従わなければならないとされている。	

### 八 用字、用語及び略語

#### 八・一 用字及び用語の表記

用字及び用語の表記方法並びに文章の書き方は、附属書Hによる。

## 八・二 組織の名称及び略称

組織の名称は、その組織の正式な名称で表す。ただし、混乱のおそれがない場合は、組織の名称を初に用いる箇所で、正式な名称とともにその組織が用いている略称を括弧内に併記し、その後は略称だけを表記してもよい。

例 一般財団法人日本規格協会 (JSA)

## 八・三 略語

略語を用いる場合は、混乱のおそれがないときに限る。

略語を用いる場合は、当該規格を通して同じ略語を用いる。規格群の中では、同じ略語を用いることが望ましい。

当該規格の中で略語の一覧(箇条十七参照)を示さない場合、又は用語及び定義の箇条で略語を規定しない場合は、その略語に関わる用語を初に用いる箇所で用語を略さずに記載し、その後括弧書きで略語を併記する。

例 1 中央処理装置 (CPU) とは、一つ以上の処理機構と内部記憶装置とから成る機能単位をいう。CPU によって、…

ある用語に略語を規定した後は、当該規格を通して略語を用いることが望ましい。ただし、箇条、表などの題名などでは、分かりやすさから、元の略さない用語を用いてもよい。

略語の表し方は、通常の単語でないことが容易に分かるように、次のいずれかによることが望ましい。

a) 全てをラテン文字の大文字とし、文字の次に“.”を付けない。

例 2 「相对湿度 (relative humidity) の略語」  
RH (不適切な例: R.H.)

b) 日本語の文字を用いるときは、その分野において普及している略語に限る。

例 3 (サ行変格活用の略語)  
サ変

長い名詞(修飾語を含む。)を短く表す場合などでは、その名詞を初に用いる箇所で略さずに記載し、その後に括弧書きで“(以下, ○○という。)”と表記してもよい。

例 4 この規格は、耐食用、低温用、高温用、消火用などの配管に用いるステンレス鋼鋼管(以下, 管という。)について規定する。

## 八・四 規格の表現形式

規格の表現形式は、利用者が規格を正しく理解して利用できるように、できる限り簡単かつ簡潔な形式とする。

## 九 数値，量，単位及び記号

## 九・一 一般

数値及び物理量の表し方は 九・二，規定値の表し方は 九・三，量の表し方は 九・四，並びに単位の表し方は 九・五による。数学記号は，JIS Z 8201による。その他の事項は，JIS Z 8000（規格群）規格群，ISO 80000-2及びIEC 80000-13による。規格に用いる量及び単位の表記方法を確認する場合には，附属書 Bを参照する。

## 九・二 数値及び物理量の表し方

## 九・二・一 小数点

小数点は，” . ”

”を用いて表す。ただし，対応国際規格を基礎とした規格で，数値が大量に記載されている表，式などをそのまま転載する場合には，” . ”を用いてもよい。この場合には，注記でその旨を明記する。また，1

未満の数値を十進法で表す場合は，小数点の前にゼロを置く。

例 1 0.001（不適切な例：0.001, 0.001, .001）

例 2 注記この表は，対応国際規格の表をそのまま転載したものであり，小数点の表記を対応国際規格の表記どおり“ . ”のままとしている。

## 九・二・二 数値の区切り

数値を表す場合は，3桁ごとにまとめ，間に半角スペースを入れて表記する。半角スペースの代わりに，コンマなどで区切ってはならない。これは，小数点の後の数値にも適用する。ただし，図面上に記載する数値には半角スペースを入れなくてもよい。また，これらは，2進数，16進数，暦年を表す数字，及び規格番号などを表す数字には，適用しない。

例 1 23 一 4 5 区切る例 4 5 2 345 6 2 345 6 7

例 2 2 0 1 8 区切らない例 Z 8 3 0 1

## 九・二・三 物理量

無名数以外の物理的な数量を表す場合は，アラビア数字の後に国際単位系（SI）による単位記号を付ける（九・五参照）。

平面角の度，分及び秒の単位記号は，数値の後に半角スペースを入れないで記載する（九・二・七の例参照）。その他の全ての単位記号は，数値との間に半角スペースを入れる「九・二・六の a）及び b）並びに九・三・二の例 1 及び例 2 参照」。

## 九・二・四 数値の掛け算及び指数表記

数と数との掛け算を表す場合及び数値の指数表記（通常，10を基数とする $\times$ ）の乗算記号には，“ $\times$ ”を用いる。

例 1  $1.8 \times 10^3$ （不適切な例： $1.8 \cdot 10^3$ ）

数値と量記号との掛け算及び数値と演算記号（対数記号など）との掛け算を表す場合は、乗算記号を省略してよい。この場合、適宜、半角スペースを挿入してもよい。

例 2  $3m^2$

### 九・二・五分數

数値の式などで分数を表す場合には、通常、分子と分母との間に横線を用いて表す。ただし、文章中では、半角の斜線“/”を用いて表すのがよい。

### 九・二・六寸法

形状の寸法を表す場合は、次のように示す。

- a) 平面の場合： $80\text{ mm} \times 25\text{ mm}$  ( $80 \times 25\text{ mm}$ ) 及び  $80 \times 25\text{ mm}$  とはしない。<sup>2)</sup>
- b) 直方体の場合： $80\text{ mm} \times 25\text{ mm} \times 50\text{ mm}$  ( $80 \times 25 \times 50\text{ mm}$ ) 及び  $80 \times 25 \times 50\text{ mm}$  とはしない。<sup>3)</sup>

### 九・二・七角度

角度は、10進法で表し、小数点で区切ることが望ましい。ただし、機械製図、地理座標などの場合には、10進法で表さなくてもよい。

例 17.25。(推奨しない例：17°15′)

### 九・三 規定値の表し方

#### 九・三・一 一般

規定値は、上限値及び/若しくは下限値、又は基準値及びその許容差で示す。

上限値及び/若しくは下限値、又は基準値及びその許容差を規定する場合には、通常、一つの特性に対して一つの値を規定する。使用者の要求などによって、区分け又はレベル分けが必要な場合には、複数の値を規定してもよい。

#### 九・三・二 範囲による表し方

範囲を表す場合には、“~”(H・四・四参照)、“...から...まで”(H・三・二・一参照)などを用いる。また、これらの場合、いずれの数値にも単位記号を表記する。

例 1 10 kPa ~ 12 kPa (不適切な例：10 ~ 12 kPa, 10 | 12 kPa) 例

例 2 0 °C から 10 °C まで

#### 九・三・三 許容差による表し方

基準値の後に、プラス側の許容差には“+”，マイナス側の許容差には“-”，及び両側に等しい値の許容差には“H”の記号を付ける。ただし、許容差がゼロの場合には、記号を付けない。

例 1  $80\mu F \pm 2\mu F$  又は  $(80 \pm 2)\mu F$

例 2  $\lambda = 220 \times (1 \pm 0.02) W / (m \cdot K)$

例 3  $80_{0}^{+2}$  (不適切な例:  $80_{0}^{+2}$ )

例 4  $80_{-25}^{+50}\mu\text{m}$

許容差を百分率で表す場合は、誤解されないように数学的に正しい形で表す。百分率の範囲を表す場合には、" 63 % ~ 67 %" のように表記する。基準値に対する許容差を表す場合には、(65±2) % のように表記する。 " 65±2%" 又は " 65%±2%" のように表記してはならない。

注記 65±2%及び65%±2%の表記は、" 2 % " が 2 / 100 か 2 / 65 のいずれであるか、曖昧である。

測定値のばらつきに対する許容差は、測定値の区分けごとに対応するばらつき許容限界値又は測定値に対応する回帰式 (JIS Z 8101 規格群参照) の形で表す許容限界値を記載する。

例 5 表 x-1 分析精度の許容差

単位 %	同一分析室内許容差	異分析室間許容差
0.42 以上 6.00 未満	0.006 0.007 0 [Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (%) ] + 0 .	0.016 0.018 0 [Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> (%) ] + 0.004

### 九・三・四 数値の丸め方

数値の丸め方は、通常、JIS Z 8401 による。

### 九・三・五 選択値

規定値は、品種、インタフェースなどの目的によって、特定の数値又は一連の数値を規定してよい。数値は、JIS Z 8601 に規定する一連の標準数 (R 標準数) によって選ぶか、又は他の決定要素によって選ぶでもよい。

注記 電気技術分野の場合には、推奨する寸法システムが IEC Guide 103 に示されている。

他の規格で引用・参照されることを意図した機器などを規定するための選択値を規定している規格は、これらの観点から、基本規格とみなす。

例 JIS C 60063 「この規格は、電子技術に関する標準数列 (E 標準数) を規定している。」

標準数の使用に当たっては、端数 (例えば、3 .

15) の採用によって数値の処理が必要となることがある。そのような場合は、計算結果などの数値を丸めることが望ましい。

### 九・三・六 化学分析の数値の表し方

化学分析の数値の表し方は、JIS K 0050 , 5 . 1 (数値の表し方) に規定されている。

### 九・四 量の表し方

#### 九・四・一 量記号の表し方

量記号は、可能な限り JIS Z 8000 (規格群) 規格群によることが望ましい。

量記号は、斜体で表す。量記号は、通常、1 文字で表す。

同じ規格内で、同一の記号を異なる量を表すために用いてはならない。ただし、やむを得ず同一の記号を用いる場合には、記号の説明を加え、明確に区別できるように記載しなければならない。

関連する概念の量記号を区別するために、下付き文字を用いるとよい。やむを得ない場合を除き、下付き添字を付けた量記号に更に下付き添字を付けた量記号は、用いない。

例  $D_{\text{Imax}}$  (通常、用いなく例:  $D_{\text{Imax}}$ )

## 九・四・二 量記号の演算

乗算記号及び除算記号の詳細は、JIS Z 8000-1及びJIS Z 8201による。ベクトル、テンソル及び集合に関する数学記号の詳細は、ISO 80000-2による。これらの規格に規定された量記号の演算に関する主な事項を、次に示す。

a) 乗算記号“ $\times$ ”は、ベクトル積及び直積(デカルト座標積)にも用いる。

例 1  $\vec{I}_G = \vec{I}_1 \times \vec{I}_2$

b) 半角の midpoint “ $\cdot$ ” は、ベクトルなどのスカラー積を表す場合に用いる。また、半角の midpoint は、スカラー量の積に用いてもよい。

例 2  $U = R \cdot I$

c) 乗算記号は、次のような場合には、省略してよい。

$$- 4c - 5d$$

$$- 6ab$$

$$- 7(a+b)$$

d) 量記号による式などで除算を表す場合には、通常、分数で表し、分子と分母との間に横線を用いる(二十七・五参照)。ただし、文章中では、半角の斜線“ $/$ ”を用いて表すのがよい。

## 九・五 単位の表し方

### 九・五・一 単位記号

単位記号は、JIS Z 8000規格群に規定する SI (SI との併用を認めている単位を含む。) による。ただし、法規で非 SI の使用を認めている場合は、その認められている範囲内で用いてもよい。その場合は、SI 単位を併記することが望ましい。

なお、SI

で単位が規定されていない量の場合には、当該規格の関連分野で用いられている単位を用いてもよい。

使用の期限がある単位記号は、その期限を明記して用いる。

ppm など言語固有の略語は、できる限り用いない。ppm など言語固有の略語を用いる必要がある場合は、その意味を説明する。

半角の midpoint “ $\cdot$ ” 及び半角の斜線“ $/$ ”

”は、それぞれ複合単位(単位記号を複数組み合わせた単位)の積及び商に用いてもよい。

例  $\text{rad} \cdot \text{m}^2 / \text{kg}$

## 九・五・二 文章中での単位の表し方

単位を文章中で数字と組み合わせる場合、単位記号を用いる。ただし、時間及び角度の単位は、漢字で記入してもよいが、同じ規格の文章中では、単位記号か漢字かのいずれかに統一する。

例 1 10 min 以上放置した後…

例 2 10分以上放置した後…

単位を文章中で数字と組み合わせない場合には、片仮名及び／又は漢字による、単位の名称で記載する。

(例 3 参照)。ただし、説明のために、括弧を付けて単位記号を付記してもよい(例 4 参照)。

例 3 重量キログラムからニュートンへの換算

例 4 圧力は、キロパスカル(kPa)で示す。

計量単位が無名数 1 の場合で数値を百分率で表すときには、“%”を用いて表記してもよい。

## 九・五・三 図中・表中での単位の表し方

図及び表での単位の表記方法は、それぞれ二十八・五・二及び二十九・五・三による。ただし、時間及び角度の単位は、同じ規格の図中及び表中それぞれにおいて、単位記号か漢字かのいずれかに統一する。

計量単位が無名数 1

の場合で、表内の値を百分率で表すときには、“%”を用いて表記してもよい。

## 十 引用・参照

### 十・一 一般

規格は、通常、全ての規格が相互に関連しており、整合性を備えた体系を成している。したがって、別の規格全体又は別の規格の特定の内容を繰り返して規定・記載した場合には、文章が不必要に長くなり、誤りを招く又は一貫性を失うおそれがある。このため、規格番号を規定・記載することで規格全体を、又は規格番号に加えて簡条番号などを規定・記載することでその一部の内容を、引用・参照するのがよい。当該規格内の他の部分の引用・参照の場合にも、簡条番号などを規定・記載することで引用・参照するのがよい。

次のいずれかが、引用元又は参照元となる可能性がある。

- ― 当該規格内の他の部分(例えば、簡条、図、表、附属書。十・六参照)
- ― 他の規格又は文書の全部又は一部(十・二参照)

引用・参照は、要求事項、推奨事項、許容事項、可能性・能力事項、外部の制約又は補足事項のいずれを意図して引用・参照するかを書き分けて記載する。

引用・参照する規格などを新版とするか特定の版とするかは、次による。

- ― 新版とする場合：西暦年を付記しない(十・四参照)。
- ― 特定の版とする場合：西暦年を付記する(十・五参照)。

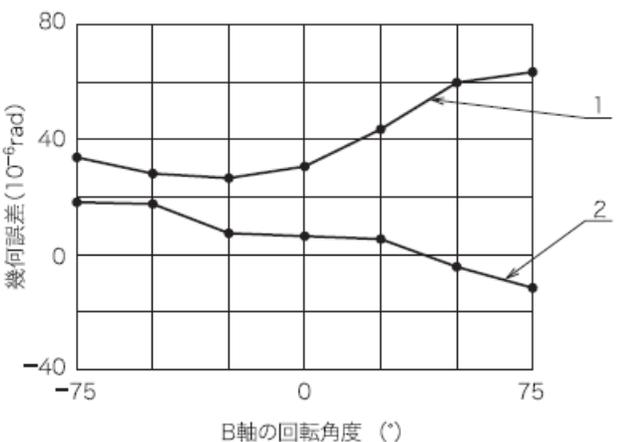
なお、発効年は、JIS の制定・改正が官報に公示された年を示し、発行年は、JIS 以外の規格又は規範文書が発行された年を示す。

規格の利用上の利便性などから、引用・参照する規格などの内容を転載する必要がある場合には、繰り返した内容の後に“(出典：○○)”と、出典元を正確に記載する。

用語及び定義で出典元となる用語規格などがある場合の記載例は、十六・五・九参照。

他の文献から転載した情報の記載例を、次に示す。

例



記号説明

1：B軸の角度位置決め誤差

2：B軸のX軸回りの傾き

[出典：茨木創一，工作機械の空間精度，森北出版，東京，2017  
(著者の許可を得て一部修正して転載)]

図 x-R-test 測定結果から同定した B 軸の角度依存誤差

十・二 引用してよい文書及び参照してよい文書

十・二・一 引用してよい文書

十・二・一・一 一般

引用してよい文書は、JIS 並びに国際規格 (ISO / IEC 規格を含む ISO 規格及び IEC 規格) 及びこれに準じる規範文書 (以下、規格・規範文書という。) とする。

次のものは、引用してはならない。

― 一般に利用できない文書 ( 無料又は商業的に妥当かつ非差別的な条件で誰でも入手可能な公開された文書 “ではない文書” )

― 我が国独自の TS 及び TR

引用する全ての規格などが有効であることを確認する。

十・二・一・二 対応国際規格の中で引用されている規格・規範文書

対応国際規格を基礎とする JIS において、対応国際規格の中で引用されている規格・規範文書の規定を技術的に変更することなく適用する場合の扱いは、通常、次による。

a) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS があり、対応国際規格で引用されている規定内容と対応する JIS で規定している該当箇所の規定内容とに技術的に差異がない場合には、当該 JIS を引用する。

b) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS があるが、対応国際規格で引用されている規定内容と対応する JIS で規定している該当箇所の規定内容とに技術的に差異がある場合で、JIS で規定している該当箇所の規定内容と技術的に差異がない別の JIS があるときには、通常、別の JIS を引用する<sup>2)</sup>。ただし、引用されている国際規格などの該当箇所を翻訳して本文中に規定するか、又は国際規格などの該当箇所が長いときには附属書（規定）として記載し、これを引用してもよい<sup>2)</sup>。

c) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS があるが、対応国際規格で引用されている規定内容と対応する JIS で規定している該当箇所の規定内容とに技術的に差異がある場合で、JIS で規定している該当箇所の規定内容と技術的に差異がない別の JIS がないときには、引用されている国際規格などの該当箇所を翻訳して本文中に規定するか、又は国際規格などの該当箇所が長いときには附属書（規定）として記載し、これを引用する<sup>2)</sup>。

d) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS がないが、対応国際規格で引用されている規定内容と技術的に差異がない事項を規定している別の JIS がある場合には、通常、その別の JIS を引用する<sup>2)</sup>。ただし、引用されている国際規格などの該当箇所を翻訳して本文中に規定するか、又は国際規格などの該当箇所が長いときには附属書（規定）として記載し、これを引用してもよい<sup>2)</sup>。

e) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS がなく、対応国際規格で引用されている規定内容と技術的に差異がない事項を規定している別の JIS もない場合には、引用されている国際規格などの該当箇所を翻訳して本文中に規定するか、又は対応国際規格の引用事項が長いときには附属書（規定）として記載し、これを引用する<sup>2)</sup>。

注<sup>1)</sup> この場合、当該 JIS とその対応国際規格との対応の程度は、“一致している” (IDT) とはならない。

注<sup>2)</sup> この場合、通常、構成が変更されるため、当該 JIS とその対応国際規格との対応の程度は、“一致している” (IDT) とはならない。

b)~e) の中で、国際規格などの該当箇所を翻訳する代わりに、国際規格などをそのまま引用してもよい。

なお、対応国際規格で引用されている国際規格などに対応する JIS があるが、対応国際規格で引用されている規定内容と対応する JIS で規定している該当箇所の規定内容とに技術的に差異がある場合であっても、対応する JIS を引用することが合理的な場合には、対応する JIS を引用する。

## 十・二・二 参照してよい文書

参照してよい文書は、規格又は他のどのような種類の文書であってもよい。

規格を改正する場合には、全ての参照する文書が有効であることを確認する。

対応国際規格を基礎とする JIS において、対応国際規格の中で参照している規格・規範文書の扱いは、通常、対応国際規格どおりに記載する。ただし、それらに対応する技術的に差異のない JIS がある場合には、JIS に置き換えてもよい。

### 十・三 引用又は参照する場合の表し方

#### 十・三・一 引用

引用する規格・規範文書は、その規格番号又は文書番号を表記し、必要な場合にはその西暦年を付記する（十・五参照）。

例 1 1…JIS C 60068-2-2:2010 に規定された試験を行う…  
引用規格の名称は、引用規格の箇条において表記する（箇条十五参照）。

対応国際規格を基礎とする JIS では、技術的な差異を伴わない次のような変更においても、変更箇所を表記する。

a) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などを JIS に置き換えた、次のいずれかの場合には、引用する JIS 番号などに側線又は点線の下線を施す。

(一) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS がなく、対応国際規格で引用されている規定内容と技術的に差異のない事項を規定している他の JIS を引用した場合

(二) 対応国際規格の中で引用されている国際規格などに対応する JIS があるが、対応国際規格で引用されている規定内容と技術的に差異があり、対応国際規格で引用されている規定内容と技術的に差異のない事項を規定している他の JIS を引用した場合

b) 対応国際規格の引用事項を翻訳して規定した場合、翻訳した規定文には、側線又は点線の下線を施す。さらに、国際規格の引用事項を具体的に規定した旨を注記として記載するのがよい。

例記 2 第 2 段落の内容は、対応国際規格で引用している ISO XXXXX の引用箇所を翻訳して規定したものである。

#### 十・三・二 参照

参考として参照する規格・規範文書などの表記方法は、通常、十・三・一と同様とする。ただし、参照する規格・規範文書などの数が少ないなど、参考文献一覧を設けない場合には、それらの名称を本文に表記してもよい。各文献名などを本文で表記する場合の表記方法は、通常、参考文献一覧に表記する場合と同様とする（二十一・五参照）。

例 1 JIS B 0601:2013 「製品の幾何特性仕様（GPS）―表面性状：輪郭曲線方式―用語、定義及び表面性状パラメータ」は、幅広い調査を行い、…という結果を示している。

参照する参考文献の情報は、通常、参考文献一覧を設けて記載する（箇条二十一参照）。参考文献一覧で付番した場合には、本文の該当箇所に、その番号を角括弧に入れて表記するのがよい。

例 2 …は、参考文献[3]の図 2 参照。

例 3 …が知られている[2]。

例 4 …といわれている（参考文献[4]）。

#### 十・四 西暦年を付記しない規格・規範文書

引用する規格などに対して、次の場合、西暦年は付記しない。

―別の規格などの全体を引用する場合で、特に制定年又は改正年を特定する必要がない場合

―引用する規格が、その後の改正（追補を含む。）を含んで当該規格の目的のために適用可能であると見込まれる場合

例 1 JIS Z 2244 に規定する試験方法による。

西暦年を付記せずに引用する規格などが、規格群の全ての部を対象とする場合には、規格番号などの後に“規格群”を付ける。

例 2 JIS Z 8000 規格群に規定された単位記号を用いる。

別の規格などの一部を引用する場合で、特に制定年又は改正年を特定する必要がないときは、通常、引用する規格などの番号及び引用事項（例えば、箇条の番号・題名、種類の記号、図・表の番号・題名）を表記する。

例 3 JIS G 4051 に規定された S15C を用いる。

例 4 JIS B 1051 の 9・8（頭部打撃試験）による。

西暦年を付記しないで引用する規格などは、通常、引用した規格などの新版を適用する。なお、国際規格を引用・参照する場合、西暦年を付記しないときには、当該国際規格に対して発行されている追補も含めて適用する。

西暦年を付記しないで参照する規格などの扱いは、西暦年を付記しないで引用する規格などと同様とする。

## 十・五 西暦年を付記する規格・規範文書

当該規格以外の別の規格などを引用している場合で、特に制定年又は改正年を特定する必要があるときには、規格番号などに西暦年を付記する。この場合、西暦年を付記して引用した規格・規範文書は、特定の発効年又は発行年の文書を示す。

例 1 … JIS L 1094:2014 に規定された…

例 2 … ○○自動電気制御装置は、IEC 60730-1:2013+AMD1:2015 に規定された…

引用しようとしている JIS が同じ年に 2 度改正されている場合、2 度目に改正された JIS を引用するときには、改正年（西暦年）に加えて“R”の記号を表記する。なお、同じ規格番号の国際規格が同じ年に 2 度発行された場合には、西暦年に加えて発行月を表記する。

対応国際規格の中で西暦年を付記して引用している国際規格などが改正されている場合は、当該規格として引用する国際規格などを更新するのがよいかどうか検証する。

対応国際規格の中で引用している国際規格に追補が発行されている場合には、西暦年を付記した基になる規格及び西暦年を付記した追補を表記する。

例 3 ISO 7150:2009+AmD 1:2017 に基づく土工機械は、…

例 4 IEC 60947-5-1:2003+AMD1:2009 に基づく制御回路機器は、…  
規格の場合（）

JIS の場合には、基になる規格番号に、直近の追補の発効年だけを付記する。

例 5 JIS Z 8301:2011 は、…（不適切な例：JIS Z 8301:2008  
及び追補 1:2011 は、…）

西暦年を付記して参照する規格などの扱いは、西暦年を付記して引用する規格などと同様とする。

## 十・六 当該規格内での引用・参照の示し方

本文中で、当該規格の箇条、細別、附属書、注記、注、図、表、式などを引用・参照する場合は、通常、次の表現形式のように、その番号などを用いる。

― 引用の場合

- ・ 箇条の場合：“ 箇条 9 による。” (“ 9 による。”とはしない。)
- ・ 細分箇条の場合：“ 5・1 によって (“ 細分箇条 5・1 によって “とはしない。)
- ・ 細別の場合：“ 箇条 5 の a) によって…”
- ・ 細別の場合：“ 5・1・1 の b) に規定する…” 又は “5・1・1 b) に規定する…”
- ・ 細別の場合：“ a) によって…” (同じ箇条・細分箇条内の場合)
- ・ 附属書の箇条の場合：“ B・1 によって…” (“ 附属書 B の B・1 によって…”、” 附属書 B・1 によって…” などとはしない。)
- ・ 式の場合：“ 式(3)によって求める。”

― 参照の場合

- ・ 細分箇条の場合：“ …の平均値を求める (6・1・2 参照)。”
- ・ 附属書の場合：“ 附属書 B 参照。”
- ・ 注記の場合：“ 4・2 の注記 2 参照。”
- ・ 注の場合：“ 図 3 の注<sup>a)</sup> 参照。”
- ・ 図の場合：“ …とする (図 10 参照)。”
- ・ 表の場合：“ 表 A・2 に示す…”
- ・ 表の場合：“ 表 A) 表 C に参考として示す…”
- ・ 式の場合：“ 3・1 の式(3) 参照。”

ページ番号による引用・参照は、行わない。

” 以下の箇条 “、” 上記の図 “ などの不明確な引用・参照をしてはならない。

なお、当該規格自身を示す場合、“ この規格 “ と表記する。当該箇条自身、当該附属書自身などを表す場合も同様とする。

例 この規格は、… について規定する。

## 十一 名称

### 十一・一 一般

規格の名称は、規格の適用範囲の中で網羅している主題を明確かつ簡潔に表すものである。当該規格の主題を他の規格の主題と明確に区別できるように、かつ、不必要に詳細な表記とならないようにする。

当該規格として必要な付加的事項がある場合には、適用範囲に記載する。

十一・二 規定又は参考

規格の名称は、規定要素とする。

十一・三 必須，条件付き又は選択

規格の名称は、必須要素とする。

十一・四 付番及び区分け

十一・四・一 名称の区分け

規格の名称は、できるだけ短い要素に区分けして構成し、次に示す前置き要素から主要素、補完要素へとハイフン“—”で分けて順に続けることが望ましい（例1参照）。

- a) 前置き要素規格が属する全体的分野を示す要素
- b) 主要素全体的な分野の中で取り上げる主題を示す要素
- c) 補完要素主題の特定の側面を示す要素，又は当該規格を他の規格若しくは同じ規格群の他の部と区分けするための詳細を示す要素

例 締結用部品— (前置き要素)	おねじ部品— (主要素)	呼び長さ及びねじ部長さ (補完要素)
---------------------	-----------------	-----------------------

主要素は、全ての規格に含める。

部編成の場合、一つの規格群の中での各部の名称は、同じ方法で作成し、全て同じ前置き要素（前置き要素がある場合）及び同じ主要素とする。また、補完要素は、各部を明確に区分けするため、それぞれ異なる名称でなければならぬ。補完要素の前には、それぞれ“第 X 部：”という見出しを付ける。

例 2 JIS B 0162-1 滑り軸受—用語，定義及び分類—第 1 部：設計，軸受材料及びその特性

JIS B 0162-2 滑り軸受—用語，定義及び分類—第 2 部：摩擦及び摩擦

対応国際規格を基礎とする場合で、部を更に主部と副部とに区分けするときには、補完要素の主部に対応する名称は、同一の部で同じとすることが望ましい。

例 3 JIS C 61000-3-2 電磁両立性—第 3-2 部：限度値—高調波電流発生限度値（1 相当）の入力電流が 20 A 以下の機器

JIS C 61000-4-2 電磁両立性—第 4-2 部：試験及び測定技術—静電気放電イミュニティ試験

JIS C 61000-4-3 電磁両立性—第 4-3 部：試験及び測定技術—放射無線周波電磁界イミュニティ試験

十一・四・二 名称の要素

前置き要素，主要素及び補完要素は、次による。

- a) 前置き要素 前置き要素は、それがなければ主要素に示す規格の主題を明確に表現できない場合に、その適用分野を示すため（例えば、例 1 の“締結用部品”），又は当該規格の主題が属する技術若しくは物品の分野を表すため（例えば、例 2 の“製図”）に用いる。

例 1 締結用部品—受入検査

例 2 製図—幾何公差表示方式—位置度公差方式

補完要素（ある場合）とともに主要素が当該規格で扱う主題を明確に表す場合には、前置き要素は付けない。

例 3 ソフトウェア製品の評価―第 1 部：品質モデル

b) 主要素 主要素に用いる製品などの名称には、基本名称<sup>3)</sup>を用いる。

例 4 タップインねじキャブタイヤケールフェロマンガンばね鋼パッキン及びガスケット

なお、必要に応じて、用途別、製造方法別、材料別、品質別（等級別を含む。）、寸法別（大きさ別を含む。）、状態別、構造別（型式別・形式別を含む。）、形状別などの区分を基本名称の前に加える。

例 5 一般用ボールねじ冷間成形リベット

規格が主要素に示す主題の幾つかの項目を扱う場合には、これらの項目を一つずつ列記しないで、”性能要求事項“、”機械の要求事項及び試験方法“などのように一般化して規定する。

例 6 ○○○粉砕機―性能要求事項

（不適切な例：○○○粉砕機―用語、記号、材料、寸法、機械的特性、格付基準値、試験方法及び包装）

注<sup>3)</sup> 製品などの本質的な特性（特徴）に由来する名称。

c) 補完要素 補完要素は、当該規格が主要素に示す主題の側面の一部だけを扱う場合、又は部編成の規格の部を区別する場合に用い、規格が次のいずれにも該当する場合には付けない。

(一) 主要素に示す主題に必須な側面を全て含めている。

(二) その主題に関する唯一の規格である（また、それを意図している。）。

## 十一・五 特定の原則及び規則

### 十一・五・一 名称による適用範囲の制限の回避

規格の名称には、規格の適用範囲を意図せずに狭めるような表現を用いない。

### 十一・五・二 用字・用語

用字・用語は、一貫性をもたせる。

用語だけを扱う規格では、規格の名称の一部に“用語“を用いる。

例 1 JIS Z 8002 標準化及び関連活動―一般的な用語

試験方法又は測定方法を扱う規格では、次の表現を用いる。

― ”試験方法“ 又は “…の試験“

― ”測定方法“ 又は “…の測定“

代わりとして、次のような表現は用いない。

― ”試験の方法“

― “…を測定する方法“

― “…の計測のための試験基準“

― “…に関する試験“

規格の種類又は性質を示す表記（例えば、日本産業規格、標準仕様書、標準報告書）は用いない。

例 2 不適切な例：…の試験方法に関する日本産業規格

“…の国家試験方法”などの表現を用いない。

”指針“，”手引“などの表現を用いてもよいが，指針という意味で“ガイド“という表現は，用いない。

## 十二 まえがき

### 十二・一 一般

まえがきには，次に示す事項のうち，該当する事項について記載する。

- a) 規格を作成した手順及び規則
- b) 規格原案を作成した団体など
- c) 議決プロセス
- d) 規格の発効（発行）の責任者
- e) 当該規格の制定・改正に伴って置き換えられた規格，廃止された規格などとの関係
- f) 著作権，特許権などとの関係
- g) 関連規格との関係
- h) その他

なお，対応国際規格があり，これを基礎としている規格の場合は，当該規格として必要がない対応国際規格のまえがきを翻訳して付ける必要はない。

### 十二・二 規定又は参考

まえがきの記載事項は，参考要素とする。要求事項，推奨事項及び許容事項は，含めてはならない。

### 十二・三 必須，条件付き又は選択

まえがきは，必須要素とする。

### 十二・四 付番及び区分け

まえがきは，付番してはならない。

### 十二・五 特定の原則及び規則

### 十二・五・一 定型文

まえがきの定型文は，次による。該当する定型文を基に記載する。まえがきの記載例をE・一に示す。

- a) 制定又は改正の根拠制定又は改正の根拠を示す定型文は，次による  
〔団体の略称“（ABC）”と括弧書きで表記した以外の括弧内の表記は，改正の場合に置き換え又は追加す

る表記を示している。」。また、制定又は改正に伴って、現行規格を廃止する場合などの記載例は、E・1を参照する。

”この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が制定（改正）した日本産業規格である。（これによって、J I S X X X X : 20 Y Y は改正され、この規格に置き換えられた。）”

なお、産業標準化法第 12 条に基づく申出によって、制定（改正）した場合の定型文は、次による。

”この規格は、産業標準化法（第 16 条において準用する同法）第 12 条第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇法人〇〇〇工業会（A B C）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定（改正）すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が制定（改正）した日本産業規格である。”この定型文において、申出人が組織の場合は、組織名を記載する。組織が複数の団体の場合は、団体名を“及び”でつないで列記する。また、これらの団体名に英語の名称の略語がある場合には、その略語を団体名の後に括弧書きで表記する。

また、産業標準化法第 14 条に基づく申出によって、制定（改正）した場合の定型文は、次による。

”この規格は、産業標準化法（第 16 条において準用する同法）第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業機関である〇〇〇〇法人〇〇〇工業会（A B C）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定（改正）すべきとの申出があり、〇〇大臣が制定（改正）した日本産業規格である。”

b) 改正に関する事項改正の場合には、その改正によって置き換えられる規格番号、及び直近の制定年又は改正年を表記する。改正に関する定型文は次によって、a) に示した場所に表記する。

”これによって、J I S X X X X : 20 Y Y は改正され、この規格に置き換えられた。”

c) 著作権に関する事項 J I S の著作権に関する定型文は、次による。

”この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。”

d) 特許権などに関する事項全ての規格には、特許権など<sup>注</sup>に関する次に示す定型文のいずれかを記載する。

注<sup>ハ</sup> 特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権

(一) 特許権などの存在を 1 件でも確認した場合の定型文

”この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する<sup>注</sup>。

— 氏名:

— 住所:

上記の特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。〇〇大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。”  
 特許権などが多数存在して、まえがきに収めるのが不適切な場合には、“氏名”及び“住所”の細別の記載を次に示す定型文に置き換え、附属書に参考として個々の特許の情報を記載してもよい。

”この規格に従うことは、附属書○に示す特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

附属書○に示す特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。”

注<sup>②</sup> 登録番号、名称などの情報が明らかでない場合には、それらの内容を追加して記載してもよい。ただし、

(二) 特許権などの存在が確認されなかった場合の定型文

”この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。○○大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。”

## 十二・五・二 特定の文章

### 十二・五・二・一 一部編成に関する事項

規格が部編成の場合には、規格群の名称並びに各部の番号及び名称を表記してもよい。規格群の名称は、前置き要素「十一・四・二a)参照」及び主要素「十一・四・二b)参照」を表記し、各部の名称は、各部の番号及び補完要素「十一・四・二c)参照」だけを表記するのがよい。

例 1 JIS X XXXX規格群(前置き要素―主要素)は、次に示す部で構成する。

JIS X XXXX - 1 第 1 部: ○○○○(補完要素 1)

JIS X XXXX - 2 第 2 部: △△△△(補完要素 2)

なお、制定予定のものを含めて表記してもよい。

例 2 JIS X XXXX - 3 第 3 部: △△△△(予定)

### 十二・五・二・二 その他

必要な場合には、当該規格を適用する場合の注意事項などを記載する。

## 十三 序文

### 十三・一 一般

序文は、次による。

― 対応国際規格を基礎としない場合通常、序文は記載しない。ただし、当該規格の技術的な内容及び制定・改正の経緯・理由に関して、特に記載する必要がある場合には、これらの情報を簡潔に記載する。

― 対応国際規格を基礎として用いた場合対応国際規格の番号(発行された年・版とともに)、対応国際規格との対応の程度、並びに変更がある場合には、その理由(必要な場合)、変更箇所の示し

方及び変更箇所に関する“ JIS と対応国際規格との対比表“(三十六・六参照)を附属書に示す旨を記載する。また、独自に追加した附属書・簡条・細分簡条・図・表がある場合には、その旨を記載してもよい。なお、必要がない対応国際規格の序文は、その全て又は一部を翻訳して付ける必要はない。対応国際規格を基礎として用いた JIS の序文の記載例を、E・二に示す。

### 十三・二 規定又は参考

序文の記載事項は、参考要素とする。序文には、要求事項を記載してはならない。

### 十三・三 必須，条件付き又は選択

対応国際規格を基礎としない場合には、選択要素となり、通常、序文は記載しない。  
対応国際規格を基礎とした場合には、必須要素となり、序文を記載する。

### 十三・四 付番及び区分け

序文は、通常、区分けせず、付番しない。ただし、付番して区分けする必要がある場合は、簡条を“0”とし、細分簡条は“0・1, 0・2, …”と付番する。注，図，表及び式は，“1”から付番する。

## 十四 適用範囲

### 十四・一 一般

適用範囲は、当該規格が取り扱う主題及び当該規格を適用する範囲を規定する。適用範囲は、規格の名称の単なる繰返しとはしないことが望ましい。また、適用範囲に規定した主題に含まれると解されるもののうち、適用対象とはしないものがある場合には、それを明示することが望ましい。

部編成の規格では、各部の適用範囲は、その部の主題だけについて規定する。

適用範囲は、当該規格の要約として利用できるように、簡潔に規定する。

詳しい情報又は背景情報が必要な場合には、序文などに記載してもよい。

### 十四・二 規定又は参考

適用範囲の記載事項は、規定要素とする。適用範囲には、要求事項，推奨事項及び許容事項を含めてはならない。

### 十四・三 必須，条件付き又は選択

適用範囲は、必須要素とする。

### 十四・四 付番及び区分け

適用範囲は、通常、区分けしない。ただし、必要な場合は、区分けしてもよい。

## 十四・五 特定の原則及び規則

適用範囲の記載は、一つの規格当たり 1

か所だけとし、当該規格が取り扱う主題及び当該規格を適用する範囲は、次のような表現形式で記載する。

- ― 取り扱う主題
- ・ ”この規格は、…について規定する。”
- ・ ”この規格は、…の〇〇方法について規定する。”
- ・ ”この規格は、…についての指針を示す。”
- ― 適用する範囲（必要に応じて記載する。）
  - ・ ”この規格は、…に適用する。”
  - ・ ”この規格は、…に適用可能である。”
  - ・ ”この規格は、…にも適用可能である。”

また、適用除外がある場合には、適用範囲を示す文章の直後に、次のように除外する内容を記載するのがよい。

- ― ”ただし、…には適用しない。”
- ― ”ただし、…は除く。”

**注記** ”規定する“、”適用する“、”適用しない“などの表現形式は、簡条七の表現形式を用いて

いるが、”適用範囲“内に限る表現であり、十四・二に規定する要求事項、許容事項又は推奨事項には該当しない。

対応国際規格を基礎として用いた場合には、適用範囲の注記として、対応国際規格の番号、西暦年及び名称（英文のまま）並びに対応の程度を表す記号を表記する。対応国際規格に追補（amendment）などが発行されており、これも含めた場合には、追補

（amendment）などの番号及び発行年を付記する。対応の程度は、ISO / IEC Guide 21-1 によって “IDT（一致している）”， “MOD（修正している）” 又は “NEQ（同等でない）” とする。

**例 1** 注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 128-20:1996, Technical drawings - General principles of presentation - part 20: Basic conventions for lines (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、ISO / IEC Guide 21-1 に基づき、”一致している” ことを示す。

**例 2** 注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60282-1:2009, High-voltage fuses - Part 1: Current-limiting fuses + Amendment 1:2014 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 “MOD” は、ISO / IEC Guide 21-1 に基づき、”修正している” ことを示す。

対応国際規格が複数ある場合には、これらの例と同様、該当する全ての対応国際規格の番号、西暦年及び名称（英文のまま）を表記し、対応の程度を表す記号は、それぞれの国際規格ごとに表記せず、

全体評価の記号を一つだけ表記し、後の対応国際規格の名称の後に、” (全体評価: MOD) ”などと表記する。

**例 3** 注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3408-1:2006, Ball screws Part 1:  
Vocabulary and designation  
ISO 3408-2:1991, Ball screws Part  
2: Nominal diameters and nominal  
lead series  
ISO 3408-3:2006, Ball screws Part 3:  
Acceptance conditions and acceptance  
tests (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、修正していることを示す。

適用範囲の箇条に複数の注記がある場合、対応国際規格に関する事項は、後に記載する。

## 十五 引用規格

### 十五・一 一般

引用規格の箇条には、当該規格に引用されることによって、その一部又は全部が当該規格の要求事項を構成する JIS 並びに国際規格及びこれに準じる規範文書を、情報として列記する。

引用規格の適用に関する情報（部分引用の場合の箇条番号・題名、図・表の番号・題名など）は、引用規格の箇条ではなく、引用規格の箇条以外でそれらを引用している箇所に表記する。

### 十五・二 規定又は参考

引用規格の箇条及び引用規格の一覧は、参考要素とする。

引用規格の一覧は、規格の利用者が引用箇所を調べ、その適用を理解・評価するための助けとなる。

### 十五・三 必須、条件付き又は選択

引用規格の箇条は、必須要素とする。

注記当該規格で引用規格がない場合の前置き文の書き方は、十五・五・二・一 d) 参照。

### 十五・四 付番及び区分け

引用規格の箇条は、区分けしない。

引用規格の一覧は、付番しない。

### 十五・五 特定原則及び規則

#### 十五・五・一 一般

引用規格の箇条は、一つの規格で 1 か所だけとする。

## 十五・五・二記載方法

### 十五・五・二・一前置き文

引用規格の箇条では、前置き文として、通常、次のいずれかの定型文を用いる。

- a) 全ての引用規格に西暦年の付記がない場合
  - ”次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その新版（追補を含む。）を適用する。”
- b) 全ての引用規格に、西暦年の付記がある場合と西暦年の付記がない場合とが混在している場合
  - ”次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その新版（追補を含む。）を適用する。”
- c) 全ての引用規格に西暦年の付記がある場合
  - ”次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。”
- d) 引用規格がない場合
  - ”この規格には、引用規格はない。”

なお、a)及びb)で、当該規格の利用時に西暦年の付記のない引用規格が廃止された場合（他の規格・規範文書に移行した場合を含む。）、”その新版（追補を含む。）を適用する”とは、廃止された規格・規範文書の終版を適用することを意味する。

### 十五・五・二・二番号・名称

定型文に続けて、引用規格の番号及び必要な場合は発効年などの西暦年、並びに名称を表記する。

#### 例 1 JIS K 0102:2016工場排水試験方法

対応国際規格を基礎として作成する JIS の場合、対応国際規格に記載されている引用規格（以下、引用国際規格という。）にとらわれず、当該 JIS 内の引用規格を、次によって、情報として列記する。

- a) 引用国際規格を JIS に置き換えた場合で、対応国際規格を変更している箇所を示す表記、及び引用国際規格の情報、引用規格と引用国際規格との関連情報などを参考情報として記載するときの表記は、次による。

(一) 引用国際規格の情報は、引用規格の次に参考情報として記載してもよい。

#### 例 2 JIS B 0682-1製品の幾何特性仕様（GPS）—真円度—第 1 部：用語及びパラメータ

注記対応国際規格における引用規格：ISO  
12181-1, Geometrical product  
specifications  
(GPS)—Roundness—Part 1: Vocabulary and  
parameters of roundness

(二) 対応国際規格で引用されている規定内容と技術的差異がある JIS に置き換えた場合、又は引用国際規格に対応する JIS 以外の JIS に置き換えた場合には、引用規格に点線の下線を施す。また、対応国際規格との差異を説明する補足情報は、必要に応じて、点線の下線を施して、記載する。

例 3 JIS C 60068-2-6 環境試験方法―電気・電子―第 2-6 部：正弦波振動試験方法（試験記号：EC）

注記 1 対応国際規格における引用規格：IEC 60749-12, Semiconductor devices—Mechanical and climatic test methods—Part 12: Vibration, variable frequency

注記 2 対応国際規格における引用規格の引用事項に相当する内容を規定している JIS に置き換えた。

例 4 JIS C 6950-1 情報技術機器―安全性―第 1 部：一般要求事項

注記 1 対応国際規格における引用規格：IEC

60950-1:2005+AMD1:2009+AMD2:2013, Information technology equipment safety Part 1: General requirements

注記 2 対応国際規格における引用規格の規定内容は、置き換えた JIS の規定内容と技術的に差異がある。

例 5 JIS C 60068-2-20:2010 環境試験方法―電気・電子―第 2-20 部：試験―試験 I―端子付部品のはんだ付け性及びはんだ耐熱性試験方法

注記 1 対応国際規格における引用規格：IEC 60068-2-20:1979, Basic environmental testing procedures—Part 2: Tests—Test T: Soldering

注記 2 鉛フリーはんだを取り入れるため、IEC 60068-2-20 の第 5 版(2008)に対応する新の JIS を引用した。

b) 引用国際規格を JIS に置き換えずにそのまま引用するときは、引用国際規格に対応する JIS の番号及び名称を点線の下線を施して、参考情報として記載してもよい。

例 6 ISO 3733, Petroleum products and bituminous materials—Determination of water distillation method

注記この国際規格に対応する JIS K 2275-1 (原油及び石油製品―水分の求め方―第 1 部：蒸留法)とは技術的差異があるため、国際規格を引用した。

引用国際規格が部編成の場合で、そのまま国際規格の規格群を引用するときには、国際規格番号の後に“(all parts)”と表記する。

## 十五・五・二・三 規範文書

JIS, ISO 規格 (ISO/IEC 規格を含む。) 及び IEC 規格を除く、オンラインなどで利用できるその他の規範文書は、JIS X 0807 に従ってその規範文書が特定できる情報を記載することが望ましい。

## 十五・五・二・四 記載順序

引用規格の並べ方は、通常、JIS, ISO 規格 (ISO/IEC 規格を含む。), IEC 規格、その他の規範文書の順とする。ただし、対応国際規格が IEC 規格の JIS の場合は、ISO 規格の

前に IEC 規格を記載する。同種の規格又は規範文書の中では、規格番号又は文書番号、文書記号、文書名（通常、五十音順）などの順とする。

## 十五・五・三 引用規格の箇条には記載しない規格・規範文書

引用規格の箇条には、本文などに引用されることによって、その一部又は全部が当該規格の推奨事項、許容事項などを構成する規格・規範文書は、記載しない。例 1 は推奨事項の引用、例 2 は補足事項（参考文献）の参照であり、いずれも引用・参照した文書は、引用規格の一覧ではなく、参考文献一覧（箇条二十一 参照）に列記する。

例 1 これらコネクタの接続では、JIS C 3662-3 に規定されたケーブルの配線及びケーブルの直径を考慮することが望ましい。

例 2 通信の詳細に関しては、JIS Q 14063 参照。

## 十六 用語及び定義

### 十六・一 一般

用語及び定義の箇条は、当該規格で用いる用語を理解するために必要な定義を規定する。必要な場合、各用語に、注釈として情報を補足してもよい（十六・五・八参照）。

例 3.6

容積基準質量含水率 (moisture content mass by volume)  
乾燥した材料の容積に対する蒸発可能な水分量の割合

注釈 1 “容積基準質量含水率”を適用する場合には、湿った素材からの水の蒸発方法を規定する。

用語及び定義は、独立した用語規格で規定してもよい。用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法は、附属書 F による。

### 十六・二 規定又は参考

用語及び定義の箇条は、規定要素とする。

### 十六・三 必須、条件付き又は選択

用語及び定義の箇条は、定義する用語がない場合でも必須要素とする。

注記 当該規格で定義する用語がない場合の前置き文の書き方は、十六・五・三 d) 参照。

## 十六・四 付番及び区分け

用語は、付番する。ただし、用語に付番する番号（以下、用語番号という。）は、細分箇条の番号とはみなさない。

例 1 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

電子掲示板

コンピュータシステムに蓄積された特定の話題に関する情報又はメッセージを、利用者が遠隔地からアクセスできるようにしたシステム

3.2

コンピュータプログラム

コンピュータの実行形式に合わせて表現した動作を指定する予定又は計画

用語及び定義の箇条は、区分けしてもよい。

用語及び定義は、概念の階層（すなわち、体系的な順序）によって列記することが望ましい。五十音順又は英語のアルファベット順に配列しない方がよい。

## 例 2 3 用語及び定義

…

3.2 表面特性

3.2.1 摩擦

…

摩擦力による表面の素材の損失

…

3.5 光学特性

3.5.1 色の保持

色の不変性の程度

…

注釈 1色の保持は、気候によって影響されることがある。

## 十六・五 特定の原則及び規則

### 十六・五・一 一般

用語及び定義の箇条は、一つの規格で 1 か所だけとする。

### 十六・五・二 用語及び定義の作成に関する規則

自明でない用語、一般には知られていない用語及び文脈によって異なる解釈ができる用語は、その定義を与えて概念を明確にする。

一般的な辞書にある語句又は一般に受け入れられている専門用語は、当該規格で一般的な意味とは異なる特定の意味で用いる場合にだけ、用語として定義する。

新しい用語を規定する場合には、その概念を明確に定義し、その定義に対応する適切な用語を選定する。

外来語を片仮名書きで用語として採用することは、それが一般的に受け入れられているものでない限り避ける。一般的に受け入れられていない片仮名書きの用語を採用した場合には、初の箇所で原語を括弧書きで併記し、それ以後は併記しないことが望ましい。

商品名（商標名）、古語及び俗語は、定義する用語の対象とはしない。

用語が幅広く用いられることを意図した用語規格、規格群の中で用いる用語を一つの部にまとめて定義した規格などを除き、当該規格で用いる用語だけを定義する。

ある概念が幾つかの規格で用いられる場合には、も一般的・基本的な規格又は独立の用語規格で、用語として定義することが望ましい。ただし、用語規格では、対象とする用語は、適用範囲に示す分野で用いるものに限って定義する。同じ分野のその他の規格は、これらの用語規格の定義を繰り返さずに用いることが望ましい（例に表記した3.3参照）。

ある概念についての用語及び定義を規定する前に、同じ概念を表す他の用語及び定義が他の規格に存在しないことを確認し、重複及び定義の内容の矛盾を避けることが望ましい。

### 例 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS X 0001による。

3 . 1	相互運用性
…	
3 . 2	仮想機械
…	
3 . 3	利用者名
利用者名	
利用者 (JIS X 0017 の 17 . 09 . 01 参照)	を識別するための英字 (JIS X 0004 の 04 . 03 . 04 参照) の列

## 十六・五・三 前置き文

用語及び定義の箇条では、前置き文として、通常、次のいずれかの定型文を用いる。

- a) 当該規格だけで用語を定義する場合
  - ”この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。”
- b) 別の規格で定義している用語の定義を適用する場合
  - ”この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS X XXXX による。”
- c) 当該規格で特定の用語を定義し、かつ、他の規格から用語の定義を引用して適用する場合
  - ”この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS X XXXX による。”
- d) 定義すべき用語がない場合
  - ”この規格には、定義する用語はない。”

個々の“用語及び定義”は、細分箇条ではなく、用語を列記したものであるため、用語及び定義の箇条の前置き文はぶら下がり段落 (二十二・三・三参照) ではない。

## 十六・五・四 用語

用語は、次に区分けする。

- 1 優先用語 特定概念に対する、当該規格全体で優先的に用いる用語。用語番号の次の行に、太字で表記する。複数の優先用語がある場合は、コンマで区切って列記する。
- 1 代替用語 使用可能な、優先用語の同義語。優先用語の次の行に、”代替用語”と表記した後、標準字体で表記する。
- 1 推奨しない用語 優先用語の同義語であるが、慣用語である、用いられなくなった、廃止されたなどの理由によって、使用を推奨しない用語。代替用語の次の行に (代替用語がない場合は、優先用語の次の行に)、”推奨しない用語”と表記した後、標準字体で表記する。

### 例 1 3 . 1

海図基準面 (chart datum)

代替用語: 海図水深基準面 (chart sounding datum)

海図において水深の基準となる面

### 例 2 3 . 5

## 粘着剤

推奨しない用語：にかわ粘着によって素材同士を接着可能な物質

用語として記載してよい事項などは、次による。

- ― 用語は、2 語以上記載してもよい。
- ― 用語には、略語及び量記号を含めてよい。
- ― 数学記号 (JIS Z 8201 参照) 及び記述符号 (H・四参照) 並びにそれらの文字スタイル (例えば、フォント) は、それが一般的に用いられている場合は、用いてもよい。

必要な場合には、対応英語、漢字の読みなどを、用語に続けて括弧内に標準字体で表記してよい。ただし、これらは当該用語とはみなさない。対応英語は、対応国際規格で定義されている用語については必須とするが、その他は任意選択とする。対応英語は、通常、小文字を用いる。対応英語が複数ある場合は、通常、語句の間をコンマで区切って列記する。

## 例 3 3.52

発光ダイオード, LED (light emitting diode)  
半導体内でのキャリアの発光再結合によって波長範囲 180 nm ~ 1 μm の電磁放射を発生するように設計された半導体 p-n 接合デバイス

## 例 4 3.74

放射パワー,  $P$ , 放射束,  $\Phi_e$  (radiant power, radiant flux)  
放射の形態で放出, 伝送又は受光するパワー  
注釈 1 単位: ワット (W)。

## 十六・五・五定義

定義は、できる限り、規格中の当該用語に置き換えることが可能な句の形式で記載し、文末には句点を付けない。

定義には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない。

用語ごとに一つの定義だけを規定する。一つの用語で複数の概念を定義する必要がある場合、各概念に対応させてそれぞれ用語を繰り返し返して表記する。その場合、それぞれの定義文の前に山括弧“ $\wedge$ ”を付けて適用領域を示す。

## 例 3.1.7

型  $\wedge$  押出  $\vee$  そこを通して塑性材料が押し出される, 成形孔を備えた金属ブロック  
3.1.8  
型  $\wedge$  鑄型  $\vee$  そこにおいて鑄物が形成される, 空洞を囲む部分の組合せ定義の文中に,

定義する当該用語を含めてはならない。

循環定義をしてはならない。

定義は、優先用語、代替用語又は推奨しない用語のうち、後に表記した用語の次の行に記載する (十六・五・四の例 1 及び例 2 参照)。

## 十六・五・六例

例は、簡条二十五による。ただし、用語ごとに“1”から順に付番する。一つの用語に対する例が一つの場合は、番号を付けない (十六・五・七の例 1 及び十六・五・八の例参照)。

## 十六・五・七非言語表現

定義は、図、表及び式を用いて補足説明してもよい。定義は、式だけで示してもよい。

### 例 1 3.5

ばり (burr)

かどのエッジにおける、幾何学的な形状の外側の残留物で、機械加工又は成形工程における品上の残留物

例ばりの例を図 x に示す。

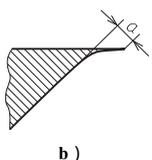
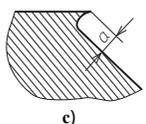
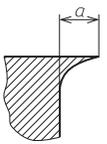


図 x-ばりの例



記号説明  
a : ばりの寸法

### 例 2 3.2

熱流量 (heat flow rate)

ある系へ、又はある系から移動する単位時間当たりの熱量

注釈 1 熱流量は、次の式から求められる。

$$\frac{1}{\Delta t} = \frac{1P}{\Delta t} = \Phi$$

時間 (s)

熱流量 (W)

流量 (J)

時間 (s)

## 十六・五・八注釈

注釈は、用語及び定義の理解又は利用を助けるため、必要に応じて、次のような内容を記載する。

- 用語の使用に関する要求事項、推奨事項、許容事項、可能性・能力事項及び／又は補足事項
- 量に適用する単位に関する事項
- 優先用語として略語を選択した理由の説明

注記注釈は、本文の注記（箇条二十四参照）又は注（箇条二十六参照）とは異なる規定になっている。

注釈は、”注釈“と表記し、用語ごとに“1”から順に付番する（例参照）。注釈が一つの場合でも、付番する（十六・一の例及び十六・四の例 2 参照）。

注釈は、定義の次の行（例がある場合には、例の次の行）に記載する。

例 3.1.4

連続尺度

取り得る値が連続した値から成る尺度例間隔尺度又は比例尺度

注釈 1 連続尺度は、”値“をグループ化することによって、離散尺度に変換可能である。この変換によって、幾らかの情報損失が生じることは避けられない。その結果得られる離散尺度は、しばしば順序尺度となる。

注釈 2 尺度の分解能は、測定システムの能力によって影響を受けることもある。そのような測定の限界によって、測定値が離散的な尺度、すなわち順序尺度で表される場合もある。

（出典：JIS Z 8101-2:2015 の 1.1.4）

## 十六・五・九 出典

必要があつて、他の規格で規定する用語を転載して、そのまま定義する場合又は変更して定義する場合には、出典として元の規格の番号（発効年又は発行年を含める。）及び用語番号を付記することが望ましい。元の規格の定義を変更した場合、その変更内容を簡潔に記載する。

出典は、用語及び定義の一覧の後の行に、”出典“と表記して記載する。出典の記載は、補足情報である。

定義文の中で、当該規格で定義した他の用語を用いる場合は、その用語番号を付記してもよい。

例 3.1.6

紛争解決者 (dispute resolver)

紛争の解決において、当事者を援助するため、DRP 提供者 (3.1.7) によって選定される個人

（出典：JIS Q 10003:2010 の 3.7 を変更）

3.1.7

DRP 提供者 (DRP - provider)

組織の外部における紛争解決のプロセスを提供し、運用する個人又は組織

（出典：JIS Q 10003:2010 の 3.9 を変更）

## 十六・五・十 注及び注記

用語及び定義の箇条では、前置き文を除き、注及び注記は用いない。

## 十七 記号及び略語

### 十七・一 一般

記号及び略語の箇条（又は細分箇条）では、当該規格で用いる記号及び略語の一覧を用語、説明などとともに示す。

### 十七・二 規定又は参考

記号及び略語の箇条（又は細分箇条）は、規定要素とする。

### 十七・三 必須、条件付き又は選択

記号及び略語の箇条（又は細分箇条）は、条件付き要素とする。

## 十七・四 付番及び区分け

記号及び略語に付番する必要はない。利便性のために、”記号及び略語“を”用語及び定義“と組み合わせて、例えば、”用語及び定義並びに記号及び略語“のように複合名称としてまとめて規定してもよい。

## 十七・五 特定の原則及び規則

当該規格で用いている記号及び略語だけを列記する。

技術的基準を反映するために特別の順序で記号を列記する必要がある場合を除き、全ての記号及び略語は次に示す順序で、アルファベット順に列記することが望ましい。

- ― 大文字，小文字の順
- ― 添字なし，文字添字付きの文字，数字添字付きの文字の順
- ― ローマ字，ギリシャ文字，その他の記号の順

例  $B, b, C, C_m, C_2, c, d, d_{ext}, d_{int}, d_1, z, T, \gamma, \omega, \#$

## 十八 測定方法及び試験方法

### 十八・一 一般

測定方法及び試験方法は、特性値を求めるための手順、要求事項への適合を確認するための手順及び／又は結果の再現性を確保するための手順について規定する。

測定方法及び試験方法は、次のいずれかの方法で規定する。

- ― 独立した箇条又は細分箇条として規定する。
- ― 性能，品質などの箇条に含めて規定する。
- ― 附属書（箇条二十参照）として規定する。
- ― 別の部（六・三参照）として規定する。

測定方法及び試験方法は、他の複数の規格で引用・参照される可能性がある場合は、別の規格として作成することが望ましい。

### 十八・二 規定又は参考

測定方法及び試験方法の箇条（又は細分箇条）は、通常、規定要素とする。

### 十八・三 必須，条件付き又は選択

測定方法及び試験方法の箇条（又は細分箇条）は、条件付き要素とする。

## 十八・四 付番及び区分け

測定方法及び試験方法は、次のような項目及び順序に分割してもよい（該当する場合）。

- a) 原理・原則
- b) 試薬及びその他の物質・材料（十八・五・三参照）

- c) 試験装置及び試験器具（十八・五・四参照）
- d) 試料及び試験片の調製及び保管
- e) 測定・試験手順
- f) 測定・試験結果の表し方「必要な場合には、計算（算出）方法、試験方法の精度、測定の不確かさなどを含める。」
- g) 報告書（十八・五・八参照）

健康、安全及び環境に関する警告が必要な場合、一般的な警告文は、試験方法の規定の初に記載することが望ましい。また、個別の警告文を、試験方法の関連する内容の次に記載することが望ましい。JIS Z 8051 参照。

一般的な警告文の例を例 1 及び例 2 に示す。

- 例 1 警告この規格を用いる場合、危険な物質、操作及び機器が関係している可能性があるが、この規格の目的は、関連する全ての安全性又は環境上の問題を網羅することではない。
- 例 2 警告この規格に基づいて試験を行う者は、通常の試験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

個別の警告文の例を例 3～例 6 に示す。

- 例 3 警告シアン化物溶液は、非常に毒性が高く、吸引を避けるための適切な対策を講じなければならない。また、溶液の処分にも注意を払わなければならない。
- 例 4 警告温度が高すぎると、圧力上昇による安全バルブの噴出を伴う分解溶液の激しい発熱反応を引き起こすことがあり、分析試料を失う可能性もある。
- 例 5 警告この試験には、高温装置の取扱いを含んでいる。また、一部の鉄鋼石では、試料を高温容器に装填するとき噴出する可能性がある。
- 例 6 警告この試験で使用する試薬は、腐食性が非常に高く、一部の試薬は毒性も強いので、安全対策が必要である。それだけでなく、この試験では、高温及び高圧の対策も必要である。

## 十八・五 特定の原則及び規則

### 十八・五・一 一般

試験は、必要な場合には、形式試験、性能試験、抜取試験、受渡試験、工程試験など、試験の種類を区別して規定する。

試験の順序が結果に影響を及ぼす場合は、試験の順序を規定する。

製品規格の場合、その性能、抜取方法及び試験方法は相互に関連するので、これらの要素を一つの規格の中で別の箇条とする場合、又は別の規格とする場合でも、これらを一体的に運用することが分かるように規定する。

特定の抜取方法が必要な場合は、それを試験方法に明記する。

一般的な試験方法に関する規格がある場合、及び類似の特性を対象とする試験方法を他の規格で規定している場合には、これらを引用するなどして適用することを考慮する。

試験方法を規定する規格及び試験方法の箇条（又は細分箇条）には、試験を実施しなければならないという義務を含めてはならない。試験方法の規格及び試験方法の箇条（又は細分箇条）は、必要に

じて引用され、引用先（例えば、同じ規格、別の規格、法規、受渡当事者間の契約）で評価ができるように、試験方法だけを規定する。

製品規格において“当該規格に適合する”とは、該当する全ての試験項目を実施し、それぞれの項目に対応する要求事項を満たしたことを意味する。

規格で、製品、プロセス及びサービスの適合性評価に関する統計的方法を規定する場合は、母集団又はロットの適合性に関するものだけを規定する。

同程度の信頼度が得られる場合は、破壊試験方法に代えて非破壊試験方法を選択する。

試験装置に関する規定は、当該装置を用いた試験から得ようとする特性の水準を考慮して、試験装置の確度、等級などを規定することが望ましい。

## 十八・五・二付番

個々の試薬、その他の物質・材料及び装置・器具は、たとえそれが一つだけであっても、引用・参照できるように付番する。

個々の試薬、その他の物質・材料及び装置・器具の表記は、細別であるが、細分箇条と同じ形式で付番してもよい（十八・五・三の例参照）。

## 十八・五・三試薬及びその他の物質・材料

試薬及びその他の物質・材料の箇条（又は細分箇条）の題名は、“試薬”、“物質・材料”、“試薬及びその他の物質・材料”などとする。

試薬及びその他の物質・材料の箇条（又は細分箇条）は、当該規格で用いる試薬及びその他の物質・材料の細別を示すもので、条件付き要素とする。

試薬及びその他の物質・材料の箇条（又は細分箇条）の内容は、通常、選択要素である前置き文、並びに一つ以上の試薬及びその他の物質・材料の細別で構成する。

前置き文は、相互に引用・参照しない記載事項を明記する場合にだけ用いる。相互に引用・参照する項目は、前置き文に含めてはならず、試薬及びその他の物質・材料の一覧に含めて記載する。

試薬及びその他の物質・材料の一覧は、細分箇条ではなく、試薬などの名称を列記した細別であるため、その一覧について記載する前置き文はぶら下がり段落（二十一・三・三参照）ではない。

試薬及びその他の物質・材料の箇条（又は細分箇条）の番号及び題名は、同じ行に置く。この後に続く前置き文は、行を変えて記載する。更に行を変えて、試薬及びその他の物質・材料の細別符号並びに題名を表記し、必要な場合、行を変えずにスペースを入れて規定文を続ける。

例 一試薬は、分析用として規定している試薬、及び蒸留水又はこれと同等の純度の水だけを用いる。

- 5.1 洗浄媒体 洗浄媒体は、例えば、メタノール又は液体洗剤を数滴含む水

## 十八・五・四試験装置及び試験器具

試験装置及び試験器具の箇条（又は細分箇条）の題名は、“試験装置”、“試験器具”、“試験装置及び試験器具”などとする。

試験装置及び試験器具の箇条（又は細分箇条）は、当該規格で用いる試験装置及び試験器具について規定する条件付き要素とする。

試験装置及び試験器具の箇条（又は細分箇条）の構成、並びに前置き文、細別符号、題名及び規定文の表記の方法は、十八・五・三に準じて規定する。

例 A・2 試験装置及び試験器具

試験装置及び試験器具は、次による。

- A・2・1 ミクロピュレット JIS R 3505に規定するもの
- A・2・2 白金るつぼ JIS H 6201に規定する化学分析用るつぼ
- A・2・3 デシケータ
- A・2・4 電気炉(600H10) °Cに調整可能なもの

製造業者が一つだけの試験装置及び試験器具は、規定しないことが望ましい。入手が容易でない場合は、全ての関係者が試験結果を比較できるように、試験装置及び試験器具の仕様を規定する。商標名を表記する場合には、箇条三十一によろ。

## 十八・五・五 複数ある場合の試験方法の選択

ある特性について、適切な試験方法が二つ以上ある場合は、通常、その一つを採用する。やむを得ず複数の試験方法を規定する場合には、疑義又は紛争を解決するための基準となる試験方法（基準試験方法と呼ぶ場合がある。）を明示することが望ましい。

## 十八・五・六 精確さに基づく試験方法の選択

試験方法を選択する場合は、その試験方法の、評価する特性値及び許容範囲に関する精確さ（accuracy）を考慮する。選択した試験方法は、試料が規定した要求事項を満たすかどうかを明確に判断できる方法とする。

技術的に必要な場合は、試験方法ごとに精確さの限界（例えば、許容値、不確かさ）を規定する。

## 十八・五・七 試験装置

製品規格において、別の製品にも適用可能な試験装置の仕様については規定しない方がよい。このような場合、当該試験装置に関する規定を別規格とし、製品規格ではその試験装置の規格を引用することが望ましい。

## 十八・五・八 報告書

報告書の箇条（又は細分箇条）は、試験報告書などに含める情報を規定する。報告書の箇条（又は細分箇条）では、少なくとも次のような試験に関する項目を規定する。

- ― 試料
- ― 適用した規格など（発効年などを含む。）
- ― 適用した方法（規格に複数の方法が存在する場合）
- ― 結果（計算方法を示した箇条、細分箇条なども表記する。）
- ― 手順からの逸脱
- ― 観察された異常な特徴

## I 試験日

**十九 表示，包装及び添付文書****十九・一 一般**

製品及び包装への表示並びに添付文書は，製品の製造，調達及び使用に関する重要事項である。特に安全性が重要な製品などでは，製品への表示，包装への表示及び／又は添付文書に関する規定を設ける。

また，製品，材料などの包装について，必要な場合には，規定を設ける。

**十九・二 規定又は参考**

表示，包装及び添付文書の箇条（又は細分箇条）は，通常は規定要素とするが，例外もある（例えば，製品及び包装の表示並びに添付文書に関して例示だけを示す場合）。

**十九・三 必須，条件付き又は選択**

表示，包装及び添付文書の箇条（又は細分箇条）は，条件付き要素とする。

**十九・四 特定の原則及び規則****十九・四・一 一般**

製品及び包装への表示並びに添付文書は，特に消費者向け製品に関する製品規格の場合には，可能な限り規定しなければならない事項である。ただし，製品若しくは包装のいずれか一方にしか表示できないとき，又はいずれか一方だけに表示すれば十分なときには，製品に表示するか又は包装に表示するかの区別を明確に規定する。

必要な場合には，表示の方法，手段などについて規定するか，又は推奨する方法を示す。

表示，包装及び添付文書の箇条（又は細分箇条）には，規格への適合性に関わる事項を規定してはならない。適合性の表示は，通常，認証制度に関する規則に基づいて適用する。

安全に関する事項の製品及び包装への表示並びに安全に関する添付文書への記載事項については，JIS Z 8051に規定している。特に，子どもの安全に関する事項の表示及び安全に関する添付文書への記載事項については，JIS Z 8050に規定している。

製品，材料などの発注時に提示する情報は，参考として附属書で補完してもよい。

**十九・四・二 製品及び包装への表示に関する要求事項**

製品及び包装への表示については，次の項目から必要に応じて規定する。

**a) 製品の識別のための次の事項**

- (一) 製造業者名，その略称又は略号，及び所在地
- (二) 責任ある供給者名又はその略号

(三) 製品に関する表示〔例えば、商品名、モデル、型式番号、製造年月日、製造番号、呼び方(国際的に標準化された項目による呼び方を参考として附属書 C に示す)。〕

(四) 寸法、等級、種類などの識別記号

- b) 表示方法(例えば、銘板、ラベル、刻印、色別)
- c) 表示場所
- d) 製品の取扱注意、警告などに関する事項(例えば、ラベル貼付、包装への表示)
- e) その他必要な事項

なお、表示の規定には、通常、その規格の全ての要求事項に適合した製品に対して、表示の規定を適用する旨を記載する。

#### 例 12 表示

この規格の全ての要求事項に適合したガラス製及びステンレス製まほうびんには、次の事項を表示しなければならない。

- a) 製造業者名又はその略称若しくは略号
- b) 製造番号
- c) 製造年月又はその略号
- d) 規格番号
- e) 容量

表示の箇条(又は細分箇条)では、表示の単位、表示事項の配列などを必要に応じて規定する。また、ラベルについて規定する場合には、必要に応じて、ラベルの品質、及びラベルの製品又は包装への貼付方法又は添付方法について規定する。

### 十九・四・三 製品の添付文書に関する要求事項

製品の添付文書に関して、特定の文書(例えば、試験報告書、取扱説明書、製品の包装に表示するその他の情報)を製品に添付することを規定してよい。必要な場合、これらの文書へ記載する事項を規定する。

### 十九・四・四 警告表示及び取扱指示

製品規格では、設置者又は使用者向けに、警告表示又は取扱指示を表示又は添付することを規定し、かつ、その記載内容を規定することが必要な場合がある。設置又は使用に関する要求事項は、製品そのものに適用する要求事項ではないので、同じ規格群の別の部又は別の規格で規定してもよい。

## 二十 附属書

### 二十・一 一般

附属書は、通常、次のような場合に作成する。

- ― 規定又は情報が非常に長く、本体に記載すると利用者の利便性が損なわれる。
- ― 特定の規定又は情報(例えば、ソフトウェア、事例集、実験室間の試験結果、代替試験方法、表、リスト、データ)を分離する。

― 規格の特定の適用・用途に関する情報を提供する。

## 二十・二 規定又は参考

附属書は、規定要素又は参考要素のいずれにもなり得る。

規定の附属書は、本体へ追加の規定要素を提供する。

参考の附属書は、規格の理解又は利用を助けるための追加情報を提供する。参考の附属書の中で、誤解が生じない限り、要求事項、推奨事項及び許容事項の表現を使用してもよい。ただし、規格を適用する場合、当該附属書は参考要素とみなす。

本体で、要求事項などの一部として規定の附属書を引用する場合と、参考情報として参考の附属書を参照する場合とを明確に書き分ける。

例 1 (規定の附属書の例)

試験方法は、附属書 A による。

例 2 (参考の附属書の例)

詳しくは、附属書 B 参照。

## 二十・三 必須、条件付き又は選択

附属書は、選択要素とする。

## 二十・四 付番及び区分け

各附属書は、例えば“附属書

A”のように、“附属書”の表記に続けて“A”から始まる大文字のラテン文字を順番に付け、その下に“(規定)”又は“(参考)”を表記し、更にその下に題名を表記する。

例 1

### 附属書 A (参考) 事例集

附属書は、箇条、細分箇条及び段落に区分けしてもよい。

附属書の箇条、細分箇条、表、図及び式に付ける番号は、その附属書を示すラテン文字にピリオドを付け、それに続けて表記する。附属書ごとに 1 から付番する。

例 2 (附属書 A の場合)

A・1 (初の箇条) , 図 A・1 (初の図) , 表 A・1 (初の表) , 式(A・1) (初の式)

## 二十・五 特定の原則及び規則

各附属書は、当該規格の他の部分で具体的に引用又は参照する。引用又は参照する場合、例えば、次のような表現形式で表記する(十・六も参照)。

- ― “附属書 C に規定する方法を用いる。”
- ― “...C・2・5 に規定するとおり...”
- ― “図 A・6 参照。”
- ― “附属書 B に詳細な情報を示す。”

― “A・2では、…について説明する。”

## 二十一 参考文献一覧

### 二十一・一 一般

参考文献一覧には、本文などで推奨事項、許容事項、可能性・能力事項、外部の制約又は補足事項として引用・参照した規格・規範文書、参考文献などをリストとして記載する。また、当該規格で具体的に参照していなくてもよく、規格を作成するときに参照した資料、規格の利用者にとって参考となる資料などでもよい。

### 二十一・二 規定又は参考

参考文献一覧は、参考要素とする。

### 二十一・三 必須，条件付き又は選択

参考文献一覧は、条件付き要素とする。当該規格で要求事項を構成するため以外で引用・参照している規格・情報源がある場合、又は規格を作成するときに参照した資料及び／若しくは規格の利用者にとって参考となる規格・情報源がある場合に設ける。

### 二十一・四 付番及び区分け

参考文献一覧は箇条番号を付番せず，“参考文献”と表記し、その下に個々の参考文献を列記する。列記した個々の参考文献は、付番してもよいし、しなくてもよい。参考文献一覧は、見出しを付けてグループ化してもよい。この見出しには、付番してはならない。

例 参考文献

例 [1] ……  
… [8] ……  
    (附属書 A に関する参考文献)  
    [9] ……  
    [10] ……  
    (測定の不確かさに関する参考文献)  
    [11] ……

付番した参考文献を本文で参照する場合の表記方法は、十・三・二参照。

## 二十一・五 特定の原則及び規則

参考文献一覧の記載箇所は、次による。

- a) 附属書がない場合は、終ページの次のページに、又は終ページの下の方に横線で区切り、いずれも“参考文献”の見出しを付けて記載する。
- b) 附属書がある場合は、後の附属書の次のページに、又は後の附属書の下の方に横線で区切り、いずれも“参考文献”の見出しを付けて記載する。ただし、JISと対応国際規格との対比表の附属書がある場合には、その附属書の前のページに記載する。

参考文献一覧に列記する，引用・参照する規格・規範文書の表記内容は，十・三・一を参考とするのがよい。参考文献一覧に列記する，規格・規範文書以外の参考文献及び情報源の表記方法は，電子形式のものは，JIS X 0807 に規定する関連項目による。印刷，その他の形式のものは，ISO 690 に規定する関連項目による。

参考として参照する規格・規範文書の発効年又は発行年は，特定しなくてもよい（十・一，十・四及び十・五参照）。規格・規範文書以外の参考文献及び情報源は，通常，発行年を表記する。

印刷された単行本の表記例を例 1 に，印刷された逐次刊行物への投稿論文の表記例を例 2 に示す。

**例 1** GREAT BRITAIN. Data Protection Act 1984. Schedule 1, c 35, Part 1, Clause 7. London: HMSO

**例 2** AMAJOR, L.C. The Cenomanian hiatus in the Southern Benue Trough, Nigeria. *Geological Magazine*. 1985, 122(1), 39-50. ISSN 0016-7568

オンラインで利用できる参考文献は，その出典を特定し，検索できるように十分な情報を示す。追跡が容易になるように，参考文献の原本を参照することが望ましい。その情報には，参考文献へのアクセス方法及びネットワークアドレスを，出典元で示されている句読点及び大文字・小文字のとおりに表記する。インターネットで入手できる電子形式の単行本の表記例を例 3 に，オンラインの逐次刊行物への投稿論文の表記例を例 4 に示す。

**例 3** BECKER, Philippe, Anders OLSSON, and Jay SIMPSON. Erbium-Doped Fiber Amplifiers, Fundamentals and Technology [online] 1st Edition, Academic Press, 1999 [viewed 2018-07-12], Available from: <https://www.elsevier.com/books/erbium-doped-fiber-amplifiers/becke/978-0-12-084590-3>. ISBN: 9780080505848.

**例 4** STRINGER, John A., et al. Reduction of RF-induced sample heating with a scroll coil resonator. *Journal of Magnetic Resonance [online]*. Elsevier. March 2005, 173(1), 40-48 [viewed 2015-12-21]. Available at: doi:10.1016/j.jmr.2004.11.015

一つの規格・規範文書を要求事項として引用し，参考情報としても参照している場合は，その規格・規範文書を引用規格の一覧に記載し，参考文献一覧には記載しない。

対応国際規格を基礎とした場合，参考文献一覧は対応国際規格の参考文献一覧と一致させなくてもよい。

## 二十二 簡条及び細分簡条

### 二十二・一 一般

簡条及び細分簡条は，規格の内容の基本的な区分けである。

## 二十二・二 題名

各簡条には、題名を付ける。

第 1 階層の細分簡条（例えば，”5・1”，”5・2”）は，題名を付けることが望ましい。同じ簡条又は細分簡条の中では，その下の階層の細分簡条の題名の有無は，同じ箇所階層で統一する。例えば，”4・2・1”に題名を付ける場合には，”4・2・2”にも題名を付け，”4・2・1”に題名を付けない場合には，”4・2・2”にも題名を付けない。

**例 1** 「細分簡条の題名の付け方の正しい例（同じ細分簡条の中の同じ階層の細分簡条に題名がある。）」

- 4・2 方法 B：周波数領域
  - 4・2・1 サンプルの配置
- サンプルは，測定結果に影響を及ぼすおそれがある物体から…
- 4・2・2 校正（基準測定）
- 平衡測定にバランスを使用する場合，…

**例 2** 「細分簡条の題名の付け方の正しい例（同じ細分簡条の中の同じ階層の細分簡条に題名がない。）」

- 4・2 方法 B：周波数領域
- 4・2・1 サンプルは，測定結果に影響を及ぼすおそれがある物体から…
- 4・2・2 平衡測定にバランスを使用する場合，…

**例 3** 「細分簡条の題名の付け方の誤った例（同じ階層の一部の細分簡条にだけ題名がある。）」

- 4・2 方法 B：周波数領域
  - 4・2・1 サンプルの配置
- サンプルは，測定結果に影響を及ぼすおそれがある物体から…
- 4・2・2 平衡測定にバランスを使用する場合，…

## 二十二・三 付番，区分け及びぶら下がり段落

### 二十二・三・一 付番

簡条番号は，”適用範囲“を”1”，”引用規格“を”2”，及び”用語及び定義“を”3”とするアラビア数字を付番する（図 1 参照）。

簡条番号は，附属書を除いて，その前まで続き番号とする（附属書の付番は，二十・四参照）。

### 二十二・三・二 区分け

細分簡条は，付番による簡条の区分けで，第 5 階層（例えば，”6・4・2・2・2・2”）まで設けてもよい。

細分簡条の階層が多すぎると，利用者が規格の構成を理解しにくくなるため，できるだけ階層を少なくすることが望ましい。

簡条及び細分簡条の付番の例を，図 1 に示す。

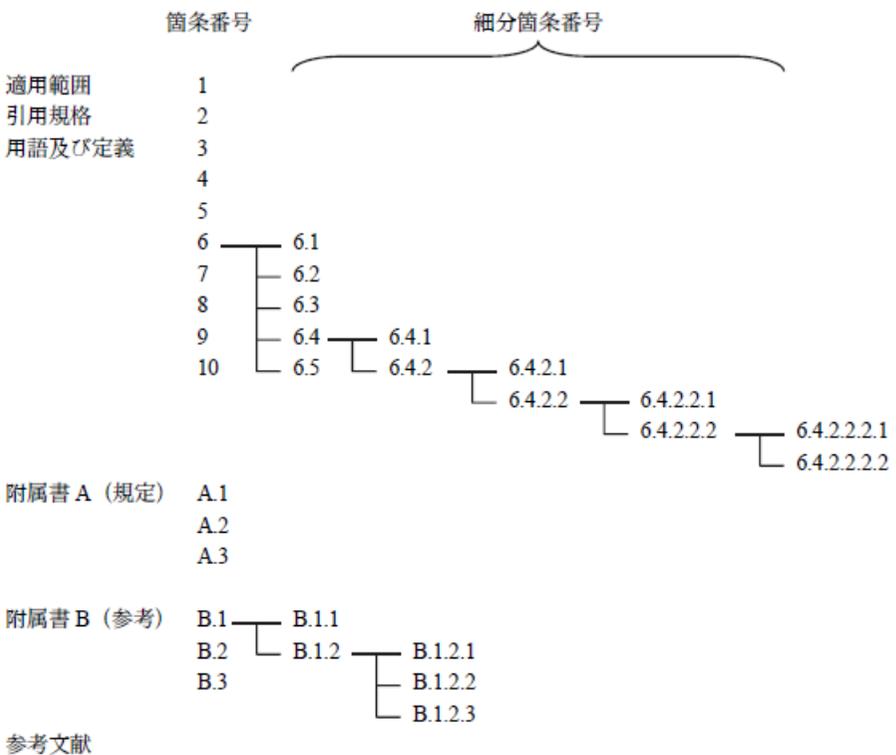


図2-1 簡条及び細分簡条の付番の例

一つだけの細分簡条は設けない。例えば、後続の細分簡条“10・2”がない場合，“簡条 10”の中に“10・1”という細分簡条は設けない。

## 二十二・三・三ぶら下がり段落

図2のa)

に示すような“ぶら下がり段落”は，その段落部分を引用・参照する場合に，その段落に続く細分簡条を含むか否かが分かりにくくなるため，避けなければならない。

このため，ぶら下がり段落を図2のb)の“5・1一般（又は他のふさわしい題名）”のように細分簡条とし，それ以降の細分簡条の番号を繰り下げるか，又はぶら下がり段落の文章を削除若しくは適切な箇所へ移動する。

不適切な例	
<b>5 試験方法</b>	試験について共通する一般事項は、 <b>JIS K 0050</b> による。
<b>5.1 数値の丸め方</b>	数値の丸め方は、 <b>JIS Z 8401</b> の規則 <b>B</b> による。

a) ぶら下がり段落の例

適切な例	
<b>5 試験方法</b>	
<b>5.1 一般</b>	試験について共通する一般事項は、 <b>JIS K 0050</b> による。
<b>5.2 数値の丸め方</b>	数値の丸め方は、 <b>JIS Z 8401</b> の規則 <b>B</b> による。

b) ぶら下がり段落を回避する例

図 3 ぶら下がり段落の例及びそれを回避する方法

## 二十二・四 引用・参照

箇条及び細分箇条は、当該規格の他の部分で特に引用・参照する必要はない。ただし、性能などに対応する試験方法を別の箇条などで規定している場合は、対応する試験方法の箇条、細分箇条などを引用して規定する。

## 二十三 細別

### 二十三・一 一般

細別は、段落の理解を助けるために、情報を整理し細分化する役割を果たす。細別は、規格の区分け（表1参照）には該当しない。

### 二十三・二 題名

細別には、通常、題名は付けないが、必要な場合は付けてもよい。題名を付ける場合は、同じ段落内の細別全てに付け、題名に続く文章は改行しない（例えば、十二・五・一の細別）。

### 二十三・三 付番及び区分け

細別は、引用・参照する場合には、ラテン文字の小文字に片括弧を付けて付番する。引用・参照しない場合には、付番してもしなくてもよい。付番した細別を更に細分する必要がある場合には、アラビア数字の番号に片括弧を付けた細別符号を用いる。同じ箇条（細分箇条があれば細分箇条）内では、同じラテン文字の細別符号を繰り返し返して用いない。細別に付番しない場合は、項目の前にハイフン“—”又は中点“・”を付ける。

付番する例を、例1及び例2に示す。

**例 1** 定義の記載には、次の基本原則を適用する。

- a) 定義は、次のように、用語と同じ文法形式とする。
  - (一) 動詞を定義するときは、動詞句を用いる。
  - (二) 名詞を定義するときは、体言止めとする。
- b) 定義の望ましい構成は、ある概念を含むクラスを明示する基本部分を初に記載し、次に、そのクラスの他の要素と異なる特性の概念を規定する。

**例 2** a)

- (一)
- (一・一)
- (一・二)
- (二)
- b)
- z) …
- a a)
- a b)

付番しない例を、例3及び例4に示す。

**例 3** 次のいずれのカテゴリの装置にも、スイッチは必要ない。

- 1 正常運転条件下の電力消費量が 10 W 以下の装置
- 1 任意の故障条件を与えてから 2 分後に測定したときの電力消費量が、50 W 以下の装置

1 連続運転を意図した装置

**例 4** 装置の振動は、次によって起こる可能性がある。

- ・回転部品の不釣り合い
- ・枠の僅かなゆがみ
- ・転がり軸受
- ・空気力学的負荷

## 二十四 注記

### 二十四・一 一般

注記は、規格の理解又は利用を支援するための追加情報を提供するために用いる。規格は、注記がなくても利用できるものでなければならぬ。

図の注記は、二十八・五・四参照。

表の注記は、二十九・五・四参照。

**注記** 用語及び定義の箇条で用いる注釈（十六・五・八参照）は、本文などの注記とは異なる。

### 二十四・二 題名

注記に題名は付けない。

### 二十四・三 付番及び区分け

注記は、一つの箇条（細分箇条があれば細分箇条）ごとに、“注記 1”、“注記 2”のように順番に付番する。番号は、一つの箇条又は細分箇条ごとに開始する。一つの箇条又は細分箇条内の注記が一つの場合は、付番しない。

### 二十四・四 参照

注記は、当該規格の他の部分で参照する必要はない。

注記を参照する場合は、例えば、次のような表現形式で表記する。

- 1 “7・1 の注記 2 の説明を参照。”
- 1 “8・6 の注記 3 参照。”

### 二十四・五 特定の原則及び規則

注記には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない。注記は、実際に存在するもの、実際に適用されている状況などを記載することが望ましい。

### 二十四・六 例

注記の適切な記載例を、例1に示す。

**例 1** （次の規定文に対する注記の例）

各ラベルは、長さ25 mm、幅10 mmとする。

注記 ラベルのサイズは、目盛線を覆い隠すことなく、注射器のサイズにほぼ合うように定められている。

注記の不適切な記載例を、例2、例2に示す。

**例 2** (要求事項になる“なければならぬ”を用いた例)

注記 この文脈では、部は別の規格とみなされなければならない。

**例 3** (要求事項になる“…を行う”を用いた例)

注記 代わりに、…の負荷で試験を行う。

**例 4** (推奨事項になる“望ましい”を用いた例)

注記 試験所がより大きな組織の一部である場合は、利害が対立する部門が…となる組織構成であることが望ましい。

**例 5** (許容事項になる“してもよい”を用いた例)

注記 それぞれが一つ以上の機能をもってもよい。

## 二十五 例

### 二十五・一 一般

例は、当該規格の規定を例示によって説明するために用いる。規格は、例がなくても利用できるものでなければならない。

### 二十五・二 題名

通常、例に題名は付けられないが、例を示す題名を付けて、箇条、細分箇条又は附属書としてまとめて記載してもよい(“例”と題名を付けた二十四・六及び二十五・六参照)。

### 二十五・三 付番及び区分け

例は、“例”と表記し、一つの箇条(細分箇条があれば細分箇条)ごとに順番に付番する。番号は、一つの箇条又は細分箇条ごとに開始する。一つの箇条又は細分箇条内の例が一つの場合は、付番しない。

### 二十五・四 参照

例は、当該規格の他の部分で参照する必要はない。

例を参照する場合は、例えば、次のような表現形式で表記する。

― “6.6.3の例 5を参照。”

― “箇条 4の例 2には…を列記している。”

― “B.2の例 3では、…の事例を紹介している。”

### 二十五・五 特定の原則及び規則

例には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない。例は、実際に存在するもの、実際に適用されている状況などを記載することが望ましい。ただし、実際に存在するものなどを例として転載するため、要求事項、推奨事項及び許容事項の表現形式で示された文章などが記載されることがある。

なお、”例“を独立して設ける代わりに、本文中に括弧書きで例であることを明記して示してもよい。

例 …生命維持に不可欠なもの（例えば、溺れたり、窒息したりしたときの酸素）の欠乏、…

## 二十五・六例

例 1 この規格で規定する要求事項は、次の例に示す溶接管理に対して、柔軟な枠組みとなっている。

例 1 JIS Q 9001 に従った QMS を備えることを製造業者に要求する仕様書において、特定の要求事項を規定する場合。

例 2 JIS Q 9001 以外の QMS を備えることを製造業者に要求する仕様書において、特定の要求事項を規定する場合。

例 2 寸法は、呼び径及び呼び厚さ（スケジュール番号）、又は外径及び厚さを表示する。

例 50A×Sch80 又は 60.5×5.5

## 二十六 注

### 二十六・一 一般

規格の本文の注は、通常、本文中の特定の語句、文及び一部の事項に対する追加情報を提供するために用いる。規格は、本文の注がなくても利用できるものでなければならない。

図の注は、二十八・五・五による。

表の注は、二十九・五・五による。

### 二十六・二 題名

注に題名は付けない。

### 二十六・三 付番及び区分け

本文の注は、該当する箇条、細分箇条、段落又は細別の後に記載する。同一箇所に注記及び／又は例がある場合は、その後に記載する。

本文の注には、規格全体を通じて、”注<sub>1</sub>”、”注<sub>2</sub>”、”注<sub>3</sub>” のように、1 から始まる上付きの片括弧付きアラビア数字の注符号を付け、この後に文章を記載する。ただし、注が多い場合には、本体ごと及び附属書ごとに一連番号を付けてもよい。注を続けて記載する場合、”注“の文字は繰り返し表記する。

注符号のアラビア数字の代わりとして、上付きの

“\*”，”\*\*”，”\*\*\*”，”+”，”#”などの記号は、できるだけ用いない。ただし、細別符号と注の上付き数字とを混同するおそれがあるなどの理由でやむを得ない場合には、用いてもよい。

## 二十六・四 参照

注は、本文で参照しなければならない。注の記載内容に対応する本文の該当する語又は文の後

に、”<sub>1</sub>”，”<sub>2</sub>”，”<sub>3</sub>”，…のように上付きの片括弧付きアラビア数字の注符号を付け、参照

箇所を示す。文の後に注符号を付ける場合は、句点の前に注符号を付ける。一つの文に複数の注を記載する場合の例を、次に示す。

**例**

特殊な構造<sup>1)</sup>又は特殊用途<sup>2)</sup>の圧力容器は、…

注<sup>1)</sup> 複雑な形状をした圧力容器，低温平底円筒形の貯槽，メンブレン構造の貯槽など。

注<sup>2)</sup> 油圧機，水圧機，ポンプ，圧縮機，タービン，内燃機関…又は往復機の圧力部。

**二十六・五 特定の原則及び規則**

注は、用語及び定義の箇条（前置き文を除く。）を除き、いずれの箇所でも使用してよい。

注に、要求事項，推奨事項及び許容事項を含めてはならない。注は、実際に存在するもの、実際に適用されている状況などを記載することが望ましい。

注の内容が前出の注と同一の場合には、該当箇所に同一の注番号を付け、2

度目以降の注の文章は省略するのがよい。この場合に、初の注を記載した箇所が分かりにくいときには、その記載箇所の箇条番号などを示してもよい。

**例**

注<sup>1)</sup>〜注<sup>3)</sup> 箇条 5 の注<sup>1)</sup>〜注<sup>3)</sup> を参照。

**二十七 式**

**二十七・一 一般**

量記号と単位記号とを組み合わせる表記方法は、式として扱わないが、次のように、グラフの軸及び表の欄の見出しには、用いてもよい。

**例** A 地点から B 地点までの移動速度 $v$ と所要時間 $t$ の間には、次の図 x 及び表 y の関係がある。

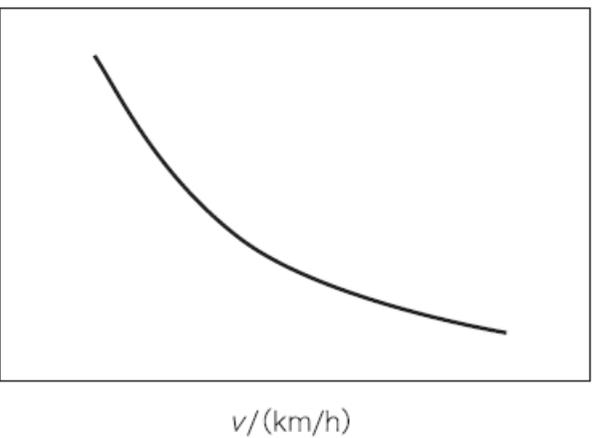


図 x 移動速度  $v$  と所要時間  $t$  の関係  
表 y 移動速度  $v$  と所要時間  $t$  の関係

30	$v$ /(km/h)	150	$t$
----	-------------	-----	-----

50	$v$ /(km/h)	90	$t$
----	-------------	----	-----

例の図 x 及び表 y 中の “  $v$ /(km/h)” 及び “  $t/s$  ” は、 “  $\frac{v}{\text{km/h}}$  ” 及び “  $\frac{t}{s}$  ” で  
もよむ。

**注記** 分子は量を表す変数の量記号を表し、分母はその単位記号を表す。

## 二十七・二 題名

式に題名は付けない。

## 二十七・三 付番及び区分け

式を引用・参照する必要がある場合は、本体ごと及び附属書ごとに、括弧を付けたアラビア数字の一連番号をそれらの式に付ける。ただし、附属書では、アラビア数字の前にその附属書を示すラテン文字及びピリオドを付けた番号とする。式を引用・参照しない場合でも、必要に応じて付番してもよい。

**例 1**  $x^2+y^2 \simeq z^2$  . . . . .  
 . . . . . (1)

**例 2**  $x^2+y^2 \simeq z^2$  . . . . .  
 . . . . . (A・i)

式の番号は、箇条、図及び表の番号とは関係のない、独自の連続番号とする。式の番号に、“(2 a)”, “(2 b)”, “(2・1)”, “(2・2)” などのような分割する番号を用いない。

## 二十七・四 引用・参照

式に付番する場合には、次のように、式に関わる文章に式番号を明示することが望ましい。

— ∴ は、式(1)によって求める。  
 $z^2 = x^2 + y^2$  . . . . .  
 . . . . . (1)

式に付番する場合には、当該規格の他の部分で引用・参照することが望ましい。式の番号を他で引用する場合には、次のような表現形式で表記する。

- 式(A・2)参照。
- 3・1の式(3)参照。

## 二十七・五 特定の原則及び規則

式は、数学的に正しい形で表す。数学記号は、JIS Z 8201による。ただし、JIS Z 8201に規定されていない記号などは、ISO 80000-2による。

式に用いる量記号及びその意味を、記号及び略語の箇条(又は細分箇条)で説明していない場合は、式の下に記載する。

**例 1**  $v = \frac{1}{t}$

ここで、  $v$  . . . . . ある点における均一な速度

$l$  : 移動距離  
 $t$  : 時間

数値間の関係を示す場合は、量記号の説明の中に単位を表記し、必要に応じて変換係数を記載する。

例 2  $V = 3.6 \times \frac{1}{h}$

$V$  : ある点における均一な速度の数値 (km/h)  
 $l$  : 移動距離の数値 (m)  
 $t$  : 時間の数値 (s)  
 $V$  を求めるための単位の変換係数

一つの規格の中では、同じ概念の式であっても、その意味(内容)が異なる場合には、同じ量記号を用いない。例えば、例 1 の式は変数間の関係を示すもので、例 2 の式はそれに単位を考慮したものである。

これらを同じ規格内で用いると、係数の比較から  $1 \parallel 3 \cdot 6$  となり、明らかに不合理となる。

量の名称及び複数文字の略語を量記号として用いてはならない。

例 3 (適切な記載例)

$$\rho = \frac{m}{V}$$

例 4 (不適切な記載例)

$\text{密度} = \frac{\text{質量}}{\text{体積}}$  (量の名称を用いてゐる。)  
 $\text{density} = \frac{\text{mass}}{\text{volume}}$  (量の英語名称を用いてゐる。)  
 $t_1 = \sqrt{\frac{\text{MSE}_1}{\text{MSR}_1}}$  (量の名称の略語を用いてゐる。)

式に分数が多用される場合には、分数は斜線“/”を用いることが望ましい。

例 5 (推奨する記載例)

$$\frac{\sin[(N+1)\varphi/2]\sin(N\varphi/2)}{\sin(\varphi/2)}$$

例 6 (許容する記載例)

$$\frac{\sin(\frac{N+1}{2}\varphi)\sin(\frac{N}{2}\varphi)}{\sin(\frac{\varphi}{2})}$$

## 二十八 図

### 二十八・一 一般

図は、規格の内容を分かりやすく示す場合に用いる。概念を線画で表現することが困難な場合には、写真などを用いてもよい。

## 二十八・二 題名

図には、題名を付けることが望ましい。題名を付ける場合は、分かりやすい題名とする。

## 二十八・三 付番及び区分け

### 二十八・三・一 図の表記

図には、本体を通して“図 1”、“図 2”、“図 3”のように、アラビア数字で“1”から始まる連続した番号を付ける。図が一つの場合にも、“図 1”と表記する。図の番号は、簡条番号などと組み合わせる用いない（例えば、“簡条 5”にある図を“図 5・1”、“図 5・2”などとはしない。）。

図の番号及び題名は、図の下の中央に横書きで表示する。図の番号と題名とは、ハイフン“—”で分ける。

#### 例 1

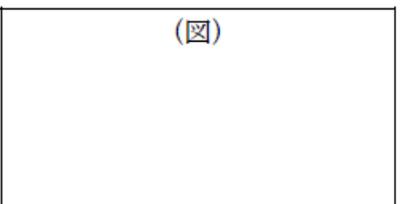


図 x 一装置の詳細

附属書の図の付番は、二十・四による。

図が複数のページにわたる場合は、図の番号及び題名を繰り返し、その後“（続き）”と表記するか、又は全てのページの図に対して順に“（1/#）”、“（2/#）”のように付記する。ここで“#”は、該当する図があるページの総数を表す。ただし、図に題名がある場合、2 ページ目以降は図の題名を省略してもよい。

例 2 図 x—ブラインドリベット（続き）

例 3 図 x—ブラインドリベット（1/3）

例 4 図 x（2/3）

図は、必要な場合、記号説明（二十八・五・三参照）、段落、例、注記（二十八・五・四参照）及び／又は注（二十八・五・五参照）を、通常、その図の番号及び題名のすぐ上にこの順で記載する。

図又はその構成要素の周囲を、枠で囲ってはならない（例1では、図を示している箇所が分かるように便宜上、枠を用いている。）。

## 二十八・三・二 細分図の表記

細分図は、図の主題を理解するため不可欠な場合に限り用いる。

細分図は、1 段階だけとする。細分図の番号には、「a」、「b」、「c」のように、「a」から始まるラテン文字の小文字の連続符号を付ける。その他の番号の形式（例えば、「1」、「1.2」、「1-1」、「1-2」）は、用いない。

細分図に対して、通常、記号説明（二十八・五・三参照）、段落、注記（二十八・五・四参照）及び注（二十八・五・五参照）を個別に記載しない。細分図中に参照記号又は注符号を付す場合は、通常、細分図ごとに独立させないで、区分けした複数の細分図を通して一連の番号及び符号を付ける。

例

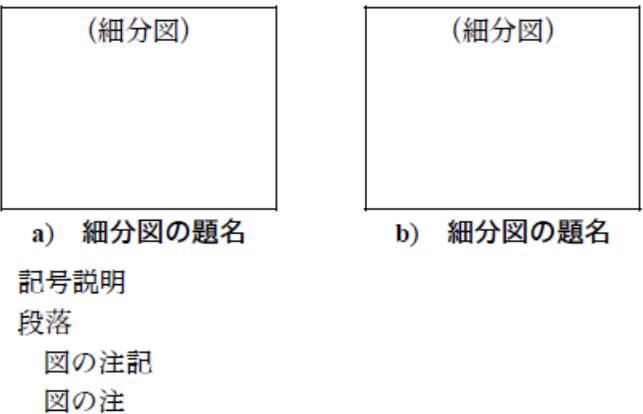


図 x- 題名

## 二十八・四 引用・参照

図は、当該規格の他の部分で引用又は参照しなければならない。

例 1 “…は、図 3 による。”

例 2 “図 6 の b) 参照。”

## 二十八・五 特定の原則及び規則

### 二十八・五・一 図の作成に使用する規格

図面は、JIS B 0001 及び JIS B 0060（規格群）規格群のほか、各分野における製図に関する規格によって作成する。

製図に用いる主な規格を、表 8 に示す。

表 8 一 製図に用いる主な規格

主題		規格
概要	図記号	IEC 61082-1
線の種類		JIS Z 8221-1
		ISO 81714-1
		JIS Z 8312
		ISO 128-20
寸法		JIS Z 8317-1

主題		規格
寸法及び製品の幾何特性仕様		ISO 129 規格群
投影図		JIS B 0021
フローチャート		ISO 1101
		ISO 128 - 30
		JIS X 0121

## 二十八・五・二図の表し方

図で長さ及び角度を表す量記号は、JIS Z 8000-3 に規定される記号（表9 参照）を用いることが望ましい。必要な場合には、下付き添字で区別して用いる。

図中で異なる長さを示す場合には、" $l_1, l_2, l_3$ " などのように一連の下付き添字を付けて区別し、" $A, B, C, a, b, c$ " などとはしなす。

表9-1 図に用いる主な量記号

名称	量記号
長さ	$l, L$
幅	$b, B$
高さ	$h, H$
厚さ	$d, \delta$
半径	$r, R$
回転半径	$r_Q, \rho$
直径	$d, D$
行程の長さ	$s$
距離	$d_r$
デカルト座標	$x, y, z$
位置ベクトル	$r$
変位量	$\Delta r$
曲率半径	$\rho$
平面角	$\alpha, \beta, \gamma, \theta, \phi$
立体角	$\Omega$

出典：JIS Z 8000-3

図の中で用いる字体は、製図に用いる文字に関する規格による。工業製品の規格で用いる字体は、JIS Z 8313（規格群）規格群による。量記号には斜体の文字を用い（九・四・一参照）、その他の全ての文字は、直立体を用いる。

一つの図で用いる量の単位が全て同じ又は大半が同じ場合には、図の右上に“単位 …”のように表記する。ただし、図中で右上に表示する単位とは異なる単位を示す場合には、個別に注などで説明するのが

よい。右上に表示する単位は、図が複数のページにわたる場合、必要となる全てのページの図に表記する。

図に関する要求事項、推奨事項及び許容事項を、段落で規定してもよい。

図の表し方の例を、次に示す。

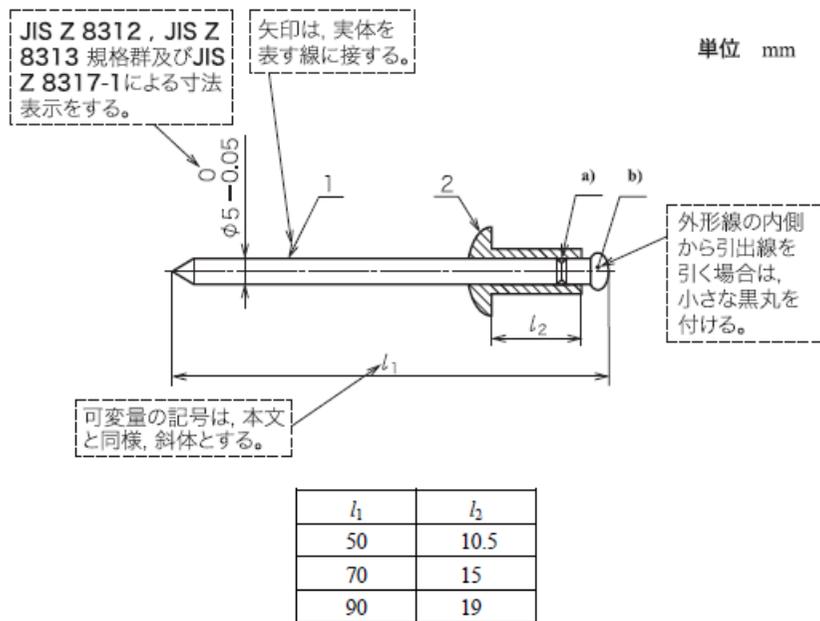
例 一 (点線の枠及び矢印によって示した内容は、製図の規格による図示方法を説明したもので、図面の一

## 二十八・五・三 参照記号による図の説明

図の中で説明が必要な箇所は、参照記号（例えば、アラビア数字、ラテン文字）又は注符号を付して示す。参照記号の説明は、図の下部などに“記号説明”と表記して、その下に列記する。注符号の説明は、注（二十八・五・五参照）として記載する。ただし、説明が簡単な場合には、参照記号に代えて、引出線の後側に説明を記載してもよい。

グラフの中の直線、曲線などの説明は、全て“記号説明”の参照に置き換える。グラフの軸の見出し（表示ラベル）は、グラフ中の数値などと混同するおそれがあるため、アラビア数字の参照記号で置き換えてはならない。

例



### 記号説明

1：マンドレルの軸部

2：プラインドリベットの頭部

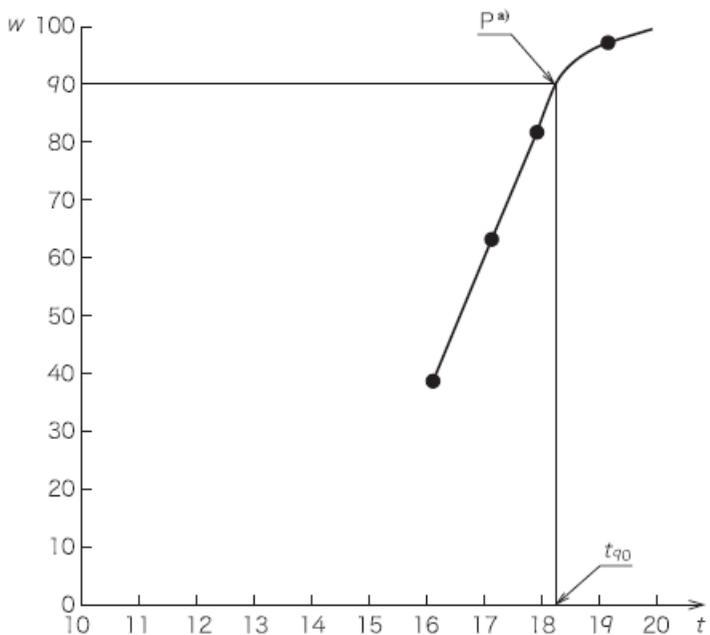
マンドレルは、取付け中にプラインドリベットの末端が変形してシャンクが膨張可能な設計とする。

注記 この図は、タイプAのリベットの頭部を表す。

注<sup>a)</sup> 切断部には溝を付ける。

注<sup>b)</sup> 一般に、マンドレル頭部には、クロムめっきを施す。

図x-プラインドリベット



記号説明

- w :ゼラチン化した穀粒の割合 (%)
  - t :調理時間 (min)
  - t<sub>90</sub> :90%の穀粒のゼラチン化に要する調理時間 (min)
  - P :t<sub>90</sub>に対応する曲線上の点
- 注記 この結果は3種類の穀粒に対して行われた調査に基づく。  
 注<sup>a)</sup> この例ではt<sub>90</sub>は18.2minと評価された。

図x-ゼラチン化曲線の代表例

フローチャートの中での説明は、文章で表現してもよい(二十八・六・四参照)。

## 二十八・五・四図の注記

図の注記は、図の題名の上に記載し、注がある場合は、注記を先に記載する。一つの図に注記が一つだけの場合は、注記の説明文の冒頭に“注記”と表記する(二十八・五・三の例参照)。同じ図に複数の注記を記載する場合は、“注記 1”、“注記 2”、“注記 3”のように連続番号を付ける。注記の番号は、図ごとに新たに 1 から付番する。

図の注記に、要求事項、推奨事項及び許容事項を記載してはならない。図の内容に関する要求事項、推奨事項及び許容事項は、本文中、図の段落又は図の注(二十八・五・五参照)に、文章で記載する。

## 二十八・五・五図の注

図の注は、本文の注とは別に扱う。

図の注は、通常、図ごとに“注<sup>a)</sup>”、“注<sup>b)</sup>”、“注<sup>c)</sup>”のようにラテン文字の“a”で始まる上付きの片括弧付き小文字を付け、この後に文章を記載する。注を続けて記載する場合、“注”の文字は繰り返し表記する。また、図の中の参照したい箇所には“a”、“b”、“c”などのように上付きの片括弧付き小文字の注符号を付け、注との関係を示す(二十八・五・二の例参照)。注符号のアラビア数字の代わりとして、上付きの“\*”、“\*\*”、“\*\*\*”、“†”、“‡”などの記号は、できるだけ用いない。ただし、上付き数字と混同するなどの理由でやむを得ない場合には、用いてもよい。

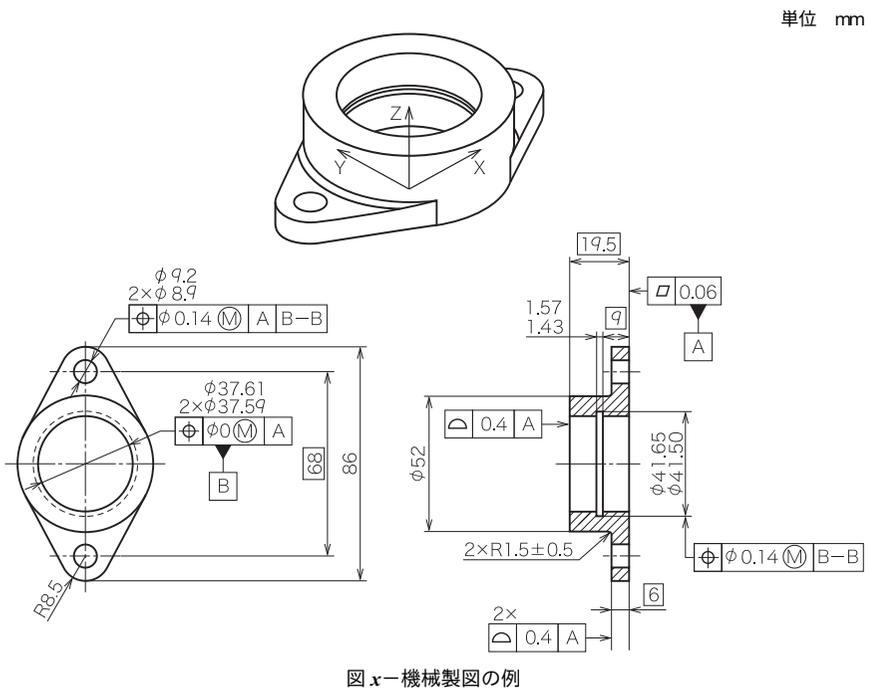
図の注には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてもよい。

二十八・六図の種類

二十八・六・一機械製図

機械製図は、製図に関する規格によって作成する(二十八・五・一参照)。様々な投影図、詳細図、及び構成要素又は多重構成品の断面図を、細分図として表示してはならない。

例



二十八・六・二図記号

機器・装置用図記号は、IEC 60417 DB及び ISO 7000による。案内用図記号は、JIS Z 8210による。安全標識は、JIS Z 8210及び JIS Z 9104による。

図記号の種類別の概要を、表10に示す。

表10— 図記号の概要

種類	伝えたい内容	用いる場所	デザインの規格	適用規格
案内用図記号	公共施設, サービスなど	公共・一般施設, 交通施設など	ISO 22727	JIS 8210
安全標識(マーキング)	人の安全及び健康関連事項	職場及び公共の場所	JIS 9101	JIS 8210
製品安全ラベル	人の安全及び健康関連事項	製品	ISO 3864-2	JIS 9104

種類	伝えたい内容	用いる場所	デザイン の規格	適用 規格
機器・装置用図記号	機器・装置関連事項	機器・装置	ISO 3864-3	
製品技術文書に用いる 図記号	製品(要素, コンポーネント, 装置など)の表示	製品技術文書(電気図面, ダイヤグラムなど)	JIS Z 8221-1-3 JIS Z 8221-2 JIS Z 7000 IEC	JIS Z 8617 JIS Z 60417 DB

### 二十八・六・三回路図及び接続図

回路図(例えば, 試験回路などの回路図及び接続図)は, 回路図に関する規格による。

回路図に用いる図記号は, JIS C 0617(規格群) 規格群及び JIS Z 8617(規格群) 規格群による。参照指定及び信号指定は, それぞれ IEC 81346(規格群) 規格群及び JIS C 0450 による。

### 二十八・六・四フローチャート

フローチャートは, JIS X 0121 による。

### 二十九 表

#### 二十九・一 一般

表は, 規格の内容を分かりやすく示す場合に用いる。

#### 二十九・二 題名

表には, 題名を付けることが望ましい。題名を付ける場合は, 分かりやすい題名とする。

#### 二十九・三 付番及び区分け

表には, 本体を通して“表 1”, “表 2”, “表 3”のように, アラビア数字で“1”から始まる連続した番号を付ける。表が一つの場合にも, “表 1”と表記する。表の番号は, 箇条番号などと組み合わせ用いない(例えば, “箇条 5”にある表を“表 5・1”, “表 5・2”などとはしない。)

表の中に更に表を作成してはならない。また、表を分割して、”表 1 a)”，”表 1 b)”といった細分表の形にしてはならない。

表の番号及び題名は、表の上の中央に横書きで表示する。表の番号と題名とは、ハイフン“—”で分ける。

**例 1**

表 x—機械的性質  
(表)

--

附属書の表の付番は、二十・四による。

表が複数のページにわたる場合は、表の番号及び題名を繰り返す、その後“ (続き) ”と表記するか、又は全てのページの表に対して順に“ (1/#) ”，“ (2/

#) ”のように付記する。ここで“ # ”は、該当する表があるページの総数を表す。ただし、表に題名を付けた場合でも、2 ページ目以降は表の題名を省略してもよい。

**例 2** 表 x—ロールの寸法 (続き)

**例 3** 表 x—ロールの寸法 (1/4)

**例 4** 表 x (2/4)

**二十九・四 引用・参照**

表は、当該規格の他の部分で引用又は参照しなければならない。

**例 1** “…は、表 3 による。”

**例 2** “表 1 に示す方法を適用する。”

**例 3** “表 B・1 参照。”

**二十九・五 特定の原則及び規則**

**二十九・五・一 表の表し方**

表は、必要な場合、記号説明 (二十九・五・六参照)、段落、例、注記 (二十九・五・四参照) 及び/又は注 (二十九・五・五参照) を、その表の一番下の欄に記載する。なお、表に関する要求事項、推奨事項及び許容事項を、段落で規定してもよい。

**例 1** 表 x— (題名)

	タイプ	長さ	内径	外径
B		X X X	X X X ) ) )	X X X
A		X X X ) ) )	X X X	X X X
記号説明 (段落) 例				
注記 1				

注記 2	タイプ	長さ	内径	外径
注 3 注				

表に用いるけい（罫）線は、太さが一定の実線とし、通常、二重線、破線などを用いない。ただし、縦に長い表を途中で切り分け、複数列に並べて記載する場合には、列の境を二重線で区切る。

表の中の一部分に空欄がある場合には、その中央部に“—”を入れる。空欄が多い場合には、“—”を入れずに記入欄と空欄とを太枠線で区切ってもよい。

例 2 (太枠の使用例)

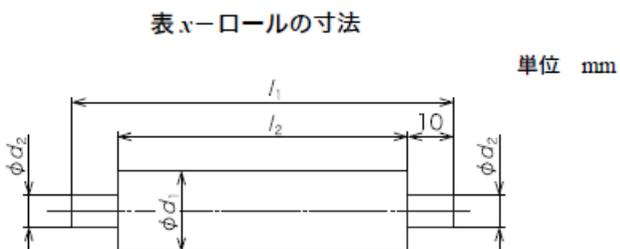
表 x-単位質量

外径 (mm)	管の厚さ (mm)								
	1.2	1.6	2.0	2.3	2.9	3.5	4.5	5.5	6.5
15.9	0.345	0.564	0.686						
19.0		0.687	0.838	0.947					
25.4			1.15	1.31	1.61				
31.8				1.67	2.07	2.44			
38.1					2.52	2.99	3.73		
45.0						3.58	4.49	5.36	
50.8						4.08	5.14	6.14	7.10

単位 kg/m

表の説明として図を掲載する場合（図が明らかに表に附属している場合）には、図の番号などは表記せず、表の番号及び題名だけを表記する。

例 3



W	V	U	T	S	呼び	寸法	質量(参考) (kg)
63	50	40	31.5	25	LP		
40	20	10	5P				
220	180	145	120	7			
200	160	125	100	5			
11.2	9.0	7.1	5.6	4.5			

二十九・五・二表の見出し欄

表の中に参考情報の欄を設ける場合は、その見出し欄に“(参考)”と表記する (二十九・五・一の例 3 参照)。

表の見出し欄に、斜めけい(野)線は用いない。見出し欄の項目を統合した呼称が必要な場合は、その見出し欄の上に欄を設けて表記する。

例 1 (不適切な見出し欄の例)

種類	A	B	C
寸法			

例 2 (適切な見出し欄の例)

寸法	A	種類
	B	
	C	

## 二十九・五・三表の単位表示

各欄の数値の単位が全て同じ場合は、表の枠外の右上に“単位 …”のように表記する。この場合、表が複数のページにわたるときは、必要となる全てのページの表に表記する。

## 例 1

表 x-厚さの許容差

単位 mm

厚さ	幅			
	160 未満	160 以上 250 未満	250 以上 400 未満	400 以上 600 未満
0.10 以上 0.16 未満	±0.015	±0.020	—	—
0.16 以上 0.25 未満	±0.020	±0.025	±0.030	±0.030
0.25 以上 0.40 未満	±0.025	±0.030	±0.035	±0.035
0.40 以上 0.60 未満	±0.035	±0.040	±0.040	±0.040

表の枠外の右上に示した単位とは異なる単位による数値で見出し欄を構成する場合には、個々に単位記号を表記することが望ましい。

## 例 2

例 4 表 X-ゴムの特性

表 X-1 定格

定格電圧 kV	定格遮断電流 kA	定格三相遮断容量 MVA
7.2	8.0	100
	12.5	160

各欄の数値の単位が異なる場合の単位の示し方は、次による。

a) 単位記号は、通常、見出し欄の中の下方(例 3 参照)又は右方(例 4 参照)に、括弧を付けないで表記する。見出し欄が横方向(行方向)又は縦方向(列方向)に並ぶ場合は、見出し欄の並ぶ方向ごとに、単位記号を表記する場所を統一することが望ましい。

例 3

表 X-1 三相変圧器、単相変圧器各 1 台一括保護への種類 I のヒューズの定格電流適用例

三相変圧器容量	単相変圧器容量			
	5 kVA	10 kVA	15 kVA	20 kVA
5 kVA	3	5	7.5	7.5
10 kVA	5	5	7.5	10
15 kVA	5	7.5	7.5	10
20 kVA	7.5	7.5	10	10

項目	カバーゴムの種類		
	P	G	S
引張強さ M P a	8 以上	14 以上	18 以上
伸び %	300 以上	400 以上	450 以上
摩耗量 mm <sup>3</sup>	400 以下	250 以下	200 以下

b) 一つの見出し欄の中に量記号と単位記号とを併記する場合は、単位記号に括弧を付けてもよい。

例 5 表 x-1 リスク及びリスクグループと放射限界との関係

リスク	リスクグループ		
	免除グループ	リスクグループ 1 (低危険度)	リスクグループ 2 (中危険度)
目及び皮膚に対する紫外放射傷害 $E_s (W \cdot m^{-2})$	$10^{-3}$ 以下	$10^{-3}$ を超え $3 \times 10^{-3}$ 以下	$3 \times 10^{-3}$ を超え $3 \times 10^{-2}$ 以下
目に対する近紫外放射傷害 $E_{UVA} (W \cdot m^{-2})$	10 以下	10 を超え 33 以下	33 を超え $10^2$ 以下
青色光による網膜傷害 $L_B (W \cdot m^{-2} \cdot sr^{-1})$	$10^2$ 以下	$10^2$ を超え $10^4$ 以下	$10^4$ を超え $4 \times 10^6$ 以下
小型光源の青色光による網膜傷害 $E_B (W \cdot m^{-2})$	1 以下		1 を超え $4 \times 10^2$ 以下
網膜の熱傷害 <sup>a)</sup> 、 <sup>b)</sup> $L_R (W \cdot m^{-2} \cdot sr^{-1})$	$2.8 \times 10^4 / \alpha$ 以下		$2.8 \times 10^4 / \alpha$ を超え $7.1 \times 10^4 / \alpha$ 以下
網膜の低可視光熱傷害 <sup>c)</sup> 、 <sup>d)</sup> $L_{IR} (W \cdot m^{-2} \cdot sr^{-1})$	$6 \times 10^3 / \alpha$ 以下		
目の赤外放射傷害 $E_{IR} (W \cdot m^{-2})$	$10^2$ 以下	$10^2$ を超え $5.7 \times 10^2$ 以下	$5.7 \times 10^2$ を超え $3.2 \times 10^3$ 以下

注 a) 網膜の熱傷害又は網膜の低可視光熱傷害のいずれかを適用する。網膜の低可視光熱傷害は、一般照明用ランプには通用しない。

注 b)  $\alpha$  (視角) は x · x 参照。

注 c) a

注 d) b

c) 一部の縦の列又は横の行の欄の数値が一括して表の枠外の右上に示す単位と異なる場合には、その見出し欄に表記する単位記号に括弧を付ける。

例 6 表 x-1 寸法

単位 c m

内用品質量 (kg)	箱の内のり	1 形		2 形		3 形	
		A 形	B 形	a) 形及び b) 形	A 形	B 形	
3 000 以下	90 以下	8 1 .	1 5 .	0 9 .	1 2 .	1 8 .	1 5 .
7 000 以下	180 以下	1 2 .	1 8 .	1 2 .	4 2 .	2 1 .	1 8 .
15 0 0 0 以下	350 以下	4 2 .	2 1 .	1 5 .	55 0 .	2 4 .	2 1 .

表の説明として図を掲載する場合、図と表とのそれぞれに寸法、質量などの数値を記載しているときは、図を含めた全体の表の右上に“単位 mm”のように単位記号を表記する (二十九・五・一の例 3 参照)。

## 二十九・五・四表の注記

表の注記の記載方法は、次による。

- a) 注記は、通常、表の下部の枠内に記載し、注がある場合は、注記を先に記載する。
- b) 一つの表に注記が一つだけの場合は、注記の説明文の冒頭に“注記”と表記する。
- c) 同じ表に複数の注記を記載する場合は、“注記 1”、“注記 2”、“注記 3”のように連続番号を付ける。
- d) 注記の番号は、個々の表ごとに、新たに 1 から付番する。

表の注記に、要求事項、推奨事項及び許容事項を記載してはならない。表の内容に関する要求事項、推奨事項及び許容事項は、本文中、表の段落又は表の注（二十九・五・五参照）に、文章で記載する。

## 二十九・五・五表の注

表の注は、本文の注とは別に扱う。

表の注は、表ごとに、通常、表の枠内の一番下に “注<sup>a)</sup>”、“注<sup>b)</sup>”、“注<sup>c)</sup>” のようにラテン文字の“a”

で始まる上付きの片括弧付き小文字を付け、この後に文章を記載する。注を続けて記載する場合、“注”の文字は繰り返し返して表記する。また、表の中の参照したい箇所“<sup>a)</sup>”、“<sup>b)</sup>”、“<sup>c)</sup>”などのように上付きの片括弧付き小文字の注符号を付け、注との関係を示す（二十九・五・一の例 1 参照）。

注符号のアラビア数字の代わりとして、上付きの“\*”， “\*\*”， “\*\*\*”， “†”， “‡” などの記号は、できるだけ用いない。ただし、細別符号と注の上付き数字とを混同するおそれがあるなどの理由でやむを得ない場合には、用いてもよい。

表の注には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてもよい。

## 二十九・五・六表の記号説明

表は、スペースの節約のため、又は読みやすくするため、略語又は参照の表示が必要な場合がある。このような場合、略語の意味は、“記号説明”で説明する。

例 表 X-○○○○

データオブジェクト名	共通データクラス	説明	
LNName	—	名称は、IEC 61850-7-2:2010の箇条22によって、クラス名、LN-Prefix及びLN-Instance-IDで構成する。	—
データオブジェクト	—	—	—
状況情報	—	—	—
Op	ACT	到達した操作レベル	T
設定	—	—	M
StrVal	ASG	開始段階の設定地点	—
OpDlTm	ASG	処理遅延時間 (ms)	—
			O
			C
			M
			T
			O
			M
			/
			/

## 記号説明

T：一時的なデータオブジェクト  
 M/O/C：データオブジェクトは、必須(M)、選択(O)又は条件付き(C)のいずれか

## 三十 特許権など

JISの作成時には、特許権を伴うものか否かに関する調査を実施し、特許がある場合は、特許権者による非差別的かつ合理的条件での通常実施権などの許諾などの声明書を提出することの了解が得られているかを確認する。

特許権に関する情報は、まえがき及び必要に応じて附属書に記載する「十二・五・一d)参照」。

## 注記

特許権などについての対応は、「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続について」(令和元年 6 月、日本工業標準調査会標準第一部会・第二部会議決) 参照。

## 三十一 商標名及び商標の使用

製品などの名称は、商品名又は商標名ではなく、製品などの正しい呼び方又は品目で表すのがよい(例1参照)。

商標権のある登録商標名は、それが一般に用いられている場合であっても、できるだけ使用を避ける。やむを得ず登録商標名を用いる場合は、それが登録商標名であることを、登録商標の記号<sup>®</sup>又は商標の記号“TM”を付けるなどによって示す(例2参照)。

例 1 (例 2 の正式な材料名及びその略語)  
 ポリテトラフルオロエチレン (PTFE)

例 2 (やむを得ず、例 1 の材料名を製品名で表記する例)  
 テフロン<sup>®</sup>

当該規格を適切に適用することを可能にする製品などが一つだけの場合は、その製品などの商標名を用いてもよい。このとき、製品名又は商標名には、注を付けて商標名である旨を記載する。

例 3 注<sup>\*1</sup>○○○○(製品の商標名)は、△△△(供給者名)が供給する製品の商標名である。この情報は、この規格の利用者の便宜を図って記載するもので、この製品を推奨するものではない。

当該規格を適切に適用するため、製品などの特性を詳細に記載することが難しいとの理由で、やむを得ず市販の製品などを記載してもよい。この場合は、注で、商標名である旨を説明する。

例 4 注<sup>1</sup>○○○○(製品の商標名)は、△△△(供給者名)が供給する製品の商標名であり、市販製品の一例である。この情報は、この規格の利用者の便宜を図って記載するもので、この製品を推奨するものではない。

## 三十二 著作権

JISは、著作権法で保護対象となっている著作物である。著作権に関する事項は、まえがきに記載する「十二・五・一c)参照」。

海外規格などを基礎とする場合、又はその一部若しくは文献などの一部を抜粋して規格に記載する場合には、著作権者から当該著作物の使用に関する許諾又は著作権の譲渡を受けなければならない。ま

た、著作物の使用に関する許諾を受けて転載した部分には、” 出典 “と明記して、元の著作物を明示する（十・一の例参照）。

### 三十三 適合性評価

製品、加工技術及びプロセスに関わる規格は、製造業者若しくは供給者（第一者）、使用者若しくは購入者（第二者）又は中立した機関（第三者）が適合性を評価できるように、” 中立性の原則 “に基づいて規定する。

**注記** 第一者、第二者及び第三者の適合性評価活動は、JIS Q 17000 に定義されている。

適合性評価を適切に行うために製品、加工技術及びプロセスに関わる規格が満たすべき要求事項は、次による。

- a) 製品の品質は、真に必要な実用特性を定量的な表現で規定する。この場合、実用特性の規定値は、適合性評価が行えるように、基準値及びその許容差、上限値、下限値などで具体的に規定する。
- b) 製品の品質を実用特性で規定できない場合又は十分規定できない場合には、これらに代えて又は加えて、例えば、化学成分、機械的性質、材料、構造、形状・寸法などで規定する。
- c) 製品の品質の実用特性又はこれらに代わる代用特性について、これらの適合性評価を行うための具体的で必要十分な試験方法を規定する。
- d) 製品規格への適合性を何らかの手段で示す場合に必要な表示事項について、表示内容、表示の場所、表示方法などを規定する。

これらの規格には、繰返し及び再現可能な適合性評価の結果を得るために必要な要求事項以外は、適合性評価に関係する要求事項を含めてはならない。また、製品及び加工技術に関わる規格では、例えば、JIS Q 9001 を引用して規定の一部とするなどマネジメントシステム規格に依存する適合性を規定してはならない。

### 三十四 品質マネジメントシステム、信頼性及び抜取検査

品質マネジメントシステム、信頼性及び抜取検査に関する規格を作成する場合には、JIS の Q 部門（管理システム部門）、Z 部門（その他部門）のうち工場管理関係、ISO / IEC DIR 1 ISO SUP, 附属書 L（マネジメントシステム規格の提案）などの規格・規範文書を考慮する。

### 三十五 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方

特定分野のマネジメント規格及び特定分野のマネジメントシステム規格を作成する場合には、ISO / IEC DIR 1 ISO SUP, 附属書 M 「産業分野固有のマネジメント規格及び産業分野固有のマネジメントシステム規格（MSS）の開発のための方針」を考慮する。

特定の製品又は特定の産業部門の品質マネジメントシステムに関する要求事項又は指針を作成する場合には、次の事項によるのがよい。

- a) JIS Q 9001 全体を規定として引用する。その代わりに、箇条又は細分箇条をそのまま引用又は転載してもよい。

- b) JIS Q 9001の規定内容を転載する場合は、JIS Q 9001から転載したものであることを、当該規格の他の部分と区別して分かるようにする。
- c) JIS Q 9001に規定している用語及び定義は、これらを引用するか、又はそのまま規定として転記する。

### 三十六 対応国際規格を基礎にしてSを作成する場合の特別の補足事項

#### 三十六・一 一般

作成する JIS に対応国際規格がある場合、要求事項は、本質的には国際的に受入れ可能な内容とする。

必要に応じて、気候、環境、取引形態などの違いによって選択が可能な複数の要求事項を示してもよい。

なお、国際規格の採用に関しては ISO/IEC Guide 21-1 を、その他の国際的な規格類の採用に関しては ISO/IEC Guide 21-2 を参照する。

対応する国際規格がある場合には、これを基礎として整合を大限に保ち、また、差し支えない限り対応国際規格の様式に基づく。

対応する国際規格に対して技術的な変更を行った箇所、規格の構成の変更を施した箇所、参考情報を追加した箇所などには、側線又は点線の下線を施すなどして、変更箇所が識別可能な表記を行う。編集上の変更を加えた箇所も、同様に識別可能な表記を行ってもよい。

#### 三十六・二 許容される編集上の変更

対応国際規格を基礎として規格を作成する場合、次に示すような編集上の変更は、対応国際規格の技術的内容の変更には当たらない。

- a) 小数点を表すコンマを、” , ” から “ . ” に変更する。
- b) ミスプリント（例えば、誤記、脱字）を修正する、又は編集上の改ページ位置を変更する。
- c) 対応国際規格に対して発行された追補及び／又は技術的正誤票 (technical corrigendum) の内容を含めて一体として編集する。
- d) 既存の規格の系列に即した規格の名称に変更する。
- e) ” この文書 “ 又は “ この国際規格 “ を、 ” この規格 “ に置き換える。
- f) 規定の一部とならない参考情報「例えば、附属書（参考）、注記」を追加する。

注記参考情報の例としては、利用者への助言、教育用指針、推奨書式、報告書の様式がある。

対応国際規格から、参考情報を削除する。  
対応国際規格と異なる測定システムで測定した結果の数値・単位を、参考として併記する。  
対応国際規格に、記載内容又は編集上の明らかな不備が認められたとき、それを修正する。  
対応国際規格の “ Footnote ” を、 ” 注 “ として記載する。

一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすく細別として記載する。

### 三十六・三 国際一致規格とする場合のSの構成の扱い

対応国際規格を基礎として国際一致規格を作成する場合、対応国際規格の構成（箇条、細分箇条、段落、細別、附属書、図及び表の順序）を変更してはならない。なお、対応国際規格で一つの段落に記載された内容を、理解を助けるために細別として記載することは、対応国際規格の構成の変更には該当しない。この場合の細別符号は，“―”又は“・”を用いる。

次のような対応国際規格の内容は、削除してもよい。

- ― 当該規格に規定又は記載する必要のない事項
- ― 日本語にすれば必要がなくなる英文特有の文章表記上の規定

ただし、この場合、対応国際規格の構成を形式的に残さなければならない。形式的に残す箇条、細分箇条、附属書、図及び表は、その番号及び題名を表記し、内容を削除していることを括弧書きで示すのが望ましい。削除する段落又はその一部若しくは細別の一部については、内容を削除していることを注記などで示す。なお、削除した理由は当該箇所に記載しなくてもよい。

#### 例 1 （細分箇条を削除した例）

##### 5.2 試験結果の表し方

（対応国際規格では、この細分箇条において、試験結果の表し方について英語特有の語句の用法について規定しているが、この規格では不要であり、不採用とした。）

#### 例 2 （附属書を削除した例）

附属書 K

（参考）

代替試験方法

（対応国際規格の附属書を不採用とした。）

形式的に残す附属書、図及び表は、例外的に、当該規格の他の部分において引用・参照する必要はない。

### 三十六・四 独自の箇条などの追加

対応国際規格を基礎として用い、対応国際規格の箇条・細分箇条・図・表の番号をそのまま適用する JIS において、JIS 独自の箇条・細分箇条・図・表を追加する場合には、追加する箇条の直前の箇条番号などの後に“ A ”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条番号などを用いて識別する（例1～例4参照）。この場合、独自に追加した箇条・細分箇条・図・表について序文に明記したときには、追加した箇条などの箇条に、対応国際規格にはない箇条などであることを示す側線又は点線の下線を施す必要はない（E・2の例 8参照）。ただし、細別、注記、注及び注釈を独自に追加する場合には、通常どおり、一連の連続する番号又は記号によって記載し、追加した部分全体に側線又は点線の下線を施す（例5参照）。

#### 例 1 8

8 A

9

#### 例 2 8

8・0 A

8・1

8・1 A

8・1 B

8・2

例 3 図 8

図 8 A

図 9

例 4 表 0 A

表 0 B

表 1

例 5 a ...

b ...

c ...

d ...

対応国際規格を基礎として用いる JIS において、対応国際規格に対して、用語及び定義の箇条に規定する用語（十六・四参照）を追加する場合、用語番号の付番は、次のいずれかによる。

- 対応国際規格にある用語と追加する用語とを区別せずに、連続して付番する。
- 対応国際規格にある用語の用語番号は変更せず、追加する箇所の直前の用語番号の後に“ A ”から始まるラテン文字の大文字を付記して付番する。

対応国際規格を基礎として用いる JIS において、対応国際規格に対して、試験及びその他の物質・材料、並びに試験装置及び試験器具の箇条（又は細分箇条）に表記する項目を追加する場合、細別符号（十八・五・二～十八・五・四参照）の付番は、次のいずれかによる。

- 対応国際規格にある項目と追加する項目とを区別せずに、連続して付番する。
- 対応国際規格にある項目の細別符号は変更せず、追加する箇所の直前の細別符号の後に“ A ”から始まるラテン文字の大文字を付記して付番する。

### 三十六・五 独自の附属書の追加

対応国際規格を基礎とする規格を作成する場合に、対応国際規格にはない独自の附属書を追加するとき、” 附属書

JA ”のように、” 附属書 “の語に続けて“ J ”を頭にもつ“ A ”から始まるラテン文字の大文字を順番に付け、対応国際規格に対応する附属書の後ろに置く。この場合、独自に追加した附属書であることを序文で明記する。追加した附属書には、側線又は点線の下線を施さない。

### 三十六・六 JIS と対応国際規格との対比表の追加

対応国際規格を基礎とするが、国際一致規格でない JIS を作成する場合は、“ JIS と対応国際規格との対比表 “を附属書（参考）として記載し、本体の後（附属書がある場合、全ての附属書の後）に付ける。

なお、同等でない（NEQ）JIS で、なぜ NEQ としているかの技術的な差異の内容及び今後どのように対応するかを序文に記載する場合は、“ JIS と対応国際規格との対比表 “は付けなくてもよい。

JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法は、附属書 G による。

### 三十七 追補

追補は、附属書Iによる。

### 三十八 規格票の大きさ及び体裁

規格票の大きさは、JIS P 0138の A 列 4 番とする。JISの規格票の体裁は、附属書Jによる。

附属書A  
(参考)

規格の作成者のためのチェックリスト

規格の作成者を支援するためのチェックリストを、表 A・1 に示す。

表 A・1-1 規格の作成者のためのチェックリスト

項目	評価	項目
構成	簡条の構成は論理的か 細分簡条の記載は一貫しているか ぶら下がり段落はないか	JIS Z 8301 の該 簡条 1
簡易な表現の使用	文章は明確で簡潔か 文は長文で分かりにくくないか 読点(コンマ)などの用い方は、適切か 一つの概念に対して、一つの用語を用いているか	JIS Z 8301 の該 簡条 1
名称	名称は、全体的分野の要素から特定側面の要素までを総称したものになっているか 名称は、規格の適用範囲を意図せず狭めるような表現を含めていないか 名称は、明確で簡潔なものになっているか 名称は、前置き要素、主要素、補完要素以外の要素を含んでいないか 複数の部がある場合、名称の前置き要素及び主要素は共通しているか	JIS Z 8301 の該 簡条 1
まえがき	根拠となる法令、主務大臣などに関する定型文の表記は適切か 特許に関する定型文及び特許が存在する場合の表記は適切か	JIS Z 8301 の該 簡条 1
序文	要求事項を記載していないか 対応国際規格を基礎とした場合、対応国際規格の情報が適切に記載されているか 対応国際規格を変更した場合には、変更箇所の示し方及び変更の一覧表に関する記載が適切か	JIS Z 8301 の該 簡条 1
適用範囲	当該規格を適用する範囲を規定しているか 対応国際規格を基礎とした場合、注記で対応国際規格に関する情報を適切に記載しているか	JIS Z 8301 の該 簡条 1
引用規格	引用規格として表記している規格が、要求事項として引用されているか 引用していない引用規格を表記していないか 引用規格の西暦年の表記は、本文の記載に照らして適切な表記となっているか 引用規格が廃止されていないか 引用規格は一般に入手可能であるか	JIS Z 8301 の該 簡条 1
項目	本文などで引用している引用規格は、簡条 2 に全てを列記しているか	JIS Z 8301 の該 簡条 1
用語及び定義	列記した用語は、当該規格の中で用いているか 列記した用語は、同じ分野の用語規格、通則規格などで規定していないか 定義は正確に記載しているか 定義する用語そのものを定義文で表記していないか	JIS Z 8301 の該 簡条 1

項目	評価	項目
定義文を本文の該当用語に置き換えても理解できる定義となっているか	16.5	この該当箇所
図の題名は簡潔か	28.2	
図の付番は適切か	28.3	チェックコメント
必要な場合、図中の記号の説明をしているか	28.5	
全ての図は、当該規格の他の部分で引用・参照しているか	28.4	
図中に数値を示す場合、その単位を示し方は適切か	28.5	
図記号	図記号は、基盤となる図記号規格などに従ったものを用いているか	28.6
	表の題名は簡潔か	29.2
表	表の付番は適切か	29.3
	全ての表は、当該規格の他の部分で引用・参照しているか	29.4
附属書	表中に数値を示す場合、その単位を示し方は適切か	29.5
	全ての附属書は、当該規格の他の部分で引用・参照しているか	29.6
参考文献一覧	附属書(規定)を引用する場合と附属書(参考)を参照する場合とを、当該規格の他の部分で明確に書き分けているか	20.2
	附属書の位置付け(規定又は参考)の表記方法は適切か	20.4
記述事項の表現	参考文献の表記方法は適切か	20.21
	表記している文献などの名称などは適切か	20.21
項目	簡条2に列記すべき引用規格が混在していないか	21.5
	簡条2で列記した規格と重複したものはないか	21.1
潜在的な法的問題	参考文献に付番をして本文で参照している場合、番号ずれが生じていないか	21.21
	要求事項、推奨事項又は許容事項の表現形式(表3)表5参照)を、まえがき、適用範囲、注記又は本文の注で使用していないか	21.22
適合性評価	要求事項の表現形式(表3参照)を、序文で使用していないか	21.24
	許容事項の表現形式(表5参照)と可能性・能力事項の表現形式(表6参照)とを、適切に区別して用いているか	21.25
引用・参照	海外規格の翻訳、海外規格の図・表の転載など、著作権に関わる規格などは、著作権者の許諾手続などを適切に処理しているか	13.7
		商標に関わる記載は、適切か
共通の問題	特許などに何らか関わる規格の場合、特許などに関わる記載すべき内容は、適切なものとなっているか	12.12
		適合性評価に関わる規格では、規定する必要がある内容を適切に記載し、適合性評価に関する要求事項など記載してはならない内容を含んでいないか
引用・参照	引用規格、参考文献、簡条番号、図番号・表番号などの本文などでの引用・参照は適切か	12.5
		様々な数量の記号は、文章及び式において適正に表記されているか
適合性評価	適合性評価に関わる規格では、規定する必要がある内容を適切に記載し、適合性評価に関する要求事項など記載してはならない内容を含んでいないか	10.31
		簡条30
引用・参照	引用規格、参考文献、簡条番号、図番号・表番号などの本文などでの引用・参照は適切か	9.1
		簡条10
共通の問題	様々な数量の記号は、文章及び式において適正に表記されているか	9.1
		簡条15
適合性評価	適合性評価に関わる規格では、規定する必要がある内容を適切に記載し、適合性評価に関する要求事項など記載してはならない内容を含んでいないか	9.33
		簡条30
引用・参照	引用規格、参考文献、簡条番号、図番号・表番号などの本文などでの引用・参照は適切か	9.1
		簡条10
共通の問題	様々な数量の記号は、文章及び式において適正に表記されているか	9.1
		簡条15

項目	評価
	小数点の記号として、ピリオド“.”が用いられているか
19.2.	当箇所の該
	チ ク エ ツ
	シ メ コ ト

附属書B  
(参考)

量及び単位の表記方法

表 B・1 は、この規格の本体、 JIS Z 8201, ISO 80000-2 又は「IEC 80000-13」に規定されている主な量及び単位の表記方法についてまとめたものである。

表 B・1 量及び単位の表記方法

番号	項目	説明及び例
1	小数点の記号	<p>小数点は、”.”を用いて表す(例 1 参照)。ただし、対応国際規格を基礎とした JIS で、数値が大いに表記されている表、式などをそのまま転載する場合には、“.”を用いてもよい。この場合には、注記でその旨を明記する。例 1</p> <p><b>例 1</b> 0.001 (不適切な例: 0.001, 0.001)</p>
2	使用してよい単位	<p>国際単位系(SI)に関わる単位記号の使用は、次のものだけに限定する。</p> <p>a) JIS Z 8000 (規格群) 規格群に規定されている SI 単位</p> <p>b) JIS Z 8000-1 に規定されている SI 単位記号とともに併用してよい一部の単位。分(min), 時(h), 日(d), 度(°), 分(′), 秒(″), リットル(l) 又は L, トン(t), 電子ボルト(eV), ダルトン(Da)</p> <p>c) JIS Z 8000-1 及び JIS Z 8000-3 に規定されているネーパ(Np) 及びベル(B) の単位、並びに JIS Z 8000-8 に規定されているオクターブの単位</p> <p>d) 電気技術及び情報技術として、IEC 80000-13 に規定されているボー(Bd), ビット(bit), オクテット(o), バイト(B), アラン(E), ハートレー(Hart), 情報量の自然単位(nat) 及びシャノン(Sh), 並びに JIS Z 8000-6 に規定されているバール(var)</p>
3	単位の表し方	<p>無名数以外の物理的な数量を表す場合は、アラビア数字の後に SI による単位記号を付ける。単位を文章中で数字と組み合わせない場合には、文字で表記する。の適切な表し方の例を例 2 に、不適切な表し方の例を例 3 に示す。</p> <p><b>例 2</b> (適切な表し方)</p> <p>“km/h”(単位記号同士を“/”でつないだ表記)</p> <p>“キロメートル毎時”(単位の名称だけの併記)</p> <p>“5 m”(アラビア数字と単位記号との併記)</p> <p>“3 組”, “4 個”(“組”及び“個”は、単位ではない。)</p> <p><b>例 3</b> (不適切な表し方)</p> <p>“km 毎時”(単位記号と単位の名称との併記)</p> <p>“キロメートル/時”(単位の名称同士を“/”でつないだ表記)</p> <p>“5 m”(漢数字と単位記号との併記)</p> <p>“5 メートル”(アラビア数字と単位の名称との併記)</p>
4	数値と単位記号との間のスペース	<p>数値と単位記号との間には、半角スペースを入れる(角度を示す単位記号を除く。)</p> <p><b>例 4</b> 5 mm 15 Ω 37 km/h 14 A 27 °C 25 K</p> <p>角度を示す単位記号には、スペースを入れない。</p> <p><b>例 5</b> 115°</p>
5	+ , - , H , II などの記号	<p>“+”, “-”, “H” 又は “干” の記号を単項演算子として用いる場合、記号と数字との間にはスペースを入れない</p> <p><b>例 6</b> 温度範囲 17 °C ~ 15 °C 寸法許容差 ±5 cm</p>

号番	項目	説明及び例
6	単位記号	<p>“十”，“一”，“H” 又は“干”の記号を 2 項演算子として用いる場合，及び関係を表す“  ”                      ，“V”，“^”などの記号を用いる場合，通常，記号の両側には半角スペースを入れなくてもよい。                      例 7 5±25-3n±1.6D&gt;2mm&lt;5mm</p>
7	単位記号	<p>標準化されていない単位記号は用いない。                      例 8 適切： “s”                      “sec”                      適切： “min”                      “mins”                      “hrs”                      “cc”                      “Litt”， “lit”                      適切： “A”                      “amps”                      例 9 適切： “<math>U_{max} = 500</math> V”                      “<math>U = 500</math> V<sub>max</sub>”                      適切： “質量分率 5 %”                      “5 % (m/m)”                      適切： “体積分率 7 %”                      “7 % (V/V)”                      “% = 0.01, %  0.001”などは，単位ではなく，数字であることに注意する。                      単位記号と情報とを混用しない。                      例 10 適切： “含水量 170 kg/m<sup>3</sup>”                      “170 kg H<sub>2</sub>O/m<sup>3</sup>”</p>
8	言語固有の略語	<p>言語固有の略語は，用いないことが望ましい。ppm, pphm, ppb, ppt などのような，一般的に使用されている言語固有の用語を用いる場合は，その意味を説明する。</p>
9	単位記号及び量記号の表記	<p>単位記号は，常に直立体とする。量記号は，常に斜体とする。数値を表す単位記号は，対応する量記号とは異なるものにする。                      例 11 「電圧(ボルト)の数値を表す単位記号」V                      (電圧又は電位差の量記号) <i>U</i></p>
10	下付き添字	<p>物理量又は順序数のような変数を示す下付き添字は，斜体で表記する。その他の，用語，固定数字などを示す下付き添字は，直立体で表記する。</p>
11	物と物に関する量との区別	<p>量の式は，数値の式よりも優先される。なぜなら，量の間関係を示す式は単位の選択と独立している（どのような単位でも使用できる普遍性がある。）が，数値の間関係を示す式は単位の選択とは独立していない（単位が固定される）からである。                      “力”は，ニュートン(N)で表し，“質量”は，キログラム(kg)で表すことを基本とする。</p>
12	範囲，許容差又は数値の関係を表	<p>物そのものと，その物に関する量とを区別する。                      例 12 物を表す “抵抗(抵抗器)” と量を表す “抵抗[抵抗値(単位:Ω)]” との区別</p>
13	範囲，許容差又は数値の関係を表	<p>範囲，許容差又は数値の関係を表す場合，単位が曖昧にならないように表記する。                      例 13 適切： “10 mm~12 mm”                      “10~12 mm”</p>

説明及び例

号番	項目	説明及び例
14	量を表す値の加算及び減算	<p>二つ以上の量の値は、それら全てが同じ種類の量に属さない限り、加えることも減じることもできない。例えば、直径、円周及び波長は、同じ“長さ”の種類に分類される量である。( )。同じ単位をもつ量の値であっても、違う種類の量に属する可能性があることに留意する(例えば、“作用”と“角運動量”とは、両方とも J·s という SI 単位で示されるが、同じ種類の量ではないため、加えることも減じることできない)。</p>
15	% (パーセント) 記号の使用及び公差	<p>百分率を意味するパーセント (%) の記号は、数値“0.01”の略語であり、純粋な数値である量の値を示すときだけ用いてよい。 公差は、純粋な数である量の値に対してでない限り、% 記号を使って表現してはならない。ただし、“230 V に対する許容差は <math>\pm 5\%</math> とする” というような表現は用いてもよい。</p>
16	対数を表す数学記号	<p>常用対数は“<math>\log_{10} x</math>”を用い、自然対数は“<math>\log_e x</math>”又は“<math>\ln x </math>”を用いる。ただし、いずれの場合も、紛らわしくないときは“<math>\log_{10} x</math>”を用いてもよい。</p>
17	18 式の改行	<p>JIS Z 8201 に規定されている数学記号を用いる。例えば、“<math>\tan</math>”と表記し、“<math>\text{tg}</math>”とはしない。</p>
18	式の改行	<p>式の表現が数行にわたる場合、次のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 改行前に、行の後に記号(=, +, -, / など)を置いて改行する。</li> <li>— 改行後に、行の初に記号(=, +, -, / など)を置く。</li> </ul> <p>一つの規格内ではいづれかに統一することが望ましい。</p> <p>記号は、改行前と改行後とで繰り返し返さない。</p> <p>括弧で示されている式は、途中で改行しないことが望ましい。</p>

附属書  
(参考)

## 国際的に標準化された項目の呼び方

## C 一般

この附属書で、国際的に標準化された項目とは、有形な項目（例えば、材料、工業製品）又は無形の項目（例えば、工程、システム、試験方法、記号、表示、引渡し の要求事項）を意味する。

呼び方は、情報を伝達するときに、ある項目について迅速かつ明確に項目の内容が伝えられるような、標準化した呼び方の形式を提供する。この標準化した呼び方の形式は、該当する全ての規格に適用する必要はない。

## C 適用性

標準化された項目には多くの特性があり、特性ごとにただ一つの数値だけを規定している場合は、

JIS の番号を参照すれば十分であり、その識別において曖昧さはない。特性ごとに複数の数値を規定している場合には、JIS 番号の参照だけでは不十分なため、その範囲の中から必要な一つ以上の数値を指定しなければならない。例えば、JIS B 1180 に規定された六角ボルトには、複数のねじの呼び、呼び長さ、強度区分及び部品等級があり、これらから選択する必要がある。

呼び方は、次のいずれかの JIS に適用してよい。

a) JIS で規定する特性について、複数の選択肢がある JIS

b) 情報の伝達において選択する必要がある用語及び記号を定義する JIS

c) 製品又は材料については、その JIS に適合する製品又は材料が意図する目的に合致するために十分な品質であることを保証する仕様を規定している、一つ又は複数の要求事項を含む JIS

## 注記

ある目的に対する製品の適合性の定義が不十分な仕様書において、呼び方システムを適用した場合、購入者の誤解を招くリスクが極めて高い。呼び方システムは、ある JIS において“選択”の側面だけを周知させることを意図しているが、規格の利用者は、その

JIS が目的に対する適合性を確保するために必要なその他の特性についても規定していると誤解するおそれがある。

## C 呼び方システム

個々の呼び方は、品目ブロック及び識別ブロックで構成する。図 C・1 に呼び方の構成を示す。

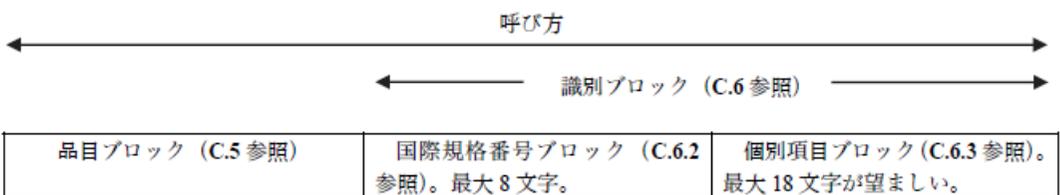


図 C.1

この呼び方では、規格番号を国際規格番号ブロックに入れ、幾つかの数値を規定している特性の選択値を個別項目ブロックに入れる。それぞれの特性に単一の数値だけを規定している規格の場合には、呼び方に個別項目ブロックを設ける必要はない。

### ㉞ 文字、数字及び記号の使用

呼び方は、文字（ラテン文字）、数字（アラビア数字）及び記号（“-”，“+”，“/”，“”，“”，“×”及び“.”）で構成する。ただし，自動データ処理では，乗算記号は，文字“X”を用いる。

呼び方においては，読みやすくするためにスペースを設けてもよい。スペースは，文字として数えない。

### ㉟ 品目ブロック

品目ブロックは、できるだけ短くし、また、標準化された項目をも特徴付ける規格の主題（例えば、キーワード、文書の国際分類）から採用することが望ましい。品目ブロックの使用は任意とするが、使用する場合は、国際規格番号ブロックの前に置く。

## ㉔ 識別ブロック

### ㉔-1 一般

識別ブロックは、標準化された項目を曖昧さがないように指定するために、次の二つの連続する記号ブロックで構成する。

— 国際規格番号ブロック：大 8 文字（“ ISO ”又は“ IEC ”の文字及び大 5 桁の数字）

— 個別項目ブロック：大 18 文字を推奨（数字、文字及び／又は符号）

国際規格番号ブロックと個別項目ブロックとの区分けを示すため、個別項目ブロックの初の記号は“ - ”とする。

## ㉕ 国際規格番号ブロック

国際規格番号ブロックは、できるだけ短くする（例えば，“ ISO 1 ”）。機械的处理を目的として記録するときは、スペース又は“ 0 ”を加えてもよい（例えば，“ ISO 1 ”，“ ISO 00001 ”）。

JIS を改正する場合、改正前後のいずれにも標準化された呼び方を規定するときには、改正前後のいずれに基づいた製品、プロセス又はサービスか混同されないよう注意が必要となる。このような場合、必ずしも規格番号に発効年を付記する必要はない。JIS が幾つかの部で構成されており、それらをまとめて一つの製品などをなす場合には、個別項目ブロックのハイフン“-”の直後にそれらの規格番号を示す。

## ㉖ 個別項目ブロック

個別項目ブロックもできるだけ短くし、呼び方の目的にもよく合致するように構成する。

各項目の明確化のために、個別項目ブロックを幾つかのデータブロックに更に区分けしてもよい。これらのブロックは、ハイフン“-”などの分離記号で分離する。

も重要なパラメータは、初に表示する。一般的な用語による項目を設ける場合には、コード化した項目に置き換えて示し、その説明を当該規格で示す。

個別項目ブロックでは、“ I ”及び“ O ”は数字と混同するため、使用を避けるのがよい。

二つ以上の JIS で一つの製品などを構成している場合は、それらの中の一つの JIS で製品などの呼び方を規定する。

## ㉗ JIS の実施

国際規格の呼び方を JIS で使用してよいのは、JIS が国際一致規格の場合に限る。

国際一致規格の JIS を作成する場合には、国際規格の呼び方を変更してはならない。ただし、品目ブロックと国際規格番号ブロックとの間に、JIS の識別記号を挿入してもよい（例 2 参照）。

例 1（座金組込みタッピンねじ用鋼製並形平座金の国際規格の呼び方）

平座金 ISO 10669-N-4.2-180HV

例 2 (例 1 の ISO 10669 を変更することなく採用した JIS B 1257 の識別記号の呼び方)

平座金 JIS B 1257-ISO 10669-N-4.2-180HV

ISO/IEC Guide 21-1 の原則によって、JIS が対応国際規格と “IDT” である（一致している）場合には、国際規格の識別名の記号を使用してもよい。

対応する国際規格の個々の項目が JIS で標準化されており、ある項目が対応国際規格の項目と同等である場合には、国際規格の標準化された項目の呼び方を使用してもよい。

個々の項目を JIS で標準化しており、その項目が、対応国際規格の項目に対応するが同等でない場合には、JIS の標準化項目の呼び方に国際規格を引用してはならない。

附属書D  
(規定)  
目次

D 一般

目次には、序文(ある場合)、箇条(必要な場合には、題名のある細分箇条を含めてもよい。)、附属書(必要な場合には、附属書の箇条及び題名のある細分箇条を含めてもよい。)、参考文献及び索引を記載された順に列記する。列記する項目の題名は、規格の中で用いているものをそのまま記載する。"用語及び定義"の箇条で規定する個々の用語(番号及び用語)は、細分箇条ではないので(十六・四参照)、目次には記載しない。

D 規定又は参考

目次は、参考要素とする。

D 必須、条件付き又は選択

目次は、選択要素とする。目次は、通常の制定・改正の場合には、記載することが望ましいが、用語規格など箇条の数が少ない場合には省略してもよい。追補の場合は、通常、目次を記載しない。

D 付番及び区分け

目次は、"目次"と表記し、その下に個々の箇条番号、箇条の題名、該当ページ数などを列記する。目次には、付番せず、区分けしない。

## 附属書E

### (参考)

### まえがき及び序文の記載例

#### ■ まえがきの記載例

まえがきの記載例を、次に示す。

なお、例1に示す、著作権に関わる部分(第 2 段落)及び特許権などに関わる部分(第 3 段落)は、以外でも該当する場合には記載する。

##### 例 1 (制定の場合)

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。〇〇大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

例1の第 1 段落の制定又は改正の根拠に関わる部分の他の文例を、`to | e | x | i | 12`に示す。

##### 例 2 (改正の場合)

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が改正した日本産業規格である。これによって、`JIS X XXXX : 20YY` は改正され、この規格に置き換えられた。

##### 例 3 (複数の規格が一つの規格に統合される場合)

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が制定した日本産業規格である。これによって、`JIS X XXXX : 20YY`, `JIS X XXXX : 20YY` 及び `JIS X XXXX : 20YY` は廃止され、この規格に置き換えられた。

##### 例 4 (複数の規格のうち一つが改正され、そのほかが廃止になる場合)

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が改正した日本産業規格である。これによって、`JIS X XXXX : 20YY` は改正され、この規格に置き換えられ、また、`JIS X XXXX : 20YY` 及び `JIS X XXXX : 20YY` は廃止され、この規格に置き換えられた。

##### 例 5 (一つの規格を複数の規格に分割し、元の規格の一部が分割して制定される規格の一つに置き換えられる場合)

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が制定した日本産業規格である。これによって、`JIS X XXXX : 20YY` は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

##### 例 6 (団体(認定産業標準作成機関を除く。)で作成したJISの制定の場合)

この規格は、産業標準化法第12条第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇法人〇〇〇〇工業会(ABC)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が制定した日本産業規格である。

##### 例 7 (団体(認定産業標準作成機関を除く。)で作成したJISの改正の場合)

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇法人〇〇〇〇工業会(ABC)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、〇〇大臣が改正した日本産業規格である。

##### 例 8 (認定産業標準作成機関が作成したJISの制定の場合)

この規格は、産業標準化法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である〇〇〇〇法人〇〇〇〇工業会（A B C）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、〇〇大臣が制定した日本産業規格である。

例 9 （認定産業標準作成機関が作成した J I S の改正の場合）

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である〇〇〇〇法人〇〇〇〇工業会（A B C）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、〇〇大臣が改正した日本産業規格である。これによって、

J I S X X X X X : 20 Y Y は改正され、この規格に置き換えられた。

例 10 （主務大臣の命によって、認定産業標準作成機関が作成した J I S の制定の場合）

この規格は、産業標準化法第15条第1項の規定に基づき、〇〇大臣の命によって認定産業標準作成機関である〇〇〇〇法人〇〇〇〇工業会（A B C）から産業標準の案の提出があり、

〇〇大臣が制定した日本産業規格である。

例 11 （主務大臣の命によって、認定産業標準作成機関が作成した J I S の改正の場合）

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第15条第1項の規定に基づき、〇〇大臣の命によって認定産業標準作成機関である〇〇〇〇法人〇〇〇〇工業会（A B C）から産業標準の案の提出があり、〇〇大臣が改正した日本産業規格である。これによって、

J I S X X X X X : 20 Y Y は改正され、この規格に置き換えられた。

## ㊦ 序文の記載例

序文の記載例を、次に示す。

例 1 「国際一致規格の場合（参考事項の追加・削除がなく、完全に一致している場合）」

この規格は、20 Y Y 年に第1版として発行された I S O X X X X X を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

例 2 「国際一致規格の場合（対応国際規格にはない参考事項を追加した場合）」

この規格は、20 Y Y 年に第2版として発行された I S O X X X X X を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

例 3 （追補を含めた国際一致規格の場合）

この規格は、20 Y Y 年に第3版として発行された I E C X X X X X, 20 Y Y 年に発行された A m e n d m e n t 1 及び 20 Y Y 年に発行された A m e n d m e n t 2 を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補（a m e n d m e n t）については、編集し、一体とした。

I S O 及び I E C では、追補を統合した版（例えば、第3・2版）を発行する場合があるが、統合版は正式版として認められていないため、例3のように記載している。

例 4 （対応国際規格を基礎とした規格で、技術的内容の変更がなく構成の変更がある場合）

この規格は、20 Y Y 年に第1版として発行された I S O X X X X X を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格である。

例 5 （対応国際規格を基礎としているが、規定を追加、削除又は変更した場合）

この規格は、20 Y Y 年に第1版として発行された I S O X X X X X を基とし、「…のため（変更理由）」技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 \* J \* ○に示す。

例 6 （複数の国際規格を基礎とし、規定を追加、削除又は変更した場合）

この規格は、20 Y Y 年に第1版として発行された I S O X X X X X 及び 20 Y Y 年に第2版として発行された I S O X X X X X を基とし、「…のため（変更理由を記載

する。詳細は、附属書の対比表を参照する旨を記載してもよい。」、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 \*J\*○に示す。

#### 例 7

（対応国際規格に対応する部分は技術的内容を変更していないが、対応国際規格にない規定項目を追加した場合）

この規格は、20YY 年に第 2 版として発行された ISO XXXX を基に、対応する部分（具体的な箇条の題名などを記載する。）については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目（具体的な項目を記載する。）を日本産業規格として追加している。

なお、この規格で側線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 \*J\*○に示す。

#### 例 8

（対応国際規格を基礎としているが、JIS 独自の箇条の追加及び一部の変更をした場合）

この規格は、20YY 年に第 1 版として発行された ISO XXXX を基とし、「…のため（変更理由）」、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、箇条番号及び細分箇条番号の後に“ A ”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条及び細分箇条並びに附属書 JA、附属書 J△は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 J○に示す。

附属書  
(規定)

用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法

用語規格の作成方法

一般

用語規格は、ある特定の分野で用いる用語を体系的に収集・整理し、用語の概念を文字で表現することによって、他の用語の概念との違いを明らかにして定義する。

用語規格には、通常、用語及び定義のほか、用語番号、対応英語（参考）及び索引を含む。必要な場合には、注釈、図、例などを記載してもよい。

用語規格の構成・様式

用語規格は、適用範囲（必須）、引用規格（必須）、分類（選択）、表記方法（条件付き）、用語及び定義

（必須）の箇条並びに索引（選択）で構成する。

分類の箇条では、用語の分類基準について規定する。必要な場合には、概念の全体系を示す分類、系統図などを示す。

表記方法の箇条では、この規格で規定していない、当該規格で独自に採用する表記方法がある場合には、それを規定する。

用語の配列

用語規格は、用語を概念の階層によって分類することが望ましい。一般性の高い概念の用語及び定義を先に規定する。ある階層の概念の分類基準が一つでない（例えば、一つ概念を用途及び寸法によって二つに分類）場合には、分類ごとに用語及び定義を記載し、かつ、その分類の根拠を示す。

用語のグループ分けは、番号によって明確に表す。各項目に番号を付け、各用語の五十音順の索引を作成するのがよい。対応英語を示している場合には、英語のアルファベット順の用語の索引を作成してもよい。

表形式の用語及び定義の表し方

一般

表形式の用語の定義では、通常、用語番号（又は識別子）、用語、定義、対応英語（参考）の順に表の欄を設ける。必要に応じて、量記号、単位記号などの欄を設けてもよい。

例番号	用語	定義	対応英語（参考）
2620	許容差	基準にとった値と、それに対して許容される限界との差	tolerance

㊦ 用語番号

用語番号の付け方は、次のいずれかによる。

- a) 通常，4 個又は 5 個の連続する数字とする。分類項目は、先頭の 1 個又は 2 個の数字で表し，分類項目ごとに通し番号とする。

例号	用語	定義	対応英語 (参考)
030	色刺激	目に入って，有彩又は無彩の色感覚を生じさせる可視放射	colour stimulus
030	色刺激関数	放射輝度又は放射パワーなどの放射量の分光密度による波長関数としての色刺激の表記注釈	colour stimulus function
	注記	$\phi_1(\lambda)$	

- b) 対応国際規格で規定されている番号を用いる (数字の間に“-”及び定義”などの区切り符号が入ることがある。)。JISとして用語を追加する場合は，用語を“用語及び定義”の箇条で定義する場合 (三十六・四参照) と同様，対応国際規格にある用語と追加する用語とを区別せずに連続して付番するか，又は対応国際規格にある用語の用語番号は変更せず，追加する箇所の直前の用語番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記して付番する。

(追加する箇所の直前の用語番号の後にラテン文字の大文字を付記して付番する例)

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
04・03・10	特殊文字	欧字，数字，仮名，又はスペースでなく，…	special character
04・03・10A	英字，ローマ字	形文字 A, B, …, Z 及び a, b, …, z の52個の図	roman letter

㊦ 用語

表形式に特有な用語の欄の表記方法は，次による。

- a) 複数の優先用語 (十六・五・四参照) がある場合，各用語の区切りのコンマの直後で，改行してもよい (F・二・二の例 2 参照)。
- b) 一つの用語の中で改行する場合には，次の行の初めに 1 文字分のスペースを置く。
- c) 代替用語又は推奨しない用語 (十六・五・四参照) は，用語の欄に，優先用語の次の行に“代替用語”又は“推奨しない用語”と表記し，標準字体で表記する。

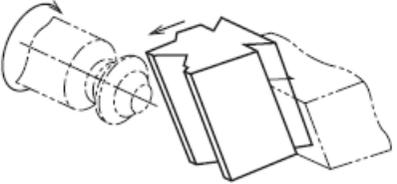
例号	用語	定義	対応英語 (参考)
120	クリーマ代替用語：ソリッドリ	刃部とボディー又はシャンクとが同一材料から作られているリ	reamer solid (参考)
	リ		

- d) 必要な場合，用語の読み方を，用語の下の欄の括弧内に標準字体で表記してもよい。ただし，この用語の読み方の表示は，当該用語とはみなさない (F・二・四の例参照)。

㊦ 定義

定義 (十六・五・五参照) の欄には，例 (十六・五・六参照)，注釈 (十六・五・八参照) 及び出典 (十六・五・九参照) を記載してもよい。

定義は、図、表及び式を用いて補足説明してもよい（十六・五・七参照）。ただし、これらには付番しなくてもよい。

例号	用語	定義	対応英語 (参考)
	15 総形バイト（そうがたばいと）	<p>刃形の輪郭を工作物の形状の一部に写し与えて加工するバイトの総称注釈 *1*再研削に際しては、すくい面だけを研削する。</p> 	formed turning tool

G 一般

附属書G  
(規定)  
JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法

JIS と対応国際規格との対比表 (以下、対比表という。) は、JIS と国際規格との構成の違い又は技術的差異の内容が容易に比較できるように記載する。

本体及び附属書に示した技術的な変更箇所の指示部などと対比表の記載内容とにそご (齟齬) がないように記載する。

各欄に記載する内容は、必要な事項を記載している範囲で、できる限り簡素化を図るのがよい。

G 対比表の様式

対比表の様式は、図 G・1 による。

附属書 JO  
(参考)  
JIS と対応国際規格との対比表

JIS 番号		対応国際規格番号:発行年, (JIS と国際規格との対応の程度の全体評価の記号)		
a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
<p><b>注記 1</b> 箇条ごとの評価欄の用語の意味を、次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一致：技術的差異がない。</li> <li>- 削除：対応国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。</li> <li>- 追加：対応国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。</li> <li>- 変更：対応国際規格の規定内容又は構成を変更している。</li> <li>- 選択：対応国際規格の規定内容とは異なる規定内容を追加し、それらのいずれかを選択するとしている。</li> <li>- 同等でない：技術的差異があり、かつ、それが明確に識別されていないか又は説明されていない。</li> </ul> <p><b>注記 2</b> JIS と対応国際規格との対応の程度の全体評価の記号の意味を、次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- MOD：対応国際規格を修正している。</li> <li>- NEQ：IDT 及び MOD に相当していない。</li> </ul>				

図 G・1 対比表の様式

## 6 記載方法

### 6 一般

対比表は、一つの JIS に一つだけとする。欄の大きさは、記載量に応じて変更してよい。一つの箇条の中で、細分箇条などごとに技術的差異がある場合は、けい(野)線で区切って記載するとよい。

対比する JIS 及び対応国際規格の規定項目は、通常、技術的な変更をした箇条など「附属書(規定)及び必要な場合、その箇条を含む。」についてだけ記載する。ただし、対応国際規格が複数あるなど、JIS の箇条構成と対応国際規格の構成とを対比したい場合などは、全ての箇条を記載してもよい。

全ての箇条を記載する場合、引用規格の箇条などは、次による。

- ― 引用規格の箇条：対比の必要はないので、箇条番号だけを a) 欄に表記する。
- ― 附属書(参考)：参考情報なので、” 附属書(参考) ” 及びその番号だけを a) 欄に表記する。
- ― JIS と対応国際規格とが一致する場合には、d) 欄及び e) 欄には “―” を表記する。

### 6 対応国際規格番号・発行年 JIS と国際規格との対応の程度の全体評価の記号欄の記方法

” 対応国際規格番号：発行年、( JIS と対応国際規格との対応の程度の全体評価の記号 ) ” 欄の対応の程度の記号は、箇条ごとの技術的差異の程度を全体的に評価し、” 対応国際規格番号：発行年 “ の後に、” , ” を入れ、括弧でくくって、次によって表記する。

- ― 箇条ごとの評価が “ 削除 “ , ” 追加 “ , ” 変更 “ 又は “ 選択 “ のいずれかがあり、” 同等でない “ がなく、かつ、構成が容易に比較できる場合：MOD
- ― 項目ごとの評価に一つでも “ 同等でない “ がある場合、項目ごとの評価に一つも “ 同等でない “ がなくても JIS と対応国際規格との構成の比較が容易に行えない場合、又は対応国際規格を完全な形で採用していない場合：NEQ

なお、一つの JIS が複数の国際規格と対応している場合には、対応国際規格番号 (発行年を含む。) をコンマで区切って列記した後に、更にコンマで区切った後に、括弧でくくって複数の対応国際規格に対する対応の程度の全体評価を表記する。

例 ISO 636 : 2015, ISO 16834 : 2006, (MOD)

### 6 a) 欄の記載方法

a) 欄には、JIS の箇条番号、細分箇条番号などを表記し、必要に応じてそれらの題名などを記載してもよい。また、変更などをした箇所が特定できるように情報を記載する。該当するものがない場合には、” ― ” を表記する。

### 6 b) 欄の記載方法

b) 欄には、a) 欄に対応する対応国際規格の箇条番号、細分箇条番号などを表記する。対応国際規格が複数の場合に

は、対比する箇条ごとに該当する国際規格番号も併せて表記し、対応国際規格が一つの場合には、国際規格番号は表記しない。

該当するものがない場合には、「―」を表記する。

### ㉞ c)欄の記載方法

c)欄には、JISと対応国際規格との関係について、箇条ごとの評価を、次の用語から該当するものを選択して表記する。箇条ごとの評価が一致の場合でも、JISと対応国際規格とで構成が変更されているときには、その変更内容を表記する。

- ― 技術的差異がない場合：一致
- ― 技術的差異があり、かつ、それを明確に識別し、説明している場合
  - ・ 対応国際規格の規定項目又は規定内容を削除している：削除
  - ・ 対応国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している：追加
  - ・ 対応国際規格の規定内容を変更している：変更
  - ・ 対応国際規格の規定内容と異なる規定の内容を追加し、それらのいずれかを選択するとしている：選択
- ― 技術的差異があり、かつ、それを明確に識別していないか又は説明していない場合：同等でない

### ㉞ d)欄の記載方法

d)欄には、JISと対応国際規格との技術的差異の内容及び理由について記載する。

### ㉞ e)欄の記載方法

e)欄には、d)欄の技術的差異に対する今後の対策（提案などの意向）を、明確に記載する。技術的差異がない場合は、「―」を表記する。

### ㉞ 対比表下の注記の記載方法

対比表の下部の注記 1 及び注記 2 で、該当しない用語、記号及びそれらの意味は、記載しない。

附属書  
(規定)

文章の書き方並びに用字、記述符号及び数字

エ 文章の書き方

文章の書き方は、次による。ただし、関係法令、対応国際規格などとの関係でやむを得ない場合は、それらに従った記載としてもよい。

- a) 文章文章は、漢字仮名交じり文とする。
- b) 文体文体は、口語体とする。規定文は、能動態を基本とするが、不自然な場合は受動態としてもよい。特に、対応国際規格を基礎として用いる場合、日本語として不自然な直訳体は避ける。
- c) 書き方書き方は、左横書きとする。

エ 用字

エ 一般

この規格で規定していない漢字の使用などの一般的な事柄は、"公用文作成の要領 (昭和 27・4・4 内閣閣令第 16 号依命通知)", "法令における漢字使用等について (平成 22・11・30 内閣法制局総令第 208 号)", "公用文における漢字使用等について (平成 22・11・30 内閣訓令第 1 号)", "文部科学省公用用語例 (平成 23・3)" 及び "文部科学省公用文送り仮名用例集 (平成 23・3)" 並びに用字などに関する内閣告示及び内閣訓令 (常用漢字表, 外来語の表記, 現代仮名遣い, 送り仮名の付け方, ローマ字のつづり方など) による。

エ 漢字

漢字の用い方 (字種・音訓・字体) は、"常用漢字表 (平成 22・11・30 内閣告示第 2 号)" 及び "公用文における漢字使用等について (平成 22・11・30 内閣訓令第 1 号)" による。

常用漢字表にない漢字 (以下、表外漢字という。), 及び常用漢字表にある漢字でも音訓欄に読みが掲げられていない漢字 (常用漢字表の付表に示す読みを除く。) は、通常、その文字を用いず、仮名書きとする。ただし、仮名書きでは意味が分かりにくい場合には、仮名書きの後に括弧を付けて、表外漢字などを示してもよい。

例 円すい (錐)	おもり (錘)	かくはん (攪拌)	かん (嵌) 合
きょう (筐) 体	こん (梱) 包	残さ (渣)	じんあい (塵埃)
じん (靱) 性	浸せき (漬)	ぜい (脆) 弱	だ (槽) 円
ぬ (濡) らす	ばく (曝) 露	範ちゅう (疇)	ひずみ (歪)
ひょう (秤) 量	ふく (輻) 射	粉じん (塵)	平たん (坦)
防せい (錆)	ほこり (埃)	漏えい (洩)	

エ 仮名遣い

仮名遣いは、"現代仮名遣い (昭和 61・7・1 内閣告示第 1 号)" による。

## エ 送り仮名

送り仮名の付け方は、”送り仮名の付け方(昭和48・6・18内閣告示第2号)“、”公用文における漢字使用等について(平成22・11・30内閣訓令第1号)“及び”法令における漢字使用等について(平成22・11・30内閣法制局総令第208号)“による。

## エ 分かち書き

分かち書きは、複合の語であることを示す場合、仮名が続いて読みにくい場合、間違いやすい場合、又は読点(コンマ)を使いすぎるとかえって全体の関係が明確でなくなるような場合に用いる。スペースは、半角とするのがよい。分かち書きの代わりに、中点“・”は用いない。

### 例 1 ケースバイケース

例 2 アクセス可能領域管理データ(用語“領域管理データ”に“アクセス可能”という修飾が付いた用語であって、アクセス可能領域の管理データではないことを強調する場合)

例 3 研磨布紙とといしとを用い…

## エ 用語

## エ 一般

用語の表記は、主として“公用文作成の要領(昭和27・4・4内閣閣令第16号依命通知)“による。

専門用語は、用語に関する規格に規定してある用語、当該規格に関連する規格などで規定する用語及び

J-GLOBALなどに記載されている用語を、この記載順に優先的に用いる。

## エ 個々の用語の使い方

### エ ”以上“及び”以下“並びに”を越え“、”超“及び”未滿“の使い方

”以上“及び”以下“は、その前にある数値などを含めた意味で用いる。

”を越え“又は”超“、及び”未滿“は、その前にある数値などを含めない意味で用いる。

### エ ”及び“、”並びに“及び”かつ“の使い方

複数の項目、条件などに同時に含まれる又は該当する意味で併記する場合、併記する項目、条件などの接続には、”及び“を用いる。併記する項目、条件などが三つ以上の場合には、各語句を読点(コンマ)で区切り、後の二つの語句を“及び“でつなぐ。

”及び“を用いて併記した項目、条件などを、更に大きく接続する場合、”並びに“を用いる。

### 例 1 寸法及び質量並びにこれらの許容差

注記 次の二つの例では、”及び“又は”並びに“のいずれを用いるかによって意味が異なる。

― ”長さ及び直径の測定方法並びに判定方法“は、”長さ及び直径の測定方法“と”判定方法“とを示している。

「長さ及び直径の測定方法及び判定方法“は、”長さ及び直径の測定方法“と“長さ及び直径の判定方法“とを示している(たすき掛けの“及び”)。

併記する項目，条件などの関係が複雑な場合は，”及び“などの前に読点(コンマ)を付けて明確にするのがよい。

”しかも“という意味を示す場合には，”かつ“を用いてもよい。”かつ“は，通常，連結する項目，条件などが密接な関係であることを示す場合に，それらの接続に用いる。

**例 2** 確実かつ簡単かつ有利な方法によって…

”日本語かつ英語の説明を記載する。”のような“かつ”の用い方は，説明の記載が日本語であると同時に英語でもあることを要求しているので，不適切である。この場合，”日本語及び英語の説明を記載する。”，

”日本語の説明及び英語の説明を記載する。”などと表記するのがよい。

述語で終わる句(節)を“かつ”で結ぶ場合には，その前後に読点(コンマ)を付ける。

**例 3** 明確に識別し，かつ，対応国際規格と JIS との対比表で差異などを示す。

併記の構成が複雑で，併記する項目，条件などの関係が紛らわしくなるおそれがある場合には，それぞれの項目，条件などを細別に分けるとよい。

**例 4** (“製品に，…及び…，…などの識別，並びに…又は…を表示する。”の代替記載例) 製品に，次の事項を表示する。

- a) 製品の名称，規格番号及び種類
- b) 製品の性能及び寸法
- c) 安全，衛生などに関する識別
- d) 製造業者名又はその略称若しくは略号

”及び“などによって併記した後の語句に，”など“，”その他“などを付けない。

”や“は，”及び“か”又は“のいずれを意味しているか曖昧であるため，用いない。

”及び“の意味で“と“を用いない。

## エ “と“の用い方

”と“は，二つの項目，条件などを取り上げて，それらを比較するなど，関係性を示す場合に用いる。

― 試薬 A と試薬 B とを混合して… (”試薬 A と試薬 B を混合して…”及び“試薬 A 及び試薬 B を混合して…”とはしない。)

― A と B とを比較する。(”A と B を比較する“及び“ A 及び B を比較する。”とはしない。)

― A と B との間(”A と B の間“及び“ A 及び B の間“とはしない。)

## エ ”又は“及び“若しくは”の用い方

複数の項目，条件などを選択する意味で併記する場合，併記する項目，条件などの接続には，

”又は“を用いる。併記する項目，条件などが三つ以上の場合には，始めの方を読点(コンマ)で区切り，後の二つの語句を“又は“でつなぐ。

**例 1** 寸法，材料又は構造

”又は”

を用いて並列した項目，条件などの中を，更に小さく選択する項目，条件などを併記する場合には，その接続に“若しくは”を用いる。

**例 2** 製造業者名若しくは供給業者名又はそれらの略号

**注記** 例 2 の例は，次の意味を示している。

”製造業者名“，”供給業者名“，”製造業者名の略号“，”供給業者名の略号“のいずれかを併記する項目，条件などの関係が複雑な場合は，”又は“などの前に読点（コンマ）を付けて明確にするのがよい。

選択の構成が複雑で，併記する項目，条件などの関係が紛らわしくなるおそれがある場合には，細別で列記するとよい（H・3・2・2 の例 4 参照）。

”又は“などによって併記した後の語句に，”など“，”その他“などを付けない。

併記する項目，条件などの選択の接続に，”あるいは“は用いない。

”や“は，”又は“か“及び“のいずれを意味しているか曖昧であるため，用いない。

## エ ”及び”と“又は”とが混在する場合の用い方

”及び”と“又は”とが混在する場合は，”、”を適切に用いて誤解が生じないように表記する。

**例 1** A 又は B，及び C 又は D (A+C, A+D, B+C, B+D のいずれか)

**例 2** A 及び B，又は C 及び D (A+B, C+D のいずれか)

## エ ”及び／又は”の用い方

複数の項目，条件などを，同時に含む又は該当する意味の場合と選択する意味の場合との 3 通りを同時に表す場合，”及び／又は“を用いる。紛らわしい場合には，細別で列記するとよい。

**例 1** (“A 法及び／又は B 法によって…”の代替表記例) 次のいずれかによって…

a) A 法及び B 法

b) A 法

c) B 法

併記する項目，条件などの接続・選択に大小関係がある(階層がある)場合は，H・三・二・二及び H・三・二・四によって適宜，”及び“の代わりに“並びに“，及び“又は“の代わりに“若しくは”を用いる。

**例 2** 試験方法は，条件に応じて A 試験及び B 試験並びに／又は C 試験を行う。

**注記** 例 2 の例では，条件に応じて，次のいずれかの試験を行うことを意味している。

a) A 試験，B 試験及び C 試験

b) A 試験及び B 試験

c) C 試験

## エ ”場合“，”とき“及び”時“の用い方

”場合“及び”とき“は，条件，原因，理由などを表す場合に用いる。ただし，条件が二重にある場合には，広い方の条件に“場合“を用い，狭い方の条件に“とき“を用いる。

”時“は、時期又は時刻を明確にする必要がある場合に用いる。

## エ ”から“、”まで“及び”より“の使い方

”から“は、時点、場所などの起点を示す意味に、”まで“は、時点、場所などの終点を示す意味に用い、その前にある数値などを含めた意味で用いる。

”より“は、比較を示す場合にだけ用い、その前にある数値などを含めない意味で用いる。

よりどころを示す場合は、”（…に）より“ではなく“（…に）よって“とする。

## エ ”なお“、”また“及び”ただし“の使い方

文の初めに接続詞として置く“なお“又は“また“は、本文などの中で補足的事項を記載する場合に用いる。

”ただし“は、本文などの中で除外例又は例外的な事柄を記載する場合に用いる。

”なお“、”また“及び”ただし“の前を改行するか否かは、文意及び規格の区分けである段落を考慮して判断する。

## エ ”規定“及び”指定“の使い方

”規定“は、規格の要求事項、推奨事項及び許容事項に対して用いる。

**例 1** 規定する値を満足しなければならない。

”指定“は、製造業者、使用者などが任意に定める事項に対して用いる。

**例 2** 例 2 製造業者が指定する電圧を表示する。

”指定する“の代わりに“所定の“などを用いてもよい。

”定める“は、規格で規定したものが製造業者などが決めたものか自明でない場合は、用いない方がよい。

## エ 記述符号

### エ 符号の種類

文章の記述に用いる符号は、区切り符号、引用符号、連続符号、繰返し符号、省略符号及び括弧とする。

### エ 区切り符号

#### エ 一般

区切り符号には、句点“。”、読点としてのコンマ“、”、中点“・”及びコロンの“：”を用いる。斜線“／”は、通常、“及び”又は“などを表記する場合に用いる。なお、セミコロン“；”は、用いない。

#### エ 句点

句点“。”の用い方は、次による。

- ― 文の終わりに用いる（用語及び定義の箇条の定義文については、16.5.5参照）。
- ― 細別、例などの表記において、簡単な名詞句などを記載する場合、事物の名称を並列する場合などには、句点を用いない。ただし、細別などの末尾で、句点を表記しなければ分かりにくい場合などには、用いてもよい。

## エ 読点

読点にはコンマ“，”を用いる。読点（コンマ）は、文章中において語句の切れ又は続きを明らかにするために、次のような場合に用いるとよい。

- ― “，”も“ ”などを伴う主題となる語の後

**例 1** この規格で用いる主な用語及び定義は、…

- ― 条件及び制限を表す語句の後

**例 2** …を測定し、白と黒とが同数の場合には、再度…

- ― 対等の関係で並ぶ二つ以上の句を，“ ”など“，”その他“ ”などでくる場合

**例 3** 形状，寸法，質量など

- ― 文の始めに接続詞を置く場合に，その接続詞の後

― “ ”及び“，”又は“ ”などの用語が含まれる文で，“ ”及び“，”又は“ ”などの前後の切れ目を明確にする必要がある場合（H・三・二・二及びH・三・二・二・四参照）

- ― その他，読点（コンマ）がないと誤解を生じるおそれがある場合

## エ 中点

中点“・”の用い方は，次によるのがよい。

- ― 名詞を並列する場合など，読点（コンマ）で区切ったのでは文章が読みにくい場合に，名詞の連結に用いる。この場合には，句の切れ目は読点（コンマ），語（単語及び複合語）の切れ目は中点とないように使い分けるのがよい。

**例 1** 許容差・限界値の示し方は，…。

- ― 題名，見出し，表などの中で配置をよくするために名詞を連結する場合に用いる。

**例 2** 材料・寸法・質量

- ― 複数の人名に由来する用語を表記する場合に，人名の区切りに用いてもよい。

**例 3** グラン・トムソンプリズム

中点を用いる場合，通常，後の語に“ ”などを付けない。

**例 4** （推奨しない記載例）

材料・寸法・質量など

通常，中点と“ ”及び“，”又は“ ”などの接続詞とを混用しない。

**例 5** （推奨しない記載例）

材料・寸法及び質量

**エ コロン**

コロン“:”は、式、図、表又は文章中に用いる用語・記号を説明する場合に、その用語・記号の後ろに付けて用いる。

**エ 引用符号**

引用符号は、“ ” とし、語句、文章などを引用・参照して記載する場合、又は文字、記号、用語などを特に明らかにする必要がある場合に用いる。

かぎ括弧“〔 〕”は、用いない。

**エ 連続符号**

連続符号“〜”は、“…から…まで”の意味を符号で表す場合に用いる。連続符号で表す範囲には、前後の数値などを含める。この場合に、単位を示す必要がある数値の場合には、いずれの数値の後にも単位記号を表記する。

**エ 繰返し符号**

繰返し符号は、“々”とし、同じ漢字を続けて書き表す語に用いる。

**エ 省略符号**

省略符号は、“…”とし、語句を省略する場合に用いる。

**エ 括弧**

括弧は、括弧の前に記載した事項に対する条件、選択、限定、補足などを表す場合に用いてもよい。

括弧は、通常、丸括弧“( )”を用いる。ただし、既に丸括弧を用いている箇所を含んだ範囲を更に括弧でくくる必要がある場合は、角括弧“[ ]”を用いる。また、角括弧“[ ]”を用いている箇所を含んだ範囲を更に括弧でくくる必要がある場合は、亀甲括弧“〔 〕”を用いる。

**エ 数字**

数字は、アラビア数字を用いる。ただし、次のような場合には、漢字を用いるのがよい。

a) “ひと(つ)” “ふた(つ)” のように読む場合

例 1 三つ目きり 3 本一組

b) 数の概念が薄い場合

例 2 一般用

c) 概数を表す場合

例 3 十数倍

d) 大きな数字の表記で、アラビア数字のゼロを並べると分かりにくい場合

例 4 2 万回

e) 慣用となっていると認められる場合

例 5 一酸化炭素二等辺三角形二乗

エ 外来語の表記

外来語の表記は、主として“外来語の表記(平成 3・6・28 内閣告示第 2 号)”による。

附属書  
(規定)  
追補

## 一 一般

追補による改正は、規格の一部だけを変更、追加又は削除する場合の一つの改正方法であり、当該規格の改正を追補で対応するか否かについては、改正箇所の範囲、規格の利用者の便宜などを勘案して決める。

## 一 運用

追補の運用は、次による。ただし、国際規格を基礎とする場合には、a)～c)のいずれにもよらなくてよい。

- a) 技術的内容の理由による改正箇所が当該規格全般に及ぶなど多数の改正箇所がある場合には、追補での改正は行わないのがよい。
- b) 同一の規格の追補による改正は、通常、2 回までとする。ただし、規格の特性によって、規格全体の改正を頻繁に行うことが合理的でない場合（例えば、電球類の口金・受金の種類の追加に伴う改正）などは、3 回以上改正してもよい。
- c) 追補で改正している箇所に対して、更に追補による改正は行わない。

## 一 記載方法

追補の記載は、次による。

- a) 追補には、次に示すような“追補 X のまえがき”を設ける。

”この JIS X XXXX の追補 X は、産業標準化法に基づき、（日本産業標準調査会の審議を経て、）〇〇大臣が JIS X XXXX : 20YY を改正した内容だけを示すものである。 JIS X XXXX : 20YY は、この追補 X の内容の改正がされ、 JIS X XXXX : 20YY となる。”
- b) 追補に序文を設ける場合には、”追補 X の序文“として、規格の名称の次に記載する。
- c) 追補の第 1

ページの冒頭に、次に示すような定型文によって、対象とする規格番号及び西暦年（改正前の制定年又は改正年）を明記し、けい（野）線で区切った後に改正内容の記載をする（ J・二参照）。“ JIS X XXXX : 20YY を、次のように改正する。”- d) 変更する箇所の指示は、改正の対象となる箇条、段落、細別、図、表などを特定して記載する。通常、共通した変更内容であっても、複数の変更箇所を一括して記載はしない。
- e) 変更箇所の指示及び変更内容は、具体的かつ明確に記載する。

例 1 5.5.8（表示、ラベル及び包装）を、次の文に置き換える。

5.5.8 表示及び包装

〇〇の表示及び包装は、…

例 2 A.5.7 の第 2 段落を削除する。

**例 3** 6・8・2 (特定分野の品質マネジメントシステムの扱い方) の後に、次の細分箇条を追加する。

6・8・3 特定分野の品質マネジメントの運用  
特定分野の品質マネジメントは、…

**例 4** 簡条10 (表示) の後に、次の附属書 A を、追加する。

附属書 A  
(規定)  
○○○○  
○○○○

f) 対応国際規格で発行された追補を基にして、これに対応した改正を追補によって行う場合には、  
b)～e)の規定に関わりなく、対応国際規格の追補に準じた方法で記載してもよい。

## 一 体裁

JISの追補の体裁は、J・二による。

附属書  
JISの規定  
の規格票の体裁

規格票の体裁

初のページ

規格票の第1 ページの体裁は、図 J・1 による

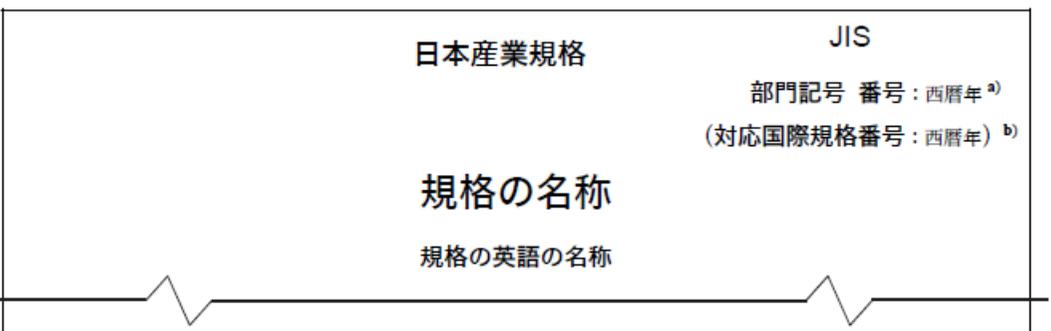


図 J・1 規格票の第1 ページの体裁

- 注<sup>a)</sup> 制定年又は改正年は、西暦で表記する。ただし、同一年内に改正したときには、改正年の後に“R”と表記する。  
 なお、既に制定又は改正された後に確認された規格票には、その下に最終の確認年と“確認”の文字とを、括弧に入れて“(○○○○年確認)”と表記されている。
- 注<sup>b)</sup> 国際一致規格では、“部門記号 番号:西暦年”の下に、対応国際規格の規格番号及び西暦年を括弧書きで付記する。対応国際規格に、追補 (amendment) が発行されていて、これを一体として編集した国際一致規格では、“対応国際規格番号:西暦年+追補の番号:西暦年”を括弧書きで付記する。
- 例1 (ISO 11600:2002+Amd 1:2011)  
 例2 (IEC 61000-4-34:2005+AMD1:2009)

第2 ページ以降

規格票の第2 ページ以降の体裁は、図 J・2 による。



注<sup>a)</sup> “ページ番号”及び“部門記号 番号：西暦年”は、紙面の上部に表記する。

注<sup>b)</sup> 国際一致規格では、“部門記号 番号：西暦年”の後に、対応国際規格の規格番号及び西暦年を括弧書きで付記する。対応国際規格に、追補 (amendment) が発行されていて、これを一体として編集した国際一致規格では、“対応国際規格番号：西暦年+追補の番号：西暦年”を括弧書きで付記する。

図 J・2 規格票の第 2 ページ以降の体裁

## 「字配り

本文、注記、注釈、例及び注の字配りは、図 J・4 による。

## 「太字

次に示すものは、太字で表記する。

- a) 簡条番号、細分簡条番号及び細別符号「a), b), 1), 2) など」並びにこれらの題名
- b) 用語番号 (十六・四及び F・二・二参照) 及び定義する用語 (十六・五・四参照)、並びに試験、物質、材料、試験装置、試験機器などに付番する番号 (十八・五・三及び 十八・五・四参照) 及びこれらの題名
- c) 見出しとしての“注記”、“注釈”、“例”、“注”及び“警告”の文字、並びにこれらの番号又は符号 (番号又は符号がある場合)
- d) 図及び表の題名 ( ) 図“及び”表“の文字並びにこれらの番号を含む。( )
- e) 図及び表に表記する“記号説明”の文字
- f) 他の箇所 で引用・参照して表記する場合の次の項目

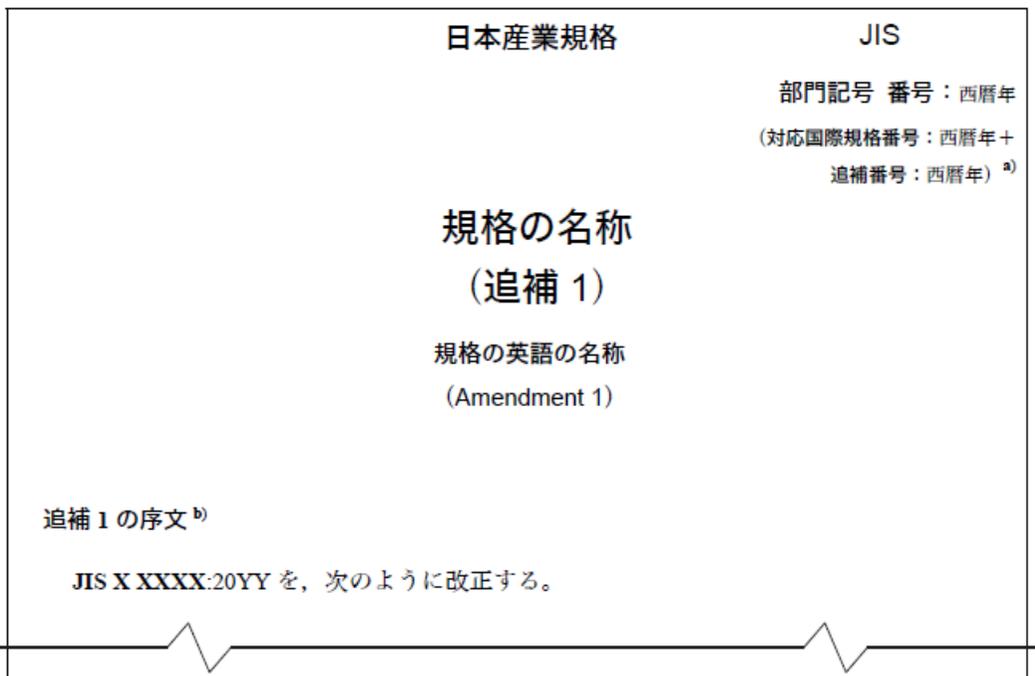
- (一) 規格・規範文書の番号
- (二) ”簡条“の文字及び簡条番号
- (三) 細分簡条番号，細別符号及び附属書番号（”附属書“の文字を含む。）
- (四) ”図“，”表“，”注記“，”注釈“，”例“，”注“及び”警告“の文字，並びにこれらの番号又は符号（番号又は符号がある場合）
- g その他，強調する必要がある文字，数字及び記号

┌ 追補の体裁

┌ 初のページ

追補の第 1 ページの体裁は，図 J・3 による。

なお，追補の欄には，発効回数（例えば，”追補 1”）を表記する。



注<sup>a)</sup> 対応国際規格に追補 (amendment) が発行されていて，これに一致した追補では，“部門記号 番号：西暦年”の下に，“対応国際規格番号：西暦年＋追補の番号：西暦年”を括弧書きで付記する。

例 (IEC 61000-4-34:2005+AMD1:2009)

注<sup>b)</sup> 追補の序文の記載は任意とする。

図 J・3 ー 追補の第 1 ページの体裁









参考文献

- [1] JIS B 0021, 製品の幾何特性仕様 (GPS) — 幾何公差表示方式 — 形状, 姿勢, 位置及び振れの公差表示方式
- [2] JIS C 60063, 抵抗器及びコンデンサの標準数列
- [3] JIS K 0050, 化学分析方法通則
- [4] JIS Q 9001, 品質マネジメントシステム — 要求事項
- [5] JIS Q 17000, 適合性評価 — 用語及び一般原則
- [6] JIS Z 8000-3, 量及び単位 — 第3部: 空間及び時間
- [7] JIS Z 8000-6, 量及び単位 — 第6部: 電磁気
- [8] JIS Z 8000-8, 量及び単位 — 第8部: 音響学
- [9] JIS Z 8050, 安全側面 — 規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針
- [10] JIS Z 8051, 安全側面 — 規格への導入指針
- [11] JIS Z 8101-1, 統計 — 用語及び記号 — 第1部: 一般統計用語及び確率で用いられる用語
- [12] JIS Z 8221-1, 機器・装置用図記号の基本原則 — 第1部: 図記号原形の創作
- [13] JIS Z 8221-2, 機器・装置用図記号の基本原則 — 第2部: 矢印の形及び使用方法
- [14] JIS Z 8221-3, 機器・装置用図記号の基本原則 — 第3部: 図記号を使用するときの指針
- [15] JIS Z 8222-1, 製品技術文書に用いる図記号のデザイン — 第1部: 基本規則
- [16] JIS Z 8312, 製図 — 表示の一般原則 — 線の基本原則
- [17] JIS Z 8317-1, 製図 — 寸法及び公差の記入方法 — 第1部: 一般原則
- [18] JIS Z 9101, 図記号 — 安全色及び安全標識 — 安全標識及び安全マーキングのデザイン通則
- [19] ISO 128, Technical drawings — General principles of presentation — Part 20: Basic conventions for lines
- [20] ISO 128-30, Technical drawings — General principles of presentation — Part 30: Basic conventions for views
- [21] ISO 129 (規格群), Technical product documentation (TPD) — Presentation of dimensions and tolerances

- [22] ISO 1101, Geometrical product specifications (GPS) — Geometrical tolerancing — Tolerances of form, orientation, location and run-out
- [23] ISO 3864-2, Graphical symbols — Safety colours and safety signs — Part 2: Design principles for graphical symbols for use in safety signs
- [24] ISO 3864-3, Graphical symbols — Safety colours and safety signs — Part 3: Design principles for graphical symbols for use in safety signs
- [25] ISO 22727, Graphical symbols — Creation and design requirements
- [26] ISO 8174-1, Design of graphical symbols for use in the technical documentation of products — Part 1: Basic rules
- [27] IEC 61082-1, Preparation of documents used in electrotechnology — Part 1: Rules
- [28] IEC Guide 103, Guide on dimensional coordination
- [29] ISO/IEC Guide 21-2:2005, Regional or national adoption of International Standards and other International Deliverables — Part 2: Adoption of International Deliverables other than International Standards
- [30] ISO/IEC DIR 1 ISO SUP, ISO/IEC Directives, Part 1. Version 14. 入手先: <http://web.archive.org/web/20230809175421/https://www.iso.org/sites/directives/current/consolidated/index.html>
- 注記 ISOは、ISO、IEC及びJTC 1共通の専門業務用指針であるISO/IEC Directives, Part 1-procedures for the technical workにISO独自規定を追加し、統合版としてConsolidated ISO Supplementを発行している。
- [31] ISO/IEC DIR 2, ISO/IEC Directives, Part 2. Version 9. 入手先: <http://www.iso.org/sites/directives/current/part2/index.xhtml>
- [32] 送り仮名の付け方昭和48.6.18内閣告示第2号入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: [http://www.next.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/k19730618001/k19730618001.html](http://www.next.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19730618001/k19730618001.html)
- [33] 外来語の表記平成3.6.28内閣告示第2号入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: [http://www.next.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/k19910628002/k19910628002.html](http://www.next.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19910628002/k19910628002.html)

- [34] 現代仮名遣の昭和61.7.1 内閣告示第 1 号入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/k19860701001/k19860701001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19860701001/k19860701001.html)
- [35] 公用文作成の要領昭和27.4.4 内閣閣甲第16号依命通知入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: [http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/sanko/koyobun/pdf/yoryo\\_ver02.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/sanko/koyobun/pdf/yoryo_ver02.pdf)
- [36] 公用文における漢字使用等について平成22.11.30 内閣訓令第 1 号入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: [http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/sanko/koyobun/pdf/kunrei.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/sanko/koyobun/pdf/kunrei.pdf)
- [37] 常用漢字表平成22.11.30 内閣告示第 2 号入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: [http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joyokanjihyo\\_20101130.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joyokanjihyo_20101130.pdf)
- [38] 法令における漢字使用等について平成22.11.30 内閣法制局総令第208号入手先「オンライン」2018.07.12 閲覧]: <https://www.clib.go.jp/info/other/hourainiokerukanji.pdf>
- [39] 文部科学省用字用語例平成23.3入手先: 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集), 文化庁編集, 第一法規, 2011, pp. 313-346.
- [40] 文部科学省公用文送り仮名用例集平成23.3入手先: 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集), 文化庁編集, 第一法規, 2011, pp. 347-397.

### (参考となる基本規格など)

(用語規格など)

- [41] JIS K 0211, 分析化学用語(基礎部門)
- [42] JIS Q 0073, リスクマネジメント一用語
- [43] JIS Q 9000, 品質マネジメントシステム一基本及び用語
- [44] JIS Q 14050, 環境マネジメント一用語
- [45] JIS X 0001, 情報処理用語一基本用語
- [46] JIS Z 8101-1, 統計一用語及び記号一第1部: 一般統計用語及び確率で用いられる用語
- [47] JIS Z 8101-2, 統計一用語及び記号一第2部: 統計の応用
- [48] JIS Z 8101-3, 統計一用語と記号一第3部: 実験計画法
- [49] JIS Z 8102, 物体色の色名
- [50] JIS Z 8103, 計測用語
- [51] JIS Z 8105, 色に関する用語
- [52] JIS Z 8106, 音響用語
- [53] JIS Z 8113, 照明用語

- [54] JIS Z 8114, 製図—製図用語
- [55] JIS Z 8115, デイペンダビリティ(総合信頼性)用語
- [56] JIS Z 8116, 自動制御用語—一般
- [57] JIS Z 8120, 光学用語
- [58] JIS Z 8126-2, 真空技術—用語—第2部:真空ポンプ及び関連用語
- [59] JIS Z 8141, 生産管理用語
- [60] 公用文の書き表し方の基準(資料集)文化庁学術用語(文部科学省編)学術用語集シリーズ) —<<https://global.jst.go.jp/>>で, 学術用語の検索が可能

## (略語)

- [61] JIS X 0304, 国名コード
- [62] JIS X 0412-1, 言語名コード—第1部:2文字コード

## (製図)

- [63] JIS B 0601, 製品の幾何特性仕様(GPS)—表面性状:輪郭曲線方式—用語, 定義及び表面性状パラメータ
- [64] JIS Z 8310, 製図総則
- [65] JIS Z 8314, 製図—尺度
- [66] JIS Z 8315-1, 製図—投影法—第1部:通則
- [67] JIS Z 8316, 製図—図形の表し方の原則
- [68] JIS Z 8318, 製品の技術文書情報(TPD)—長さ寸法及び角度寸法の許容限界の指示方法
- [69] JIS Z 8321, 製図—表示の一般原則—CADに用いる線
- [70] JIS Z 8322, 製図—表示の一般原則—引出線及び参照線の基本事項と適用
- [71] ISO 6433, Technical product documentation—Part reference

## (記号及び図記号)

- [72] JIS B 0125-3, 油圧・空気圧システム及び機器—図記号及び回路図—第3部:記号モジュール及び図記号の接続
- [73] JIS S 0101, 消費者用警告図記号
- [74] JIS S 0103, 消費者用図記号
- [75] JIS Z 8206, 工程図記号

[76] JIS Z 8208, 印刷校正記号

[77] ISO 7001, Graphical symbols—Registered public information symbols

[78] ISO 7010, Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Registered safety signs

### (測定及び試験)

[79] JIS B 0641-1, 製品の幾何特性仕様 (GPS) — 製品及び測定装置の測定による検査—第1部: 仕様に対する合否判定基準

[80] JIS Z 8404-1, 測定の不確かさ—第1部: 測定の不確かさの評価における併行精度, 再現精度及び真度の推定値の利用の指針

[81] JIS Z 8405, 試験所間比較による技能試験に使用する統計的方法

[82] JIS Z 8703, 試験場所の標準状態

[83] ISO/IEC Guide 98-3, Uncertainty of measurement—Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995)

[84] ISO/IEC Guide 99, International vocabulary of metrology—Basic and general concepts and associated terms (VIM)

### (許容限界, はめあい, 表面性状など)

[85] JIS B 0022, 幾何公差のためのデータム

[86] JIS B 0023, 製図—幾何公差表示方式—最大実体公差方式及び最小実体公差方式

[87] JIS B 0024, 製品の幾何特性仕様 (GPS) — 基本原則—GPS指示に関わる概念, 原則及び規則

[88] JIS B 0031, 製品の幾何特性仕様 (GPS) — 表面性状の図示方法

[89] JIS B 0401 (規格群), 製品の幾何特性仕様 (GPS) — 長さに関わるサイズ公差の ISO コード方式

[90] JIS B 0621, 幾何偏差の定義及び表示

### (環境条件及び関連試験)

[91] JIS C 60068-1, 環境試験方法—電気・電子—第1部: 通則及び指針

[92] JIS Q 0064, 製品規格で環境課題を記述するための作成指針

[93] JIS Z 8731, 環境騒音の表示・測定方法

[94] JIS Z 8735, 振動レベル測定方法

## (電磁両立性)

- [95] JIS C 61000-3-100，電磁両立性―第3―100部：限度値―2 kHzを超え9 kHz以下の周波数帯における電流エミッション限度値

## (高齢者・障害者)

- [96] JIS Z 8071，規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針

## (表示)

- [97] JIS Q 14021，環境ラベル及び宣言―自己宣言による環境主張（タイプⅠ環境ラベル表示）

- [98] JIS Z 0150，包装―包装貨物の荷扱い図記号

- [99] JIS Z 7253，GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

## (その他)

- [100] 特許権等を含む JIS の制定等に関する手続について（令和元年 6 月，日本工業標準調査会標準第一部会・第二部会議決）

- [101] 昭和42年 2 月学術審議会学術用語分科会調整委員会の決定事項

JIS Z 8301 : 2019

## 規格票の様式及び作成方法

## 解説

## 注記

この解説は、この規格に規定・記載した事柄を説明するもので、この規格の一部ではない。この解説は、一般財団法人日本規格協会（JSA）が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先はJSA である。

## 一 前回までの改正の趣旨及び経緯

大多数の規格は、その規定の一部を構成するために別の規格（引用規格）を引用している。したがって、一つの規格を利用する場合には、これらの引用規格を同時に適用しなければならず、また、同類・同系列の規格との比較検討が必要なものも多い。そのためには、これらの規格の様式が統一されていることが望ましい。また、規格の原案作成者だけでなく、規格の利用者が規格を正しく一義的に解釈するためにも、規格の様式に関する統一された規定が必要である。

したがって、当初は、“規格票の大きさ及び書式”

という関係者限りの暫定的規定に従って規格の作成を行っていたが、“日本工業規格”の発足時に、通商産業省工業技術院標準部の内規であった“規格票の作り方”を基に、アメリカ規格協会及びインド規格協会の“Style Manual”を参考にして“規格票の様式”の原案を作成し、1951年にJIS Z 8301として、この規格を制定した。

その後、この規格は、1954年、1957年、1961年、1966年、1973年、1982年、1990年、1996年、2000年、2005年、2008年及び2011年の12回の改正を経て、今回（2019年）の改正に至った。改正の経緯を次に示す。

a) 1954年～1966年の4回の改正は、いずれも小規模であった。

b) 1973

年の改正は、従来の内容の不具合な点、不明確な点などを全般にわたって改め、また、“解説のまとめ方”を参考1として、工業標準化審議特別委員会が作成した

“日本工業規格における製品規格のまとめ方”を参考2として付けるなど、大幅に改正した。

c) 1982年には、“常用漢字表”及び“送り仮名の付け方”

の内閣告示の改定、国際単位系（SI）のJISへの導入、ガット（関税及び貿易に関する一般協定）のスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）の発効によるJISと国際規格との整合化の促進などに応じて、用字・用語の箇条の改正、量・単位・数値の箇条の設定、国際規格を基礎とした規格に関する“適用範囲”の備考の追加などの改正を行った。

d) 1990

年には、IECとISOとがそれぞれ別個にもっていた国際規格作成の規則を統合したIEC/ISO Rules for the Drafting and Presentation of International Standardsの内容を極力採り入れた改正を行った。例えば、1982

年版に基づいて原案作成をしたときに起きた問題点を検討して、JSA が作成した“国際様式によるJIS原案のまとめ方”を参考にし、国際規格を基礎とした規格を作成する

場合の詳細な様式規定を附属書4として加えた。また、1982年版の本体の用字・用語の簡条と附属書の送り仮名の付け方を一括して、附属書2とした。さらに、JSAが作成した“用語規格のまとめ方”を基にした参考3を付けるなどの改正を行った。

- e) 1990年の改正によって、JISの規格票の様式は、国際規格の様式にかなり近くなったが、なお“引用規格”の記載が独立した簡条にできなかったなどの相違があり、JIS様式の規格と国際規格様式の規格(基とした国際規格の様式に基づいたJIS)との2種類が併存することとなった。1995年に“規制緩和促進計画”が閣議決定され、その具体策の一つとしてJISの国際整合化の推進を図ることになった。それに従い、1996年の改正では、JISを国際規格と対比して国際整合JIS原案を作成するために、更には、JISを基礎とした国際規格原案の提案を容易にするために、この規格を、1990年改正のとき参考にした、IEC/ISO規則の改正版であるIEC/ISO Directives Part 3:1989 (Drafting and presentation of International Standards) に準じたものとして改正した。

- f) 2000年の改正は、形式的なものとして行われたが、その改正の趣旨は、ISO/IEC Guide 21:1999 (Adoption of International Standards as regional standards) の改正に伴い、規格票の様式に関することについて、該当箇所(例えば、適用範囲に備考を追加し、対応の程度を記入)を改正すること及び工業標準化法第12条による規格制定・改正の場合のまえがきの記載内容を整備することであった。JIS Z 8202-0(量記号、単位記号及び化学記号)及びJIS Z 8203「国際単位系(SI)及びその使い方」の2000年改正で削除された単位(例えば、*Zm*)について、“ただし、やむを得ない場合はこの限りではない”を追加し、例外使用を認める規定とした。

- g) 2005年の改正では、ISO/IEC DIR 2:2001 (Rules for the structure and drafting of International Standards) を基礎として、体裁についてはほぼ完全に合うように改正し、JISとしてどうしても採り入れられない事項、言語に関わる規定などJISとしては追加しなければならぬ事項などについて追加・修正した。

- h) 2005年の改正でISO/IEC DIR 2:2001の方針(考え方)をほぼ全面的に採り込んだため、規格利用者にとって使いづらい面が生じた。このため、2008年の改正では、ISO/IEC DIR 2:2004(第5版)を基礎にしつつ、全般的に見直し、改正を行った。さらに、2005年改正時の懸案事項であり、新JISマーク制度などの規格適合性評価を円滑に実施していく上で有用な“製品規格のまとめ方”を、附属書として採り入れた。

- i) 2011年の改正版(以下、JIS Z 8301:2011を旧規格という。)では、実用新案権の運用が改正されたこと、“常用漢字表”に係る内閣告示が改められたこと及び“法令における漢字使用等について”の内閣法制局の文書が改められたことに対応して軽微な改正を行った。

## 二 今回(2019年)の改正の趣旨

2008年の改正時には、“前回までの改正の趣旨及び経緯”に記載したとおり、ISO/IEC DIR 2を全面的に取り込む改正を行ったが、この内容は当時のISO/IEC DIR 2の第5版に対応したものであった。その後、ISO/IEC DIR 2は第6版(2011年)及び第7版(2016年)の改正が行われ、それに基づく国際規格も多く整備されてきた。近年、制定・改正しているJISの多くは、対応国際規格が存在しており、それらの国際規格との整合を意識しながら原案作成がなされてきているが、第7版のISO/IEC DIR 2に対応した国際規格を基礎としたJIS原案の作成に当たって、対応国際規格の様式に従うべきか、JISの様式に従うべきかといった混乱が生じてきていたため、最新の国際規格の様式に従ったJIS Z 8301の改正が望まれていた。また、原案作成団体から、2008年以降のJIS原案作成において、この規格の適用において種々の問題点の指摘もされていた。

このような状況を踏まえ、2016年から2か年の国の委託事業として、JSA内にJIS Z 8301改正原案作成委員会を設置し、最新のISO/IEC DIR 2を参考としてJIS Z 8301を改正することが決定された。この委託事業では、活発な審議によってJIS Z 8301の改正素案のまとめに取り組み、2018年以降も、JSAの自主事業として同原案作成委員会を継続し、最終的な改正原案の取りまとめを行った。

一方、ISO/IEC DIR 2は、2018年5月に第8版が発行されたため、これらの内容も参考として原案に取り込む対応を行った。

今回の改正では、“製品規格のまとめ方”

などの事例は、別途まとめた方が使いやすいことから、JSAが発行する“JIS原案作成のための手引”にまとめることとし、この規格から削除した。

## 三 審議中に特に問題となった事項

a) “normative”, “provision”及び“indispensable”の意味する範囲(3.3及び3.4) ISO/IEC DIR 2との対応から、この規格の用語及び定義をどのように定めるか議論し、次のように整理した。

(一) “normative”と“provision”

との関係について、element(要素)及びprovision(記述事項): JIS Z 8002の表現)の概念を次のように区分した。

— element(要素)は、normative(規定要素), informative(参考要素)などの構成要素。

— provision(記述事項)は、規定文書の内容を、statement(説明事項), instruction(指示事項⇨命令形), recommendation(推奨事項)又はrequirement(要求事項)の形で表現したもの。ただし、ISO/IEC DIR 2では、これらの区分が必ずしも明確に使い分けされていない

(normative⇨provisionとする表現あり)。議論において、ISO/IEC DIR 2ではprovisionは要求事項、説明事項など全てを含んでいるため、これに“規定”

という用語を適用するのは不適切であり、条件付きで使用するか、新しい表現を用いるかの

検討が必要ではないかとの意見が出された。審議の結果、“provision：規定”及び“statement：説明事項”を使うと、日本語でいう“規定”，“記述事項”，“説明事項”の区別が明確でなくなるため、これらの用語を使わずに“用語及び定義”を整理し、規格全体もこれに合わせて規定した。

(二) “indispensable”について、ISO事務局から、ISO/IEC DIR 2 の2016年及び2018年の改正では、“indispensable（欠くことができない）”

という単語は、規定上、分かりにくいため削除しているとの説明があった。ただし、注記（24.5）、注（26.5）、図の注記（28.5.4）及び表の注記（29.5）には用いられていた。旧規格では、“indispensable”を、例えば

“規格を利用するために不可欠な情報”

のように用いていたが、規格の構成要素で何が記載でき、何が不可なのかを明確に規定する必要があるため、旧規格の表現は用いず、

“注記には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない”のように、具体的に規定した。

b) 規格の構成要素における、記述事項の記載可・不可事項（箇条7）、並びに引用規格及び参考文献一覧への列記の可・不可事項（箇条15）

(一) 規格の構成要素のうち、注記及び本文の注について、旧規格の規定では

“規格を利用するために不可欠な情報を含めない”との規定とともに

“要求事項ではない規定事項は、注記としてもよい”

との規定もあり、推奨事項、許容事項などの記載の可否が問題となっていた。このため、これらの問題を含め、規格全体の構成要素に対して、どのような記述事項を適用できるとするかが議論となった。ISO/IEC DIR 2では、“注記がなくても利用できるものでなければならぬ”

といった規定がされており、この表記であっても分かりにくいとの指摘がされ、個々の規定要素ごとに記載してよい記述事項を議論の上、整理した（解説の箇条五・十の表3参照）。

(二) 規格の中で引用・参照している規格・規範文書を引用規格の箇条又は参考文献一覧のいずれに記載するかが議論となった。ISO/IEC DIR 2では、その規格に引用されることによつて、その一部又は全部が当該規格の要求事項を構成する規格・規範文書を引用規格の箇条に記載し、その他の引用・参照された規格・規範文書は、参考文献一覧に記載する規定としている。これまで、JISでは、本文で推奨事項、許容事項などの一部を構成している引用規格・規範文書については、ほぼ引用規格一覧に記載してきたことから、これまでどおりの運用と考える方が分かりやすいとの意見も出された。しかし、対応国際規格を基礎としたJISの作成に至り、要求事項を構成する規格・規範文書だけを引用規格の箇条に記載することを規定した（解説の箇条五・十八の表4参照）。

c) 併読規格（12.5.2）旧規格では、序文に“この規格は、JIS XXXX-1と併読する規格である。”といった記載がされた規格があり、ISO/IEC DIR 2ではまえがきの記載例に同様の文章が示されていることから、12.5.2（特定の文章）の細分箇条として“併読規格に関する事項”を設け、併読規格の例（例えば、“このJIS XXXX-3は、JIS XXXX-1と併読する規格である。”）を記載することを検討した。しかし、“併読規格”

という用語が分かりづらく、かつ、一般的な通則と子規格との関係において用いられているもの、引用規格には記載せず“置換”，“変更”，“追加”などの表記とともに親規格と併せて適用するものなどが混在していて、その定義を統一することが難しいため、規定しないことにした。

d) 対応国際規格を基礎とした JIS で、段落の文章を細別化する場合の対応の程度 (36・2 及び 36・3) 対応国際規格を基礎として JIS を作成する場合，“一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすくするため細別として記載することがあり、これが国際規格との整合性から修正 (MOD) に当たるか否か、議論になった。ISO/IEC Guide 21-1 の 4.2 の注記として、“文書のレイアウトの変更 (例えば、ページ付け、書体の種類及び書体の大きさ) は、特に電子環境では、対応の程度を左右しない。”との記載があるため、“細別化は、文書のレイアウトの変更とみなしてよいのではないか”との意見が出された。また、“ISO/IEC Guide 21-1 にはないものを規定すべきではなく、細別化については解説又は JIS 原案作成のための手引 (以下、手引という。) に記載すべきである”、及び“JIS Z 8301 であり細かくルール化すると使用者の理解が得にくくなるため、解説又は手引に記載して運用した方がよい”との意見が出された。しかし、一つの段落に多くの事項が規定されていると理解しづらく、細別化は単に分かりやすくするだけの変更であることから、解説又は手引ではなく、36・2 k) に、細別化する場合も、対応国際規格の技術的内容の変更には当たらないことを規定した。また、36・3 に、このように細別化する場合に用いる細別符号は、“—”又は“・”とすることを規定した。

#### 四 主な改正点

今回の改正の主な改正点を、表 1 に示す。

表 1 ー 主な改正点

該当簡条・簡条題名など	主な改正内容
全体構成	ISO/IEC DIR 2 に合わせた構成に変更した。
7・2 要求事項	“用字・用語の表記”，“製品規格のまとめ方”などの事例は，“JIS 原案作成のための手引”に移し、この規格は規定事項を中心にまとめた。
7・3 推奨事項	読みやすさ、対応国際規格との対比のしやすさなどから、段落ごとに行間を空けた表記とした。
7・4 許容事項	動詞の終止形の場合の表現形式として，“…を行う。”及び“…を試験する。”を追加した。
7・5 可能性・能力事項	文末で、推奨を示す表現形式として，“…すべきである。”及び“…すべきでない。”は、用いないことを規定した。また，“べき”は，“…すべき事項”のように、要求事項として名詞を修飾するときだけに用いることを規定した。
7・5 可能性・能力事項	許容を示す表現形式として，“…できる”及び“…できない”は、用いないことを規定した。 可能性・能力事項を示す表現形式として、従来，“…できる”及び“…できない”を用いていたが、可能性・能力事項を適切に示す次の表現形式を用いることを規定した。ただし、能力事項を表す場合、文の途中では用いてもよいことを規定した。 可能性・能力：“…可能性がある。”，“…場合がある。”，“…ことがある。”，“…可能である。”，“…能力がある。” 不可能：“…可能性がない。”，“…場合がない。”，“…ことがない。”，“…不可能である。”，“…能力がない。”

	該当箇条・ 箇条題名など	主な改正内容
7・6	外部の制約	国際規格での英語 “ must ” に対応するものとして、外部の制約の表現形式（ “ … に従わなければならないとされている。 ” など）を新規に規定した。
9・3・2	範囲による表示方	許容差、範囲などを示す場合、紛らわしくない場合でも、基本的に全ての数値の後に単位記号を表記することを規定した。
10・5	西暦年を付記する規格・規範文書	対応国際規格の中で引用している国際規格に追補が発行されている場合の、 ISO 規格及び IEC 規格の場合の記載方法を例示した。
10・6	当該規格内での引用・参照の示し方	<p>当該規格内で細別を引用する場合、次のように、細別符号の前に “ の ” を付けても付けなくてもよいことを示した。 “ 5・1・1 の b) に規定する… ” 又は “ 5・1・1 b) に規定する… ”</p> <p>ページ番号による引用・参照を行わないこと、及び “ 以下の箇条 ” , “ 上記の図 ” などの不明確な引用・参照をしてはならないことを規定した。</p>
12	まえがき	<p>12・5・1 工業標準化法から産業標準化法への改正に伴い、定型文を変更した。</p> <p>12・5・2・1 規格が部編成の場合には、規格群の名称並びに各部の番号及び名称を必ず表記していたが、必ずしも記載しなくてもよいことに変更した。</p>
13	序文	対応国際規格がない場合は、通常、序文を記載しないことを規定した。
14	適用範囲	<p>14・1 適用範囲は、規格の名称の単なる繰返しとはしないことが望ましいと規定した。</p> <p>14・2 適用範囲には、要求事項のほか、推奨事項及び許容事項を含めてはならないことを規定した。</p> <p>14・5 適用する範囲を記載する場合、 “ この規格は、…に適用できる。 ” という表現形式は使用せず、 “ この規格は…に適用する。 ” , “ この規格は、…に適用可能である。 ” 又は “ この規格は、…にも適用可能である。 ” という表現形式を用いることを規定した。</p>
15	引用規格	<p>14・5 対応国際規格を基礎として用いた場合に、対応国際規格に amendment などが発行されている場合の例及び対応国際規格が複数ある場合の例を記載した。</p> <p>15・3 引用規格がない場合も必ず “ 引用規格 ” の箇条を起こす（必須要素）ことを規定した。</p> <p>15・5・2・1 引用規格がない場合、 “ この規格には、引用規格はない。 ” と記載することを規定した。</p> <p>15・5・2・2 対応国際規格を基礎として作成する JIS の場合、引用国際規格を JIS に置き換える場合に記載する注記の “ 対応国際規格 ” の情報は必要に応じて記載し（すなわち、対応国際規格の引用規格の情報も必ずしも記載する必要はない。）、記載する場合には、 “ 対応国際規格における引用規格 ” と表記して記載することを規定した。また、引用規格の注記の対応の程度を表す記号は記載しないことを示した。</p> <p>15・5・2・4 対応国際規格が IEC 規格の JIS の場合、引用規格は、 ISO 規格の前に IEC 規格を記載することを規定した。</p> <p>15・5・3 従来、規定として本文内で引用した規格は全て引用規格の箇条に列記していたが、要求事項の一部又は全部として引用する規格だけを引用規格に記載し、要求事項以外の推奨事項、許容事項などの一部又は全部として引用する規格は参考文献一覧に記載することを規定した。</p>
16	用語及び定義	<p>16・3 定義する用語がない場合も必ず “ 用語及び定義 ” の箇条を起こす（必須要素）ことを規定した。</p> <p>16・5・1 用語及び定義の箇条は、一つの規格で 1 か所だけとすることを規定した。</p> <p>16・5・3 当該規格で特定の用語を定義し、かつ、他の規格から用語の定義を引用して適用する場合の定型文を、次のとおりに変更した。 “ この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、 JIS X XXXX による。 ”</p>

該当箇条・ 箇条題名など	主な改正内容
20 附属書 参考文献一覧	<p>”附属書は、通常、本体で引用している順番に記載する。” という規定を削除した。</p> <p>参考文献一覧には、本文などで推奨事項、許容事項、可能性・能力事項、外部の制約又は補足事項として引用・参照した規格・規範文書、参考文献などをリストとして記載することを規定した。</p>
21 参考文献一覧 箇条及び細分箇条	<p>”注釈” とすることを規定した。</p> <p>16・5・9 用語及び定義などで他の規格で規定する用語を転載して記載する場合などは、 “出典” と表記して記載することを規定し、その記載例を示した。</p>
22 細別	<p>”注” を省略していたが、全てに “注” を表記することに変更した。</p> <p>1か所に複数の注を連続して記載する場合、これまで、二つ目以降は上付きの符号だけを表記し “注” を省略していたが、全てに “注” を表記することに変更した。</p>
23 注記	<p>24・5、25・5及び26・5 従来は、注記、例及び注には、“要求事項又は規格を利用するために不可欠な情報を含めない” という曖昧な規定であったが、“要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない” と明確に規定した。</p>
24 注記	<p>27・5 式などに用いる記号を説明する場合、前置きの用語として “ここに” を用いていたが、“ここで” を用いることに変更し、その例を示した。</p>
25 注	<p>28・3・1及び29・3 図・表が複数のページにわたる場合、全てのページの図・表に対して順に “(1/#)”、“(2/#)” のように付記する方法でもよいこと、及び2ページ目以降は題名を省略してもよいことを追加規定した。</p>
26 注	<p>28・5・3及び29・5・6 図・表に記載された記号は、“記号説明” と表記して説明することを規定した。</p>
27 式	<p>28・5・5及び29・5・5 複数の注を記載する場合、これまで、二つ目以降は上付きの符号だけを表記し “注” を省略していたが、全てに “注” を表記することに変更した。</p>
28 図	<p>36・2 対応国際規格を基礎として規格を作成する場合に許容される編集上の変更（技術的内容の変更に当たらない。）として、次の3 点を追加した。</p>
29 表	<p>対応国際規格の “Footnote” を “注” として記載する。</p> <p>対応国際規格では一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすく細別として記載する。</p>
36 対応国際規格を基礎にして JIS を作成する場合の特別の補足事項	<p>36・3 対応国際規格で一つの段落に記載された内容を、理解を助けるために細別として記載することは対応国際規格の構成の変更には該当しないこと（IDT となる）、及びこの場合の細別符号は、“1” 又は “.” を用いることを明記した。</p> <p>36・4 及び36・5 JIS 独自の箇条などの追加で、細別、注記、注及び注釈を独自に追加する場合には、一連の番号又は記号によつて記載することを明記した。</p> <p>36・4 及び36・5 JIS 独自に追加した箇条・細分箇条・図・表・附属書について、序文で独自に追加したものであることを明記した場合には、該当箇所に点線の下線又は側線を施す必要がないことを明記した。</p>
E 書属附 まえがき及び序文の記載例	<p>工業標準化法から産業標準化法への改正に伴い、定型文の記載例を追加・変更した。</p>
属附 JIS と対応国際規格との対比	<p>A4 横から A4 縦の様式に変更し、記載内容も合理化した様式に変更した。</p>

該当箇条・ 箇条題名など	主な改正内容
G 書 表の様式及び記 載方法	
H 書 文章の書き方 並びに用字、用 語、記述符号及 び数字	<p>— H・1 規定文は、能動態を基本とするが、不自然な場合は受動態としてもよいことを明記した。</p> <p>— H・3・2・9 “なお” で始まる文章は、必ずしも改行しなくてよく、文意及び規格の区分けである段落を考慮して判断することを明記した。</p> <p>— H・3・2・10 “規定” 及び “指定” の用い方を明記した。</p> <p>— H・4・7 括弧は、補足、注釈などに用いると限定されていたが、括弧の前に記載した事項に対する条件、選択、限定、補足などを表す場合に用いてもよいことを規定した。また、角括弧 “〔 〕” を用いている部分を更に括弧でくくる必要がある場合は、亀甲括弧 “〔 〕” を用いることを規定した。</p> <p>— H・6 外来語表記の語尾の長音符号を省く場合の原則についての表を削除した。</p>
I 書 追補	<p>”二つ以上の技術的内容の改正を行う場合には、追補で改正しない” とする規定を削除した。</p>
J 書 JIS の規格票 の体裁	<p>J・1・4 具体的な箇条番号を他の箇所でも引用・参照する場合の “箇条” の文字を太字とすることに変更した。</p>

## 五 構成要素について

### 五・一 全体

この規格の構成は、今回、ISO/IEC DIR 2:2018 に倣った構成とした。当初、旧規格に合わせ

る方が利用者にとって理解しやすいとの意見もあったが、今後のこの規格の改正作業及びISO/IEC DIR 2との対比の容易性を重視し、構成をできるだけこれに合わせた。この構成の特徴は、規格を構成する “名称” ， “まえがき” ， “序文” などの要素別に、各種属性（ “規定又は参考” ， “必須、条件付き又は選択” ， “付番及び区分け” など）を記載し、各構成要素を記載する上で理解がしやすい内容としている。

一方、今回の改正審議中（2018年5月）に、工業標準化法が改正され、新たに産業標準化法となった。同法が施行された2019年7月以降は、日本産業規格（JIS）となることから、まえがき、序文などの内容が従来と異なる記載となる（例えば、“工業標準化法” が “産業標準化法” に変わる）。このため、今回の改正では、産業標準化法の施行後のまえがき及び序文の記載例に改めた。

### 五・二 目次

この規格の目次を、ISO/IEC DIR 2のように章立てとした方が全体構成が一目で理解しやすいとの意見があった。しかし、JISでは章立てとする記載を認めておらず、この規格で章立てすると他のJISでも同様な記載が行われる懸念があることから、章立ては採用しなかった。ただし、この規格の全体構成を理解しやすいように、章に相当する区分けと箇条との関係を、表2に示す。

表 2-1 JIS Z 8301 の本体の構成

章に相当する区分け	
JIS Z 8301 への適用事項	1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義
一般原則	4 規格の目的 5 一般原則 6 主題及び規格の区分け 7 記述事項の表現形式 8 用字，用語及び略語 9 数値，量，単位及び記号 10 引用・参照
規格の構成	11 名称 12 まえがき 13 序文 14 適用範囲 15 引用規格 16 用語及び定義 17 記号及び略語 18 測定方法及び試験方法 19 表示，包装及び添付文書 20 附属書 21 参考文献一覧
主題の区分け，及び情報提供のための項目	22 簡条及び細分簡条 23 細別 24 注記 25 例 26 注 27 式 28 図 29 表
方針	30 特許権など 31 商標名及び商標の使用 32 著作権 33 適合性評価 34 品質マネジメントシステム，信頼性及び抜取検査 35 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方 36 対応国際規格を基礎にして JIS を作成する場合の特別の補足事項 37 追補 38 規格票の大きさ及び体裁
その他	

### 五・三 序文

対応国際規格を基礎としていない規格では，通常，序文は記載しないと規定した（13・3）ため，この規格で序文は設けなかった。

### 五・四 適用範囲(簡条1)

工業標準化法の改正に伴い，適用する規格の名称を “日本産業規格（JIS）” とした。また，規格の対象を “日本産業規格（JIS）など” とし，JIS 以外の規格にも適用可能であることを示した。規定する内容・項目については，旧規格で表記していた “構成要素”

及び “体裁” という用語は、改正した内容、用語の定義（3・3）などの関連から削除し、単に “規格票の構成及び規格の作成方法” とした。

## 五・五 引用規格(箇条2)

附属書Hなどで引用している “送り仮名の付け方” の内閣告示などについて、引用規格として記載すべき規範文書類ではないかとの議論がなされた。本来、JISでは “法規類を要求事項、推奨事項又は許容事項の一部として引用してはならない” と規定している「箇条4のg」が、この規格は、国家の技術基準を定める規格の作成方法を規定するため、公文書の作成要領などに従う必要がある。したがって、この規格では特例として内閣告示などを引用するが、他のJISで同様な処置が行われることを避けるため、内閣告示などの文書名を引用規格の一覧には記載せず、参考文献一覧に記載した。

## 五・六 用語及び定義(箇条3)

規定する用語を大きく五つに分類した。ただし、旧規格に対して、次の用語を削除した。

- ― JIS Z 8002 に定義されている規格の種類に関する用語（ “基本規格” ， “製品規格” など）
  - ― 今回の改正によって用いなくなった用語（ “参考的要素” など）
  - ― 他の箇条の規定内容から必要ないと判断された用語（ “箇条” ）
  - ― 国際規格で運用されている特殊な用語（ “技術的正誤票” ）
- また、次の用語を新たに定義した。

- ― 今回改正した内容によって、明らかにした方がよいと判断された用語（ “規格” ， “段落” ）
- ― 新たに用いられた用語（ “注釈” ）
- ― 旧規格にも類似の表記はあるが、定義がされていなかった用語（ “参考要素” ， “条件付き要素” ， “許容事項” ， “可能性・能力事項” ， “外部の制約” ， “補足事項” ）

今回の改正で、 “用語及び定義”

で何らかの補足情報を説明するために用いていた用語は、これまでの “注記” に替えて “注釈” とした。これは、ISO/IEC DIR 2で “note” ではなく “note to entry” としていることに対応させたものである。 “注釈” には、要求事項、推奨事項及び許容事項を記載してもよい点が、 “注記” 及び本文で用いる “注” と大きく異なる（16・5・8及び解説の箇条五・十の表3参照）。

他の規格で規定されている用語及び定義を繰り返し返して規定する場合には、括弧内に “出典” と表記してその内容を記載する例を示した（3・1・1及び3・1・3参照）。引用元が用語規格などである場合には、出典元の利用番号を表記するが、 “番号 3・2・1・1” などとあえて “番号” と表記しなくても分かる場合には、省略してよいことを例示した。

## 五・七 規格の目的(箇条4)

旧規格の箇条4の一般原則を、ISO/IEC DIR 2に合わせ、 “規格の目的” と “一般原則 ( 箇条5) ” とに書き分けた。旧規格の4.1(一般的な条件)では、対応国際規格がある場合及びこれを基礎とした場合に関する規定をしていたが、分かりやすさを考慮して、これらを “対応国際規格を基礎にして JISを作成する場合の特別の補足事項 ( 箇条36) ” の36.1(一般)に移動して規定した。

また、旧規格の6.3.4(要求事項)にあった契約に関する要求事項、及び旧規格の6.6.7.3(規格の引用・参照)で規定していた法規に関する規定も、まとめて箇条4に規定した。その法規に関する規定については、箇条4のgで、 “法規を法規名、条項番号などで直接引用して要求事項、推奨事項又は許容事項の一部としてはならない” と規定した。これは、法規は、JISに同様の規定があるか否かにかかわらず強制力をもつものであることから、また、産業標準化法第69条の日本産業規格の尊重規定によって、JISを各法規に引用してもらおう意味から、直接引用するのが望ましくないためである。やむを得ず法規内容を規定する必要がある場合には、該当箇所の内容をそのまま規定することとなる。

## 五・八 一般原則(箇条5)

5.1(計画及び準備)、5.2(目的志向の手法)及び5.4(検証可能性)は、今回、新たに追加した。これらは、規格を遅滞なく整備するための準備の重要性、規格の目的に応じた特性の選択及びその標準化の重要性、並びに客観的に検証可能な要求事項を規定することの重要性を示している。

- 5.3(性能規定の原則)及び5.5(一貫性)は、旧規格の4.3(一様性)及び4.4(規格の一貫性)をまとめて規定したものであり、内容にはほとんど変更はない。
- 5.6(重複規定及び不必要な類似規定の回避)は、旧規格の6.3.6(試験方法)及びD.1.4(重複及び矛盾の回避)の規定をまとめたもので、内容にはほとんど変更はない。また、この規格の5.7(特性を定量値で規定することが難しい場合の措置)も、旧規格のL.4(性能)、L.8(外観及び官能特性)及びL.11(検査方法)をまとめて規定したものであり、内容にはほとんど変更はない。

## 五・九 主題及び規格の区分(箇条6)

6.1(一般)の表1(主題及び規格の区分け)において、ISO/IEC DIR 2に合わせ、旧規格の表1(規格の区分の名称)にあった “細別 (list) ” を削除した。これは、 “細別” は段落に含まれる内容をリスト(細別)化したもので、区分けの対象ではないからである。

6.4(規格の構成要素)では、旧規格の6.3の “技術的規定要素” などの要素の区分を削除し、表2(規格の構成要素及び記載順序)に、その要素が規定要素又は参考要素のいずれであるかの区別、及び必須要素、選択要素又は条件付き要素のいずれであるかの区分けを規定した。旧規格では、 “序文”

は選択要素として示されていたが、対応国際規格がある場合には必須要素となることから、 “選択要素又は必須要素” とした。また、 “引用規格” 及び “用語及び定義” については、旧規格では選択要素であったが、ISO/IEC DIR 2に合わせ、具体的に引用規格

がない場合又は定義すべき用語がない場合であってもこれらの箇条を設けることを規定し（15・3及び16・3参照）、いずれも必須要素とした。

また、表2の“規格の構成要素”の項目は、ISO/IEC DIR 2に合わせたが、これに“目次”及び“索引”を追加した。目次については、解説の5・42で説明する。索引については、旧規格では5・2・

8に規定していたが、この規格では、これを規定する箇条（又は細分箇条）は設けずに、表2において、必要な場合に索引を設けることを規定した。“索引”

の箇条（又は細分箇条）を設けなかったのは、この規格自身の構成要素をISO/IEC DIR 2に合わせたためである。なお、索引の規定内容（参考要素及び選択要素）は、

“用語規格で、各用語の五十音順の索引を作成するのがよい”（F・1・3）ことなどに対応している。

## 五・十 記述事項の表現形(箇条7)

旧規格の附属書Hで規定していた規定を表す言葉の表現形式について、ISO/IEC DIR 2に合わせて、表現の区分ごとに区分けして規定した。

要求事項の表現形式(表3)として、文章の末尾に“…する。”

が以前から用いられている。旧規格の審議の際にも、この末尾は、単なる情報としての記述の末尾にも使われていて、要求事項の表現と明確に区別ができないので、この末尾を禁止するか、

“文章の末尾で明確に区別しなければならぬ”

という規定そのものを見直すべきである、との意見が出された。今回の改正においても同様の議論がされたが、これに対し、次のような反論が多数の委員によって支持され、現行どおりとした。

― “…する”

が、命令(要求)を意味する文末の動詞の終止形全部を指すことは規格作成の常識ともいえることであり、このような命令形を用いない意味的命令文は、これまで多用されている

― これら全てを“…(し)なければならぬ”

と言い換えれば、規格票の読みやすさを損ねてしまう

― 厳密にいうと問題があるのかもしれないが、末尾で区別するとの規定を変更すると、規格票の文章の乱れを正すことが不可能になる

また、要求事項を示す表現形式として、“…ものとする”及び“…こととする”

の表現は、要求事項か推奨事項か曖昧であるため、それぞれ“物”又は“者”

を規定する場合及び“事柄”を規定する場合を除いて、用いてはならないことを規定した(表3)。

旧規格の表H・1で、推奨事項の表現として用いることを禁じていた“…すべきである”及び

“…すべきでない”

は、要求事項と誤解されることから、引き続き、推奨事項の表現としてこれらを文末で用いることを禁止した(表4)。なお、“すべき”の使用を全面的に禁止してはどうかとの意見も出されたが、“すべき事項”

のように、名詞を修飾する場合に用いられる場合には誤解のおそれもないと考えられることから、用いてよいとした。

旧規格では、表 H・1 で、“できる” 及び “できない” を、それぞれ “可能” 及び “不可能” を示す表現形式として規定していた。しかし、これらの表現は、實際上、許容事項を示す表現としても用いられることがあり、混乱を生じる場合があった。そこで今回の改正では、許容事項としての “できる” 及び “できない” の使用を禁止し（表 5）、可能性・能力事項として用いる場合でも文末での使用を禁止した（表 6）。したがって、これらの表現を用いてよいのは、文の途中で能力事項を表す場合に限られる（表 6）。また、特に、適用範囲の規定で、“…に適用できる。” 及び “…に適用できない。” の表現が用いられてきたが、今後、このような表記はしないことを規定した（14・5 も参照）。

7.

6（外部の制約）では、法規などで定められた規則、義務などが規格の要求事項の一部と誤解されないよう、“…に従わなければならないとされている。” のように、参考情報の記載の表現形式を用いるよう新たに規定した。

表 3 に、規格の構成要素（まえがき、序文など）ごとに、記述事項（要求事項、推奨事項など）が記載可、条件付き記載可、記載不可のいずれであるかを、旧規格、この規格及び ISO / IEC DIR 2 を比較して示す。なお、この表には、“図・表” についても比較を示した。

注記引用規格の箇条又は参考文献一覧に列記する規格・規範文書、参考文献などと、それらが構成する記述事項との関係については、解説の箇条五・十八の表 4 に示す。

表 3 一 規格の各構成要素における、記述事項などの記載可・不可

規格の構成要素	規格の別		適用範囲	序文	まえがき		
	要求事項	推奨事項					
規格の別	要求事項	推奨事項	許容事項	可能性・能力事項	外部の制約	補足・説明	図・表
JIS Z 8301:2011	×	×	○	○	○	○	×
JIS Z 8301:2019	×	×	×	○	○	○	○
Directive	×	×	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	×	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	×	×	×	○	○	○	○
Directive	×	×	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							
JIS Z 8301:2011	○	○	○	○	○	○	○
JIS Z 8301:2019	○	○	○	○	○	○	○
Directive	○	○	○	○	○	○	○
Part 2							

例			図・表の注			本文の注			注記			注釈			参考文献一覧			引用規格			附属書(参考)			規格の構成要素									
8301Z	JIS Z	Part	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Part	規格の別	要求事項	推奨事項	許容事項	可能性・能力事項	外部の制約	補足・説明	図・表	
8301Z	JIS Z	2	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	Directive	JIS Z	JIS Z	2	Part	規格の別	要求事項	推奨事項	許容事項	可能性・能力事項	外部の制約	補足・説明	図・表
2019	2011		⊕	⊙	⊙	⊗	⊗	△ <sub>e</sub>	⊗	⊗	△ <sub>e</sub>	⊗	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	△ <sub>e</sub>								
×	×		⊕	⊙	⊙	⊗	⊗	△ <sub>e</sub>	⊗	⊗	△ <sub>e</sub>	⊗	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	△ <sub>e</sub>									
×	×		⊙	⊙	⊙	×	×	△ <sub>e</sub>	×	×	△ <sub>e</sub>	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	×	×	×	×	×	×	△ <sub>e</sub>									
⊙	⊙		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	×	×	×	×	×	×	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
⊙	⊙		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	×	×	×	×	×	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
⊙	⊙		△ <sub>e</sub>	△ <sub>e</sub>	△ <sub>e</sub>	×	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	

規格の構成要素		規格の別	要求事項	推奨事項	許容事項	可能性・能力事項	外部の制約	補足・説明	図・表
記号説明	2 Part	Directive,			×	○	○	○	○
○： 記載可 △： 条件付き記載可 ×： 記載不可 ー： 該当なし 太字の記号： JIS Z 8301:2011 から JIS Z 8301:2019 への主要な変更事項 注記： “Directives, Part 2” は, ISO/IEC DIR 2:2018 を示す。 注 <sup>㉔</sup> 附属書(参考)の中で要求事項, 推奨事項及び許容事項の表現は使用できるが, 附属書(参考)を適用する場合, これらは参考要素であることを意味する(20.2 参照)。 注 <sup>㉕</sup> 引用・参照する国際規格を JIS に置き換えたときなどに記載する “注記” などが該当する。 注 <sup>㉖</sup> “注記” として記載していた。 注 <sup>㉗</sup> JIS Z 8301:2011 では “規格に必要不可欠な事項を含めない” と規定しているが, 必要不可欠な事項に推奨事項及び許容事項が含まれるか否か, 個別に判断がなされていた。 注 <sup>㉘</sup> 表の中の表, 及び図の注の中の図: × 表の注の中の図, 及び図の注の中の表: ○									

### 五・十一 用字, 用語及び略稱条(8)

旧規格の 6.6 (共通の規則及び要素) の中の 6.6.1 (表現形式) を, この規格では 8.4 (規格の表現形式) に規定し, 旧規格の 6.6.2 (略語及び組織の名称・略称) を, この規格では 8.2 (組織の名称及び略称) 及び 8.3 (略語) に規定した。

### 五・十二 数値, 量, 単位及び記号条(9)

今回の改正で, 旧規格の 6.6.8 (数値・量記号・単位記号・式) 及び附属書 I に対し, 9.3.5 (選択値) 及び 9.3.6 (化学分析の数値の表し方) を追加した。9.3.5 は, ISO/IEC DIR 2 に合わせたもので, 目的に応じて特定の数値又は一連の数値を選択することを規定してもよいとする内容である。また, 9.3.6 は, 化学分析の数値の表し方が特有であることから, 追加したものである。

9.3.3 (許容差による表し方) の例 1 で, “ $80\mu\text{F} \pm 2\mu\text{F}$  又は  $(80 \pm 2)\mu\text{F}$ ” の表記例を示した。旧規格の I.1.3 a) の例 1 では, この例示の後に, “紛らわしくない場合には,  $80 \pm 2\mu\text{F}$ ” としてもよい。” と記載していたが, 紛らわしくない場合でも国際規格と同様, 基本的に全ての数値には単位記号を表記することを規定し, この記載を削除した。

数値の丸め方(9.3.4) について, JIS Z 8401 の規則 A と規則 B (四捨五入) との扱いに関して議論されたが, JIS Z 8401 が改正されることになったため, 旧規格どおり “JIS Z 8401 による” とした。

五・十三 引用・参照簡条<sup>10</sup>

今回の改正では、ISO/IEC DIR 2 に合わせ、引用してよい文書及び参照してよい文書を明確にした(10・2)。

引用してよい文書は、JIS 及び国際規格以外に、“国際規格に準じる規範文書” とした(10・2・1)。  
1) が、規範文書とは、行動又は成果に関する国家的又は国際的な規則、指針、特性などを決めた文書のことであって、一般に入手可能であることが必要である。例えば、  
ISO/IEC Directives, ISO/IEC Guide などがある。

対応国際規格の中で引用されている国際規格・規範文書については、これまでの事例を踏まえ、場合分けを行って、引用してよい文書を規定した(10・2・1・2)。なお、審議において、対応国際規格で、DIS 又は CDV を引用している場合、国際規格どおりとするときには認められるが、対応国際規格がないときには引用はしないことを確認した。また、JIS 原案についても、これまでどおり引用規格の対象にはならない。

10・3・1 以下で表記している“引用する規格”は、“引用規格”とは異なる意味であることに注意を要する。”引用規格”は、3・5・1 で定義されているように、当該規格で要求事項を構成するために引用される規格(JIS 及び国際規格)及び規範文書であるが、“引用する規格・規範文書”には、推奨事項・許容事項を規定するために引用される規格・規範文書も含まれている。また、“引用する規格”には規範文書が含まれないが、“引用規格”には規範文書が含まれることにも注意する必要がある。

10・4 (西暦年を付記しない規格・規範文書)では、引用する規格・規範文書に西暦年を付記しない場合の考え方を明確にした。

10・5 (西暦年を付記する規格・規範文書)では、引用・参照する国際規格に追補(amendment)が発行されている場合には、“+Am d 1:2019”などと

“+”を用いることを例示した。なお、JIS に追補が発効されている場合の記載方法についても明記した。また、JIS が同じ年に2度改正された場合には改正年(西暦年)に加えて“R”の記号を記載しているが、国際規格が同じ年に2度発行された場合には、実態に合わせて発行年に加えて発行月を表記することを規定した。

10・6 (当該規格内での引用・参照の示し方)では、ISO/IEC DIR 2 に合わせ、引用・参照はページ番号によって行わないことを規定した。

他の規格を引用・参照する場合に、“JIS X XXXX に規定する○○”などと能動態で表記するか、受動態で表記するかが議論された。この規格では、受動態の表記に統一して一様性を図ったが、能動態の表記を否定するものではない。ただし、一つの規格の中では一様性を保つことを、この規格自身の表記で示している(例えば、附属書Bの前置き文及び表B・1の番号17参照)。

## 五・十四 名称(箇条1)

旧規格では、B・1に、名称の要素を“前置き要素”、“主題要素”及び“補完要素”の三つに区分けして規定していた。今回の改正で、“主題要素”を“主要素”とした(11・4)が、これは“主題”が箇条6など他の箇所でもより広い概念で用いられており、誤解を避けるためである。

11・5・2の最後の段落で、“指針という意味でガイドという表現は、用いない。”と規定したのは、ISO/IECのGuideとの混乱を避けるためである。

## 五・十五 まえがき(箇条12)

まえがきに記載する項目(12・1)に“JIS マーク表示認証の経過措置”

を入れることを検討したが、“規格票の様式に係る事項ではないため、JIS Z 8301では規定せず削除すべきである”との意見が出された。本委員会での検討で、“経過措置の件については原案作成の段階で検討すべきであるが、これが難しい場合もあるため、JIS等原案作成マニュアルに記載することで対応してもらおうのがよい”との提案があり、その後、JIS等原案作成マニュアルの“4・原案作成に当たっての留意点”に経過措置について記載されたため、この規格には規定しなかった。

12・5・1(定型文)では、工業標準化法の改正に基づき、“工業標準化法”を

“産業標準化法”に、“日本工業規格”を“日本産業規格”にするなど、文例を改正して記載した。

旧規格では、6・1・3に、“まえがきには、要求事項、推奨事項、図及び表を含めてはならない”と規定していたが、図及び表については、ISO/IEC DIR 2にも記載がなく、含めてはならないとする理由も特にないため、削除した(解説表3も参照)。

当該規格が部編成の場合のまえがきについて、旧規格では、6・1・3 e)に、

“各部の規格の名称の補完要素を記載する”と規定していたが、今回、12・5・2・1に、“規格群の名称並びに各部の番号及び名称を表記してもよい。”

と規定し、許容事項に変更した。これは、まえがきに記載しなくても、他(日本産業標準調査会のホームページなど)から情報を得られるためである。

## 五・十六 序文(箇条13)

13・1に、“必要がない対応国際規格の序文は、その全て又は一部を翻訳して付ける必要はない。”

と規定した。これは、対応国際規格の序文は、その内容を見て、当該規格として記載が必要な場合には序文に記載してもよいし、解説として記載してもよいとの考えに基づいている。

13・3に、“対応国際規格を基礎としない場合には、選択要素となり、通常、序文は記載しない。”と明記した。これは、旧規格に、序文の記載例としてC・2の例7に、“対応国際規格のないJISの改正の場合”の例があったことよって、序文を作成する必要があると誤解された事例があったためであり、“通常、記載しない”ことを強調した。

### 五・十七 適用範囲(箇条14)

旧規格では、6・2・2 a)に、  
 “適用範囲は、規格の名称の単なる繰返しであってはならない。”と規定していた。 ISO / IEC DIR 2にはその規定がないため削除すべき文章であるとの意見もあったことから、14・1に、“…規格の名称の単なる繰返しとはしないことが望ましい。”と、推奨事項として規定した。

旧規格では、6・2・2 e)に、規格を適用する範囲については、  
 “この規格は、…に適用できる。”

と表記することを規定していた。しかし、今回の改正で、文末に“できる”

は用いないことを規定した(表5及び表6 参照)ため、14・5(第1段落)に、“この規格は、…に適用する。”、“この規格は、…にも適用可能である。”

などのように表現することを規定した。なお、この規定は、14・2に規定する、適用範囲に含めてはならない要求事項などには該当しないことを、14・5の注記で明記した。

対応国際規格を基礎とした場合の適用範囲の注記について、対応国際規格に追

補(amendment)などが発行されている場合は、対応の程度の評価に追

補(amendment)を含めるか否かも重要であるため、14・5(第3段落)に、“対応国際規格に追補(amendment)などが発行されており、これも含めた場合には、追

補(amendment)などの番号及び発行年を付記する。”を追加した。

### 五・十八 引用規格(箇条15)

15・1に、“引用規格の箇条には、当該規格に引用されることによって、その一部又は全部が当該規格の要求事項を構成する JIS 並びに国際規格及びこれに準じる規範文書を、情報として列記する。”と規定した。旧規格では、6・2・3に、“その規格の規定の一部を構成するために必要な JIS, 国際規格又はこれらに準じる規範文書を引用規格として列記する。”

と、やや曖昧な規定となっていたため、推奨事項、許容事項及び可能性・能力事項を構成するために引用・参照した規格・規範文書などは、引用規格の箇条に列記するか、参考文献一覧に列記するかは、個別の判断によって書き分けられていた。しかし、今回、ISO / IEC DIR 2 に合わせ、引用規格の箇条に列記する規格・規範文書は、要求事項を構成するために引用するものに限定した。それに応じて、推奨事項、許容事項などとして引用する規格・規範文書は、参考文献一覧に列記することを規定した(15・5・3)。すなわち、引用規格の箇条に記載してよいのは、本体及び附属書(規定)で要求事項を構成するために引用している規格・規範文書だけである。これら記載の可・不可についての比較を、表4に示す。なお、附属書(参考)で要求事項の表現を用いて参照されている規格は、引用規格の箇条に記載してはならず、このことは、20・2(第3段落)に、“参考の附属書の中で、誤解が生じない限り、要求事項、推奨事項及び許容事項の表現を使用してもよい。ただし、規格を適用する場合、当該附属書は参考要素とみなす。”と規定していることにも対応している。

表4 一 引用・参照する規格・規範文書、参考文献などがいずれの記述事項の一部を構成しているかによる、引用規格の箇条又は参考文献一覧への列記の可・不可の別

引用規格	規格の別 構成要素	引用・参照する規格・規範文書、参考文献などの引用規格の箇条又は参考文献一覧への列記の可否						
		要求事項	推奨事項	許容事項	可能性・能力事項	外部の制約		
JIS Z 8301:2011	○	△ <sub>e</sub>	△ <sub>e</sub>	△ <sub>e</sub>	×	×	補足・説明	凶・表

規格の構成要素	規格の別		引用・参照する規格・規範文書、参考文献などの引用規格の簡条又は参考文献一覧への列記の可否					
	要求事項	推奨事項	許容事項	可能性・能力事項	外部の制約	補足・説明	図・表	
参考文献一覧	JIS Z 8301:2019	○	×	×	×	×	×	
Part Directives	△ <sub>EVes</sub>	×	×	×	×	×	×	
JIS Z 8301:2011	×	△ <sub>(e)</sub>	△ <sub>(e)</sub>	△ <sub>(e)</sub>	○	○	○	
JIS Z 8301:2019	×	○	○	○	○	○	○	
Part Directives	△ <sub>EVes</sub>	○	○	○	○	○	○	
Part	2							

記号説明

- ： 記載可
- △： 条件付き記載可
- ×
- ： 記載不可
- ： 該当なし

太字の記号： JIS Z 8301:2011からJIS Z 8301:2019への主要な変更事項

注記： “Directives, Part 2” は、ISO/IEC DIR 2:2018 を示す。

注<sub>g</sub> いずれに記載するか、個別に判断がなされていた。

注<sub>d</sub> 通常、要求事項は引用規格とするが、ISO のモデル規格(Rice Model)では、要求事項であっても参考文献としている場合がある(使用する測定器を規格番号で規定している場合など)。

引用規格の簡条は、ISO/IEC DIR 2に合わせて必須要素とし、引用規格がない場合でも簡条を設けることを規定した(15.3)。これは、全てのJISで、適用範囲から用語及び定義までの規格の構成要素を合わせるとの考えに基づいている(表2 参照)。

引用規格の簡条の前置き文の定型文は15.5.2.1に規定したが、これには、引用規格がない場合についても示した「d」。引用規格がある場合の定型文の第1文は、“次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることよって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。”とした。これに対し、旧規格では、6.2.3 a)に、これに対応する定型文の文末を“…を構成する。”とし、要求事項となる表現形式を用いていた。しかし、“引用規格の簡条及び引用規格の一覧は参考要素であって、規格の利用者の利便性のために引用規格を列挙しているだけである(15.2)”ため、文末に要求事項となる表現形式を用いるのは不適切である。そのため、文末を“…を構成している”と、状態を説明する表現形式に改めた。なお、第1文に続く西暦年の付記に関する定型文については、文末を、“…を適用する”及び“…は適用しない”

とし、旧規格の表現形式を残した。これは、要求事項の表現形式を用いなければ、文章が読みづらくなり内容を理解しにくくなるおそれがあるための処置であり、第1文の表現で前置き文全体が説明文であるとみなされることを意図している。

対応国際規格で引用されている国際規格を JIS に置き換える場合、旧規格では、6.2.3.c) に、“注記として、対応国際規格の番号及び規格の名称並びに JIS と対応国際規格との対応の程度を記載する。”

と規定していた。しかし、その情報が対応国際規格で引用されている国際規格なのか、置き換えた JIS に対応する国際規格の情報なのか明確でなく、混乱が生じていた。このため、対応国際規格で引用されている国際規格の情報を示していることが明確に分かるよう注記の記載を改め、15.5.2.2 の例2～例5に記載例を示した。さらに、注記へのこれらの情報の記載は、“引用規格の次に参考情報として記載してもよい”として、必ずしも記載する必要はない規定とした。

また、旧規格では、6.2.3.c) に、“JIS と対応国際規格との対応の程度”を記載すると規定していた。しかし、引用箇所か規格全体の対応の程度なのか、また、国際規格のどの版との対応の程度なのかも曖昧であるため、対応の程度は記載しない規定とした。

引用規格の記載順序(15.5.2.4)については、通常は、旧規格の6.2.3.b)の規定と同様、JIS, ISO 規格, IEC 規格, その他の規範文書の順とするが、対応国際規格が IEC 規格の JIS の場合には、ISO 規格の前に IEC 規格を記載することを新たに規定した。

## 五・十九 用語及び定義簡条<sup>16)</sup>

16.1 で、“用語及び定義の簡条は、当該規格で用いる用語を理解するために必要な定義を規定する。”と、当該規格で定義が必要な用語はこの簡条で規定することを規定した。これは、“この簡条以外の箇所用語を定義することを禁じる”

ことを意味する。なぜなら、用語及び定義の簡条は必須要素であり(次の段落参照)、  
“この規格には、定義する用語はない” [16.5.3.d)]と表記してこの簡条で用語を定義しない場合に、他の箇所で用語を定義すると矛盾することになるからである。ただし、他の箇所で、注又は注記によって用語に係る補足説明をすることまでは制限していない。

用語及び定義の簡条は、必須要素とし、用語の定義がない場合でも簡条を設けることを規定した(16.3)。これは、引用規格の簡条と同様、全ての JIS で、適用範囲から用語及び定義までの規格の構成要素を合わせるとの考えに基づいている(表2参照)。

旧規格では、6.3.1 に、別の規格で定義している用語も適用する場合の前置き文として、“この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS XXX によるほか、次による。”と規定していたが、今回、16.5.3.c) に、“この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS XXX による。”との定型主文を規定した。これは、同じ用語が当該規格と引用する別の規格にあった場合などには、当該規格の用語の定義を優先して適用することを示している。

16.5.4 に、用語を、ISO/IEC DIR 2 に準じて、優先用語、代替用語及び推奨しない用語の三つに区分けし、かつ、優先用語以外の用語については、次の行に“代替用語”又は“推奨しない用語”と表記することを規定した。

旧規格では、定義文の文末には句点を付けることを表記していたが、ISO/IEC DIR 2 に合わせて、16.5.5 に、“定義は、できる限り、規格中の当該用語に置き換えることが可能な句の形式で記載し、文末には句点を付けない。”と規定した。また、“定義の文中に、定義する当該用語を含めてはならない。”、“循環定義をしてはならない。”なども規定した。

## 五・二十 測定方法及び試験方(箇条18)

ISO/IEC DIR 2には、“試験装置に関する要求事項は、ISO/IEC 17025:2017 (試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項)の6.5に規定された、精度及び校正に関する規定に適合することが望ましい。”との規定がある。しかし、JISとして直接、ISO/IEC 17025の規定に従うことを規定するのは過大要求にもなるので、“試験装置に関する規定は、当該装置を用いた試験から得ようとする特性の水準を考慮して、試験装置の確度、等級などを規定することが望ましい。”という規定にとどめた「18.5.1 (最後の段落)」。

18.5.3の題名は“試薬及びその他の物質・材料”としたが、“実際の箇条又は細分箇条の題名がこれらの項目だけを含んだものに制限される”と解釈されるおそれがあるため、本文で、題名は、必要に応じて、“試薬”、“物質・材料”、“試薬及びその他の物質・材料”などとすることを規定した。

旧規格では、6.3.6.6に、“製品規格において、別の製品の試験にも用いられる可能性がある試験装置の規定が必要な場合には、その装置を取り扱う関係組織と調整し、試験装置について別の規格として規定することが望ましい。”と規定していた。しかし、関係組織と調整することは事実上、不可能な場合も多いので、今回の改正では、この点については規定から削除した(18.5.7)。

## 五・二十一 表示、包装及び添付文(箇条19)

旧規格の6.3.8.2及びISO/IEC DIR 2に、包装の表示に関する規定はされているものの、包装そのものの規定はされていない。しかし、製品、材料などの包装に関する規定が必要な場合も想定されるため、19.1に、“製品、材料などの包装について、必要な場合には、規定を設ける。”と規定した。

## 五・二十二 附属書(箇条20)

旧規格では、5.2.6, 6.3.9及び6.4.1に、附属書をどのような場合に作成するか詳しくは規定していなかったが、今回の改正で、20.1に、その内容を規定した。

旧規格では、5.2.6に、附属書の記載順を“通常、本体で引用している順番に記載する。”と規定していたが、そのような対応が難しい例も多いため、この規定を削除した。このことは、規格の改正で追加する附属書は、本体で引用している順番ではなく後ろに追加してよいことも意味している。

旧規格には、参考の附属書で要求事項の表現形式を用いてよいか、明確な規定がなかった。本体の引用箇所で附属書自体が“規定”か“参考”かを明確に示せば問題ないとの判断から、20.2 (第3段落)に、

“参考の附属書の中で、誤解が生じない限り、要求事項、推奨事項及び許容事項の表現を使用してもよい。ただし、規格を適用する場合、当該附属書は参考要素とみなす。”と明確に規定した。

附属書の中の構成要素について、

“序文、適用範囲、引用規格並びに用語及び定義の箇条は設けないこと、又は設けないことが望ましいこと”

を明記すべきではないかとの意見が出された。しかし、適用範囲、引用規格並びに用語及び定義の箇条については、それぞれ 14・5、15・5・1 及び 16・5・1 に、“これらの箇条は、一つの規格で 1 か所だけとする”と規定している。したがって、この附属書の規定において、これらの構成要素を設けないことを規定すると二重に規定することになるため、箇条 20 で改めて規定はしなかったが、これらの箇条などを設けてはならないことは明らかである。

## 五・二十三 参考文献一覧箇条<sup>21)</sup>

15・1 に、“引用規格の箇条には、要求事項を構成するために引用する規格・規範文書だけを記載する”と規定した(解説の 5・18 参照)ため、これに対応させて、21・1 に、“参考文献一覧には、本文などで推奨事項、許容事項、可能性・能力事項、外部の制約又は補足事項として引用・参照した規格・規範文書、参考文献などをリストとして記載する。”と規定した。ここで、“参考文献”の一覧に記載される規格・規範文書に対して“参照”だけでなく“引用”とも記載しているのは、推奨事項、許容事項などを含んでいるためである。なお、解説表 4 には、この規定の具体的に意味する内容を、旧規格及び ISO/IEC DIR 2 の場合と比較して示している。

”参考文献が少ない場合には、参考文献一覧を設けず、参照した箇所参考文献の名称を記載してよい”ことを、10・3・2 (参照)で規定した。箇条 21 で規定しなかったのは、この規定が“参考文献一覧”そのものに該当する規定ではないからである。

旧規格では、6・4・2 に、参考文献の記載場所を“附属書があるときには、その最終ページ”としていたが、JIS と対応国際規格との対比表の附属書がある場合、その前に記載した方がよいとの判断から、対比表の附属書の前に記載することを規定した「21・5 b」。

## 五・二十四 箇条及び細分箇条<sup>22)</sup>

22・3・1 に、箇条番号は、“適用範囲”を“1”，“引用規格”を“2”，及び“用語及び定義”を“3”として付番することを規定した。

細分箇条は第 5 階層まで設けてもよいが、

“細分箇条の階層が多すぎると、利用者が規格の構成を理解しにくくなるため、できるだけ階層を少なくすることが望ましい。”とも規定した(22・3・2)。

ぶら下がり段落(22・3・3)について、旧規格では、5・2・4 で、ぶら下がり段落を避けるのが望ましいことを推奨事項として規定していたが、この規格では ISO/IEC DIR 2 に合わせて、“避けなければならない”

と、要求事項とした。そのため、ぶら下がり段落に規定する内容は、細分箇条を設けるか、又は削除若しくは適切な場所に移動することを規定した。

性能などに対応する試験方法を別の箇条などで規定している場合、性能と試験方法との関係を明確にするため、

“対応する試験方法の箇条、細分箇条などを、性能などの箇条、細分箇条などで引用して規定すること”を、22・4 に明記した。

## 五・二十五 細別(箇条23)

旧規格では、5・2・5 a)に、細別には “次による”

のような文を前置きすることを規定していたが、文脈などによって細別の記載目的が明確であれば理解できることから、この規定を削除した。したがって、前置き文は必ずしも記載する必要はないが、細別の “全てによる” のか、“いずれかによる” のか、“記載順による” のかなどを明確にする必要がある場合には、記載が必要なことに変わりはない。

## 五・二十六 注記(箇条24)

旧規格では、6・5・1に、“注記には、要求事項又は規格を利用するために不可欠な情報を含めない。”との規定とともに、“要求事項ではない規定事項は、注記としてもよい。”

との規定文があったため、推奨事項、許容事項などの規定を記載してよいのか混乱が生じていた。一方、ISO/IEC DIR 2では、“不可欠な情報”との表現は曖昧なため削除され、“規格は、注記がなくても利用できるものでなければならぬ。”と改訂された。これは、仮に注記を削除した場合に、当該規格として必要な規定がなくなるようなことがあってはならない、すなわち、

“注記には、要求事項、推奨事項及び許容事項を記載してはならない”  
ことを意味している。したがって、今回の改正では、24・1及び24・5に、これらの内容を明確に規定した。

なお、対応国際規格を基礎としたJISで、対応する国際規格のNOTEに明らかに要求事項、推奨事項及び許容事項を規定していた場合には、これらの内容は本文に移して規定することが推奨されている。

## 五・二十七 例(箇条25)

25・1に、“規格は、例がなくても利用できるものでなければならない”こと、及び25・5に、“例には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない”ことを、新たに規定した。これらは、注記の場合(解説の5・26参照)と同様である。

例の中に“…とはしない。”

のように記載するのは要求事項の表記となるため、この規格では、このような場合、

“(不適切な例)”のように断りを表記して示した(8・3の例2, 9・2・1の例1などを参照)。

## 五・二十八 注(箇条26)

旧規格では、6・5・2に、“同じ箇所に複数の注を記載する場合には、初めのものには注の文字及び番号を、その後の注には番号だけを記載する”と規定していたが、今回の改正で、26・3(第2

段落)に、注の文字は繰り返し(全てに)表記することを規定した。これは、本文の注に限らず、図及び表の場合にも同様である。

旧規格では、6・5・2に、“注の内容が前出の注と同一の場合には、該当箇所に同一の注番号を付け、2 度目の注の文章は省略してもよい。”

と、許容事項として規定していた。今回の改正では、実情に合わせて、26・5（第3段落）に、“2 度目以降の注の文章は省略するのがよい。”と、推奨事項として規定した。

## 五・二十九式（箇条27）

旧規格では、I・5・3に、“必要がある場合には、式に番号を付ける”と規定していたが、この“必要がある場合”

が、式を引用・参照する場合に限られるのか否か明確でなかった。今回の改正で、27・3に、“式を引用・参照しない場合でも、必要に応じて付番してもよい。”

と規定した。すなわち、式を他の部分で引用・参照する場合だけでなく、規格中に幾つもの式があった場合、その中の重要な式を明確にすることなどを目的として付番してよいことを示している。

旧規格では、式に用いた量記号などの説明を記載するときに、式の下に“ここに、”

として量記号の説明を記載していたが、日本語として“ここで、”

## 五・三十 図（箇条28）

図は、従来どおりJIS Z 8312に規定する線を用い、JIS Z 8315-2に規定する投影法を適用した線画によって表している。この場合、投影法として第一角法、第三角法のいずれを適用するかの問題がある。旧規格の審議においては、“JISでは、歴史的に第三角法を用いてきたが、国際規格との整合を図るため、ISO規格で用いている第一角法を適用すべきである”

との意見があった。しかし、歴史的な経緯を優先させて、JISでは引き続き第三角法を用いることになった。ただし、対応国際規格との関係などで第一角法を用いてもよいとされており、このことはJIS Z 8315-2でも認めている。なお、第三角法と第一角法とは、左右側面図及び上下面図が逆に表されることに注意する必要がある。

旧規格では、6・6・5・4に、“簡単な図のときは、題名を省いてもよい。”と規定していた。今回の改正では、ISO/IEC DIR 2に合わせ、28・2に、“図には、題名を付けることが望ましい。”と、推奨事項として規定し、簡単な図でなくても題名を省くことを容認した。

図が複数のページにわたる場合、旧規格では、6・6・5・8に、“2 ページ目以降は図の番号及び題名を繰り返し返し、その後（続き）と記載する”と規定していた。今回の改正では、ISO/IEC DIR 2に合わせ、28・3・1（第4段落）に、“（続き）の代わりに、全てのページとの関係を示す（1/#）などを付記する方法でもよい”、さらに、“図に題名がある場合、2 ページ目以降は図の題名を省略してもよい”と規定した。

図で長さ及び角度を表す量記号について、ISO/IEC DIR 2に合わせ、JIS Z 8000-3に規定されている記号を用いることが望ましいことなどを明記した（28・5・2）。

図中に記載されている記号を説明する場合、国際規格では“key”と表記して記号説明をしているが、旧規格ではこれに対応する記載がされていなかった。今回の改正では、参照記号の説明は、“記号説明”と表記して、その下に示すことを規定した（28・5・3）。参照記号とその説明との間は、コロン“:”を用いる、スペースを入れるなどの場合があるが、この規格では、表の場合も含めてコロンを用いることで統一した。

ISO / IEC DIR 2では、図・表の注番号を、a, b …で始まるラテン文字の上付き小文字だけで示すことを規定しているが、細別と誤解されるおそれがあるため、この規格では、注 a, 注 b …のように上付き片括弧文字で表すことを規定している。

## 五・三十一表 (簡条29)

表の題名(29・2)について、図の場合(解説の5・30参照)と同様、簡単な表に限らず、題名を省くことを容認した。

表が複数にわたる場合の表の番号及び題名の表記については、図の場合(解説の5・30参照)と同様に規定した(29・3の第5段落)。

縦に長い表の場合、表を幾つかに切り分けて表示する場合の記載方法として、29・5・1(第2段落)に、

“縦に長い表を途中で切り分け、複数列に並べて記載する場合には、列の境を二重線で区切る。”と規定した。

表の中で、略語又は参照の表示が必要な場合は、それらを “記号説明” と表記して説明することを、29・5・6に規定した。

なお、表の形式について、簡条29の中には規定していないが、表A・1は、大きな項目の中の小項目をけい(野)線で区切った表示例であり、表B・1は、小項目を段落又は細別とした表示例である。

## 五・三十二特許権など(簡条30)

特許権については、これまでの運用と基本的に変更はないが、特許権を伴うものか否かに関する調査、及び特許がある場合の処置について明確に規定した。また、特許権などへの対応の際に参考とする資料を、注記に記載した。

## 五・三十三商標名及び商標の使(簡条31)

”当該規格を適切に適用することを可能にする製品などが一つだけの場合は、その製品などの商標名を用いてもよい。このとき、製品名又は商標名には、注を付けて商標名である旨を記載する。”

と規定し、例3に、注の記載例を示した(第3段落)。旧規格でも、6・6・3に同様な規定がされ、例として記載された注の中に、

“同じ結果が得られる場合は、これと同等の他のものを使用してもよい。”

が追加されていた。しかし、本文の注の中に推奨事項を記載してはならないため、例3からこの表記を削除した。具体例で記載が必要な場合には、本文の中で規定する必要がある。

## 五・三十四著作権(簡条32)

著作権について、旧規格では、6・1・3c)に定型文だけを規定していたが、今回の改正で、

“JISは、著作権法で保護対象となっている著作物である” こと、“著作権に関する事項は、まえがきに記載する” とする規定、及び

“海外規格などを基礎とする場合、海外規格、文献などの一部を記載する場合の規定事項” を明記した。

## 五・三十五 適合性評価簡条<sup>33)</sup>

旧規格では、6・8・1に、“製品規格は、JIS Q 9001などを引用してその規格で規定する製品の規格適合性を品質マネジメントシステム規格に依存させてはならない。”と規定していた。今回の改正では、“製品及び加工技術に関わる規格では、例えば、JIS Q 9001を引用して規定の一部とするなどマネジメントシステム規格に依存する適合性を規定してはならない。”と、より分かりやすく規定した(第3 段落)。

## 五・三十六 品質マネジメントシステム、信頼性及び抜取検査<sup>34)</sup>

品質マネジメントシステム、信頼性及び抜取検査に関する規格を作成する場合、旧規格では、6・8・1に、“JISのQ 部門(管理システム部門)及びZ 部門(その他部門のうち工場管理関係)の関連規格を考慮する”と規定していた。今回の改正で、“ISO/IEC DIR 1 ISO SUP, 附属書1(マネジメントシステム規格の提案)などの規格・規範文書を考慮する。”との規定を追加した。

## 五・三十七 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の抜取<sup>35)</sup>方

旧規格の6・8・2に対し、今回の改正で、“特定分野のマネジメント規格及び特定分野のマネジメントシステム規格を作成する場合には、ISO/IEC DIR 1 ISO SUP, 附属書m「産業分野固有のマネジメント規格及び産業分野固有のマネジメントシステム規格(MSS)の開発のための方針」を考慮する。”を追加した(第1 段落)。

## 五・三十八 対応国際規格を基礎に<sup>35)</sup>を作成する場合の特別の補足<sup>36)</sup>簡条

36・2(許容される編集上の変更)のc)に、“対応国際規格に対して発行された追補及び/又は技術的正誤票(technical corrigendum)の内容を含めて一体として編集する。”と規定し、旧規格の7・1c)の規定に対し“(technical corrigendum)の英語表記を追加した。その理由は、“正誤票”を IECの出版物である“解釈票(interpretation sheet)”と区別するためである。なお、解釈票の取扱いについては規定せず、個別に対応することにした。

また、許容される編集上の変更として、“対応国際規格に、記載内容又は編集上の明らかな不備が認められたとき、それを修正する「36・2 i)」”、“Footnote を注として記載する「36・2 j)」”及び“一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすく細別として記載する「36・2 k)」”を、追加して規定した。

36・4に、対応国際規格との差異を設けた箇所を示す合理的な表記方法として、“独自に追加した簡条・細分簡条・図・表について序文に明記したときには、追加した簡条などの箇所に、対応国際規格にはない簡条などであることを示す側線又は点線の下線を施す必要はない。”と規定した。

また、独自の附属書を追加した場合の側線又は点線の下線の扱いについては、

“独自に追加した附属書であることを序文で明記し、追加した附属書には、側線又は点線の下線を施さない”と規定した(36・5)。これは、序文で独自に追加した附属書であることを明記しない場合

には、附属書全体に側線などを施すことになるため、これを避けるための方策として、序文には、独自に追加した附属書について必ず明記することを規定したものである。

## 五・三十九 規格の作成者のためのチェック項目(附属書A)

ISO/IEC DIR 2 に準じて、規格の作成者のためのチェックリストを掲載した。チェック項目は、ISO/IEC DIR 2 にある項目を基本とし、JISとして重要な項目を追加した。

## 五・四十 量及び単位の表記方(附属書B)

附属書Bは、今回の改正で新たに、ISO/IEC DIR 2 を基に、箇条9 (数値、量、単位及び記号) に関連して、量及び単位の表記方法をまとめたものである。

番号6 (単位記号) の例8にあるリットル表記について、ISO/IEC DIR 2 では“l” (L の小文字) だけを適切な例としているが、我が国では、“l” が数字の“1” (いち) と紛らわしいため、通常、“L” を用いている。そのため、適切な例として“L”を追加した。

番号13の不適切な例の“60%±3%”は、ISO/IEC DIR 2 では適切な例としているが、“57% ~ 63%”を意味するのか、“60%に対する±3% (すなわち、58.2% ~ 61.8%)”を意味するのか曖昧であるため、不適切とした。

## 五・四十一 国際的に標準化された項目の呼称(附属書C)

この附属書の内容は、ISO/IEC DIR 2 では“規定”として取り扱われているが、国内での適用の実態などを考慮して、旧規格の附属書Eと同様、“参考”とした。

## 五・四十二 目次(附属書D)

目次については、旧規格では6.1.2に規定していたが、ISO/IEC DIR 2 では削除されていたため、本体には規定せず、附属書Dとして規定した。これに合わせて、表2の構成要素にも“目次”を追加し(解説の5.9の第3段落参照)、附属書Dによることを規定した。

## 五・四十三 まえがき及び序文の記載(附属書E)

工業標準化法から産業標準化法に改正されたことに基づき、まえがき及び序文の記載例を改めた。法律の名称、法律の条文の番号、調査会の名称などの変更、及び認定産業標準作成機関に関する基準の新設に伴うまえがきの記載例を示した。

旧規格では、序文の記載例として、C.2の例7に“対応国際規格のないJISの改正の場合”

があったため、対応国際規格がない場合であっても序文を設ける必要があると誤解されることがあった。対応国際規格を基礎としていない場合には、序文は選択要素であり、今回の改正では、“通常、記載しない(13.3)”と明記したため、誤解が生じないようこの例を削除した。

E.2 (序文の記載例) の例3 (追補を含めた国際一致規格の場合) には、ISO及びIECで、追補を統合した版(例えば、第3.2

版) が発行されている場合における序文の記載方法、及び統合版は正式版として認められていないこと

を説明する注記の記載例を示した。すなわち、統合版は公式な文書としての手続がとられていないことから、追補の文書を個々に示す必要がある。

E・2の例4の場合分けの説明の括弧書きを、当初、“国際規格を基礎とした規格で、技術的内容の変更がない場合(様式などの軽微な変更がある場合)”として、例文を記載した。しかし、“文章に、様式を変更したことを記載する必要はないのか”及び

“様式と構成とは意味が異なるのか”との意見が出された。これに対して、この序文の例では、技術的な規定内容の変更はしていないが、記載順の変更など構成上の修正を加えた場合の例を記載をしたものであり、構成などの技術的変更とはならない内容までも序文に明記する必要はない”

“様式と構成との違いは確かに曖昧だが、括弧内の様式は構成に改めた方がよい”などの意見が出された。そのため、説明の括弧書きを

“対応国際規格を基礎とした規格で、技術的内容の変更がなく構成の変更がある場合”とした。

36・4及び36・5の規定を受けて、JIS独自に追加した箇条、附属書などについて、序文で記載する例を、E・2の例8として示した。

## 五・四十四 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の略記書法

表形式の用語規格に対しても、“注記”ではなく“注釈”(16・5・8参照)を用いることを、F・1・1に示すとともにF・2・2の例1の定義の欄に例示した。

表形式の用語の表記方法について、旧規格では、D・3・1に、用語欄(優先)用語、略語、代用語などを表記する場合は、コンマで区切って記載することを規定していた。今回の改正では、16・5・4に規定する用語の区分け及びその記載方法に従い、F・2・3(c)に、代替用語又は推奨しない用語の記載方法を規定した。

## 五・四十五 JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載書式

対比表に記載する項目を、旧規格の附属書Fに規定されていた項目に対して見直し、項目の欄を整理した。すなわち、旧規格では、“(I) JISの規定”及び“(II) 国際規格の規定”並びに“(IV) JISと国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容”の欄に、同じような内容を重複記載して技術的差異を説明する場合が多く、冗長になることが多かったため、これを、“d) JISと対応国際規格との技術的差異の内容及び理由”として一つの欄にまとめた。

また、原案作成の容易性を考慮して、対比表の様式をA4横からA4縦に変更した。

## 五・四十六 文章の書き方並びに用字、用語、記述符号及附属書

附属書Hで、旧規格の附属書Gと大きく異なるのは、旧規格で多く記載されていた用字、用語及び外来語表記の事例をほぼ削除し、内閣告示などの関連資料の名称の記載にとどめたことである。これは、これらの事例が参考文献に示した資料に記載されたものであり、重複規定となること、及び旧規格ではJISによく用いられると思われる例示をしていたが、この規格にどの程度記載すべきかの判断が難しいための処置である。なお、規格の表記によく用いられる事例として残した方がよいと判断される内容については、手引にまとめる。

文体について、対応国際規格が受動態としていない場合など、受動態で記載することの是非について議論され、能動態によって表記することが不自然な場合には受動態でよいことを明記した「H・1 b」。

漢字、仮名遣いなどの用字（H・2）は、“公用文作成の要領”

などの公的文書を参照することを基本とし、各種事例の記載は最小限にとどめた。さらに、用語の表記については、“公用文作成の要領”に記載されていることと重複していることから、この規格からは削除した。

送り仮名（H・2・4）については、旧規格では、G・2・3・1（送り仮名の付け方）、G・2・3・2（単独の語）、G・2・3・3（複合の語）及びG・2・3・4（その他）で詳しく規定されていた。しかし、JIS Z 8301が参照している文献などではその用い方が異なっているものがあることから、“旧規格にある事例を削除してはどうか”との意見が出された。一方、“JISとしてはどう表記するかを、これまでの運用も考慮して例示してもよいのではないか”との意見も出された。検討の結果、送り仮名の付け方は内閣告示によることだけを規定し、旧規格で規定されていたG・2・3・2とG・2・3・4の内容は削除した。

個々の用語の用い方（H・3・2）に関して、限定、接続などに用いる用語は、現状、“旧規格のG・3・3に規定した用語以外は使用できない”と判断されており、これは、“限定、接続などに用いる語は、次による。”という前置き文があるためであるとの意見があった。そこで、

“用語の用い方を前面に出すのではなく、状況・場合に応じてどのように用語を用いるかを記載するように改めるとともに、規定しない用語は誤解がない範囲で自由に記載できるようにする”とする案が提案された。それに対して、

“今までのように用語を限定して記載する方がよいか、用語の用い方だけを説明するようにした方がよいかを検討する必要がある”

”旧規格の記載方法を踏襲し、必要な箇所を追加すればよいのではないか”

などの意見が出された。検討の結果、“（用語）は、くという意味で用いる”、

“（用語）は、くする場合に用いる”などの表記を行い、他の用語の使用を禁止はしないが、個々の用語についてはその用い方を明確化した。

”なお”、 “また” 及び “ただし” の用い方（H・3・2・

9）に関して、旧規格では、G・3・3 gに、通常、“なお”を用いる場合には行を改め、“また”又は“ただし”

一致規格を作成する場合、段落内の接続詞に“なお” “対応国際規格を基礎として国際

を用いると自動的に段落を改めることになり、これでは構成の変更になって、一致でなくなってしまう”との意見が出された。そのため、“なお”での改行を必須とする必然性もなく、

“また”及び“ただし”

においても同様であり、これらの接続詞で始まる文を改行するか否かは、“文意及び規格の区分けである段落を考慮して判断する”と規定した。

”規定”と“指定”

との使い分けが混乱しており、規定を設ける必要があるとの意見が出され、それぞれの使い分け方を規定した（H・3・2・10）。

中点(H・4・2・4)については、  
 “通常、中点と及び、又はなどの接続詞とを混用しない。”と規定した。“通常”は不要でないかとの意見が出されたが、“電気・電子”のように、中点でつないでも一つの用語として扱われる場合があることから、“通常”を入れた規定とした。また、“・”でつないで最後を“など”としてもよいかとの提起があり、それに対して、“・”で区切るよりも“・”で区切った方が分かりやすい場合もあり、問題ないとの意見が出された。しかし、中点でつながれた用語は一つのグループという意味合いにも理解されるため、これを“など”とするのは不適切であるとの判断から、“中点を用いる場合、通常、最後の語に、などを付けない” “など”を用いる場合には、“・”で用語を区切る。)と規定した。

括弧の用い方(H・4・7)については、旧規格のG・4・7に、“丸括弧( )を用いている部分を更に括弧でくくる必要がある場合には、角括弧「」を用いる”及び“亀甲括弧〔 〕は用いない”と規定されていたが、角括弧を用いた範囲を更にくくる必要がある場合には、“亀甲括弧を用いる”と規定した。また、旧規格では、“異なる単位系による数値を併記する場合に限り、波括弧〔 〕を用いる”と規定していたが、これは、SI 単位系への移行時の措置(新旧単位を併記)であり、移行も完了しているため削除した。

外来語の表記(H・6)に関して、旧規格のG・6・2・2に、“英語の語尾に対応する長音符号の扱い”

について規定されていた。しかし、内閣告示の外来語の表記では、英語の語末の - er, - or, - ar

などの用語は長音符号を付けるとしていること、同じ用語でも専門分野などによって異なる表記がなされていることなどを考慮し、この規定を削除した。ただし、長音符号を省くか否かの判断の一つの指標として利用されていたこともあるため、参考として、旧規格で表G・3として規定していた“外来語の表記に語尾の長音符号を省く場合の原則”の表を、表5として掲載する。

表5-1 外来語の表記に語尾の長音符号を省く場合の原則(旧規格の表G・3)

原則	例
a) その言葉が3音以上の場合には、語尾に長音符号を付けない。	エレベータ(elevator)
b) その言葉が2音以下の場合には、語尾に長音符号を付ける。	カー(car), カバー(cover)
c) 複数の語は、それぞれの成分語について、上記a)又はb)を適用する。	モーター(motor car)
d) 上記a)～c)による場合で、長音符号を書き表す音(例1)、はねる音(例2)、及び3まる音(例3)	1 テーパー(taper) 2 ダンパ(damper) 3 ニッパー(snipper) 4 シャワー(shower)

原則	例
( ) は、それぞれ 1 音と認め、よう(拗音)(例 4) は 1 音と認めない。	

### 五・四十七 追補(附属書)

追補による改正の考え方・運用について、実態の運用に即した内容に改めた(I・1及び I・2)。旧規格では、J・2 a)に、“一つの追補は、一つの技術的内容の理由による改正を扱う”としていたが、実態を勘案してこの規定を削除した。

追補のまえがき及び追補の序文の記載方法について、日本工業標準調査会標準部会が平成25年2月付けで決定して運用されている記載方法を盛り込んだ(I・3)。

### 五・四十八 JIS の規格票の体裁(附属書)

規格票の体裁については、旧規格では、“附属書 K (参考) 規格票の体裁”としていたが、今回、対象を JIS に限定し、“(規定)”とした。これは、旧規格では“参考”であったが、JIS では事実上、“規定”として扱ってきた実態に合わせるため、及び今回、体裁(様式)の大幅な変更を行ったので(次の段落参照)、JIS ではこれを厳格に運用していくことを意図したためである。他の規格などでもこの様式に準拠することが望ましいが、規格の作成者の判断によることになる。

今回の改正で、体裁(様式)の大幅な変更を行った。特に、段落の上下の行間に適切なスペースを設け、規格の区分け(表1参照)を明確にして判別しやすい様式とした。また、細分箇条、例、注記などの上下の行間に適切なスペースを設けた。これらは、JIS の利用者が読みやすいこと、対応国際規格を基礎とする JIS で段落などの対比が容易になることなどを考慮したためである。

J・1.4に、太字で表記するものを明確に規定した。この中で、“f)他の箇所引用・参照して表記する場合の次の項目”の“2)箇条の文字及び箇条番号”は、これまで、“箇条 x”の“x”は太字とし、“箇条”は標準体としていたものを、“箇条”も太字とすることを規定したものである。これに対し、“f)4)の図、表、注記などについては、規格の利用者が分かりやすく誤解のないように引用元の表記をそのまま用いて太字で表記するものであり、箇条 x の場合の箇条は、x だけでは利用者が誤解するおそれがあるので説明として付け加えているのであって、引用元のない文字を更に太字にするのは適切でない”との意見が出された。考え方としては妥当であるが、“箇条全体を引用・参照した場合の箇条番号が、細分箇条、図、表などに比べて見やすさ・探しやすさの点で劣るのは好ましくない”との判断から、太字にすることを規定した。

箇条及び細分箇条の本文に対する“注記”、“注釈”、“例”及び“注”の文字の字配りを、旧規格に対して、1文字前とするように改めた(図J・4)。

### 六 懸案事項

今回の改正に当たって懸案事項として残された事項は、次のとおりである。

旧規格では、附属書に“製品規格のまとめ方”及び“解説のまとめ方”を記載していたが、今回の改正ではこれらの記載を削除した。特に、“製品規格のまとめ方”は原案作成において参考となることから掲載すべきとの意見が多く出されたが、規格の構成、規定内容などが旧規格と最新のISO/IEC DIR 2とで大幅に異なっていたことなどから、まとめ方の審議をする時間の余裕がなく、改正案に盛り込むことを断念した。次回の改正時には、製品規格のまとめ方、更には試験方法規格のまとめ方も含めた内容とすることが望ましい。

## 七 その他の解説事項

旧規格の解説に記載されていた事項で、特に重要と思われるものについて、引き続き、次に記載する。なお、箇条、産業標準化法の条文などの番号は、今回改正されたこの規格の箇条、法改正後の条文などの番号に対応させている。また、機関名等も最新の情報に修正している。

a) 国際規格(3.1.3) 国際規格とは、国際標準化機関 (international standardization body) によって審議・検討されたものであるが、外務省経済局国際機関第一課編者の“解説WTO 協定”によれば、主な国際標準化機関として、ISO及びIEC以外に、国際連合食糧農業機関・世界保健機関合同食品規格委員会、国際原子力機関 (IAEA)、国際度量衡局 (BIPM)、国際民間航空機関 (ICAO)、国際海事機関 (IMO)、国際労働機関 (ILO)、国際法定計量機関 (OIML)、国際電気通信連合 (ITU)、世界保健機関 (WHO)、世界気象機関 (WMO)、国際航空運送協会 (IATA)、合成ファイバー標準国際事務局 (IBSM)、国際コンテナ事務局 (ICB)、国際内燃機関協会 (ICCE)、国際酪農連盟 (IDF) 及び世界包装機関 (WPO) が記載されている。

b) まえがきへの部編成の記載(箇条12) まえがきへの部編成の記載に関連して、強制法規によって部編成とする場合がある。JISは、各種法律の技術基準に引用されてきているが、一般的にJISでは、強制法規の対象となる製品の品質全般を規定しており、強制法規の技術基準としてJISを引用するときに引用されやすいように、強制法規に関わる部分の規定だけを別規格とすることが望まれている。このため、部編成とした場合には、特許権などに関する事項の後に、次の例のような文章を記載することが推奨されている。当該JISが、強制法規の基準そのものである場合及び規制対象製品の部品を規定している場合にも、同じような配慮が必要とされる。

例 この規格の対象となる製品は、○○○○法によって規制されており、この規格群のJIS X XXXX-X が規制上の技術基準として採用されている。この規格の使用に当たっては、規制との関係に配慮する必要がある。

c) 図(箇条28)及び表(箇条29) 2000年以前のJIS Z 8301では、図及び表を、本体、附属書及び解説のそれぞれの終わりにまとめて掲げる場合、“付図”・“付表”として記載する体裁があった。しかし、ISO/IEC DIR 2に合わせ、それぞれの終わりに記載する体裁をとった場合であっても、単に、“図”・“表”としている。

d) 細分図(28.3.2) ISO/IEC DIR 2に合わせて細分図(subfigure)を規定しているが、細分図は、できる限り使用しないことが望ましいとされている。細分図は、追加機能であるため国内ではほとんど使用例がないが、例えば、六角ボルトヘッドの異なる形状図、ねじ先の異なる形状図などがそれに該当する。個々の特定の名称(例えば、座付き六角ボルトヘッド、ディープリセス六角ボルトヘッドなど)が細分図の題名となる。

一つの構成部品又は複合部品は単一の部品であり、一つの図面で表すことが可能である。すなわち、一つの図面で表すことのできるアッセンブリ図の個々の部品図、又は投影図の一つ一つの図などは、それぞれ一つの図として記載することになる。

## 八 規格票の体裁

規格票の体裁に関わる参考事項を、次に記載する。

a) 一般規格票の表紙の呼び方は、図1による。

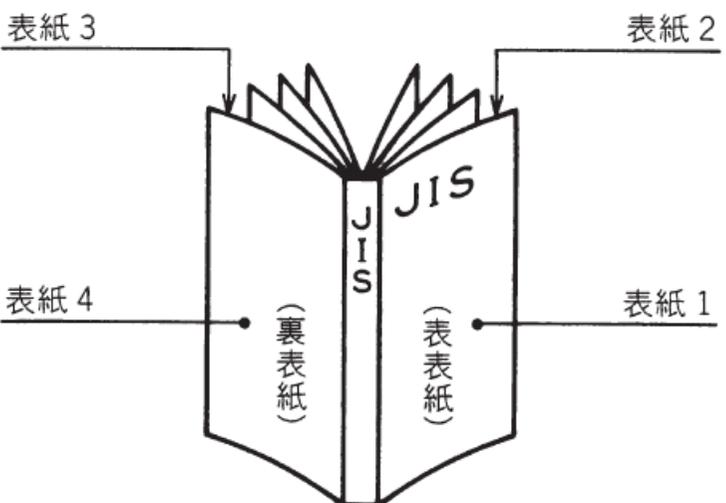


図1 表紙の呼び方

b) 審議委員会の構成表審議委員会の構成表は、次による。

- (一) 体裁は、図2による。
- (二) 審議専門委員会の構成表は、表紙2 の上部に記載する。
- (三) 制定及び内容に関わる改正で専門委員会の審議を省略した場合には、専門委員会の構成表に代えて部会の構成表を記載する。なお、同意の得られた原案作成委員の氏名、所属などの原案作成委員会構成表を解説に必ず記載する。

(四) 構成表には、氏名及び所属を記載する。所属は、部局又はそれに準じる程度までとする。配列の順序は、通常、委員長・中立者・生産者・使用者・販売者の委員（臨時委員を含む。）、専門委員、関係者、事務局の順とする。

なお、委員長・委員・事務局担当者の氏名の左（委員・事務局担当者は最上段の氏名の左だけ）には、括弧を付けて、それぞれ “（委員長）” ， “（委員）” ， “（関係者）” ， “（事務局）” などと記載する。

c) 記事欄の表記記事欄は、表紙2 の下部に記載し、次の様式による。

主務大 〇〇大臣  
臣<sup>9)</sup>

制定<sup>7)</sup> (和暦) 00・0・0  
 改正<sup>8)</sup> (和暦) 00・0・0  
 確認<sup>9)</sup> (和暦) 00・0・0  
 官報掲載 (和暦) 00・0・0  
 日<sup>10)</sup>

原案作成 ×××× (〒000-0000) ×××××××× TEL  
 協力者<sup>11)</sup> 00-0000-0000)

審議部会 日本産業標準調査会 ××部会(部会長 ××××)<sup>12)</sup>

審議専門 ××専門委員会(委員長 ××××)<sup>12)</sup>

委員会 この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業

省××局××課<sup>13)</sup>(〒100-8901 東京都千代

注<sup>6)</sup> 産業標準化法による主務大臣を記載する。

注<sup>7)</sup> 制定年月日を記載する。

注<sup>8)</sup> 最終の改正年月日を記載する。

注<sup>9)</sup> 最終の確認年月日を記載する。ただし、確認後に改正された場合には、この項は記載しない。

注<sup>10)</sup> 最新の異動(確認を含む。)を公示した官報の年月日を記載する。

注<sup>11)</sup> 主な原案作成協力者名(団体又は個人)、並びに段落をもってその住所及び電話番号を記載する。産業標準化法第12条、第14条及び第15条に基づく申出による場合は(第16条において準用する場合を含む。)、 “原案作成協力者” を “原案作成者” と改めて記載する。

注<sup>12)</sup> 審議部会又は審議専門委員会の審議を省略した場合には、この欄は、削除する。

注<sup>13)</sup> これは、主務大臣が経済産業大臣の場合の例示である。産業標準化法第12条、第14条及び第15条に基づく申出による場合は(第16条において準用する場合を含む。)、 “経済産業省” の前の “上記原案作成協力者” を “上記原案作成者” とする。

田区霞が関1-3-1 E-mail: qqgcbbd@meti.go.jp 又はFAX

03-3580-xxxx)にご連絡ください。なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によつて、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審

議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

d) ページ番号 ページ番号の付け方は、次による。

(一) 本体(目次及びまえがきを除く。)、附属書・解説・索引(ある場合)を通して、一連番号を紙面の上隅(とじ穴の反対側)に付ける。

(二) 目次及びまえがきには、これらを通した一連番号を、ページの下部の中央に “(1)”、 “(2)” … のように付ける。

(三) 解説には、1の一連番号とは別に、下部の中央に “解1”、 “解2” … のように付ける。

(四) 索引(ある場合)には、1の一連番号とは別に、下部の中央に “索1”、 “索2” … のように付ける。

e) 柱「解説定義リスト 2 参照」柱は，“部門記号番号：西暦年”（対応国際規格と一致する場合は，括弧を付けて対応国際規格番号：西暦年を併記）を，表紙 1 及び表紙 4 を除き，全てのページの紙面の上隅（とじ穴の反対側）のページ番号の下に並べる。なお，目次，解説及び／又は索引が 2 ページ以上ある場合には，2 ページ以降の柱に “部門記号番号：西暦年” に続けて，目次には “目次”，解説には “解説” 及び／又は索引には “索引” を付記する。

f) 表紙規格票及び追補の表紙 1 及び表紙 4 に記載する事項及び字配りの例を，解説図 3（解説図 6 に示す。なお，必要に応じて背文字で，規格番号及び規格の名称を記載してもよい。g) とじ穴の寸法とじ穴の寸法は，解説図 7 による。

A 0204 : 2019 <sup>a)</sup>

日本産業標準調査会標準第一部会 □□技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	□ □ □ □	□□大学
(委員)	□ □ □ □	国立研究開発法人□□□□□□研究所
	□ □ □ □	□□□□省□□□□□□局
	□□□ □ □	□□□□株式会社
	□ □ □ □	一般財団法人□□□□協会
	□ □ □□□	□□□□□□株式会社
	□ □ □ □	□□□□大学名誉教授
	□ □ □ □	特定非営利活動法人□□□□□□□□□□会
	□ □ □ □	一般社団法人□□□□協会 (□□株式会社)
	□ □ □ □	公益財団法人□□□□□□□□□□協会
	□ □ □□□	独立行政法人□□□□□□□□□□研究所
	□ □ □ □	公益社団法人□□□□□□□□□□学会 (□□大学)
	□ □ □ □	株式会社□□□□□□□□
	□□□ □□□	□□□□大学
	□ □ □ □	□□□□□□□□□□連合会
	□ □ □ □	□□□□協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.7.20 改正：令和元.0.00  
 官 報 掲 載 日：令和元.0.00  
 原 案 作 成 者：一般社団法人□□□□□□□□  
 (〒000-0000 ××県××市××××××1-1-1 ××ビル TEL 000-000-0000)  
 一般財団法人□□□□□□□□  
 (〒000-0000 ××都××区××0-0-0 ××××ビル TEL 00-0000-0000)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 □□ □□)  
 審議専門委員会：□□技術専門委員会 (委員長 □□ □□)  
 この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。  
 なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

注 a) : 柱の例

図 2 一 審議専門委員会の構成表及び記事欄の例

記号説明

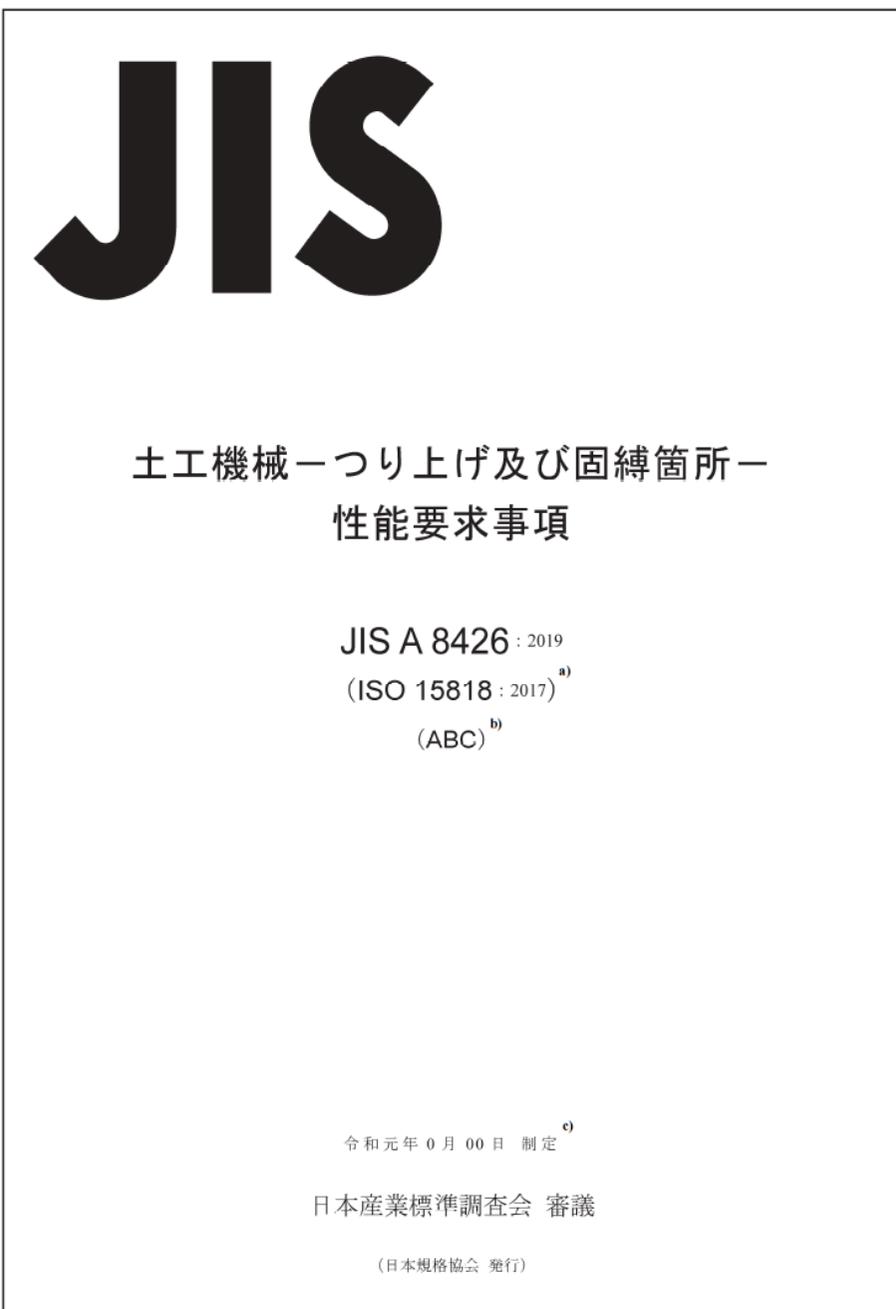


図3-1 表紙1の例

確認の場合には、規格の名称の下の規格番号の下に、括弧を付けて“(2019確認)”のように確認の西暦年と“確認”の文字とを記載する。

注 a 国際一致規格の例。

注 b 産業標準化法第12条に基づく申出による場合の例。団体規格を基に作成した日本産業規格の場合は、“(ABC

0001:2019)”のように団体の略号、規格番号及び西暦年を記載する。

注 c 改正の場合には、“制定”年月日(和暦)の欄に最新の改正年月日を記載し、“制定”を“改正”と改める。

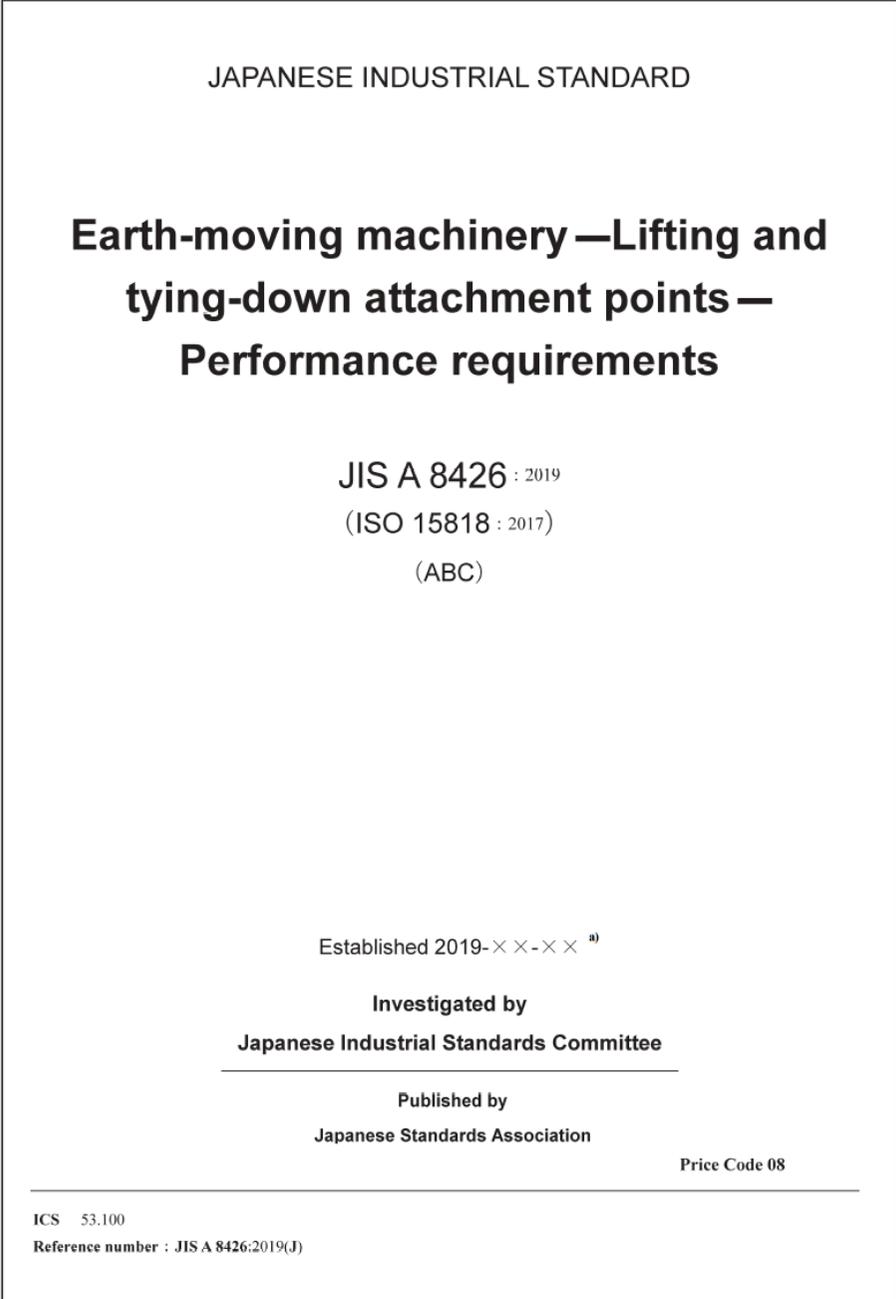


図 4 一 表紙 4 の例

確認の場合には、規格の名称の下の規格番号の下に、括弧を付けて“(Reaffirmed (2019))”のように“Reaffirmed”の文字と確認の年(西暦年)とを記載する。  
注<sup>a</sup> 改正の場合には、“Established”の欄に最新の改正年月日を記載し、“Established…”を“Revised…”と改める。

JAPANESE INDUSTRIAL STANDARD

**Audio, video and similar electronic  
apparatus—Safety requirements  
(Amendment 1)**

JIS C 6065 : 2019

(ABC/DEF)

Revised 2019-××-××

**Investigated by  
Japanese Industrial Standards Committee**

**Published by  
Japanese Standards Association**

Price Code 04

ICS 33.160.01:97.030

Reference number : JIS C 6065:2019(J)

# JIS

**オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—  
安全性要求事項**

**(追補 1)**

JIS C 6065 : 2019

(ABC/DEF)

JIS C 6065:2016 は令和元年 0 月 00 日付で改正されました。  
この追補は、改正内容が記載されていますが、JIS C 6065:2016 を  
併読して用いて下さい。

令和元年 0 月 00 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

図 6  
—  
追補の表紙 4  
の例

図 5  
—  
追補の表紙 1  
の例

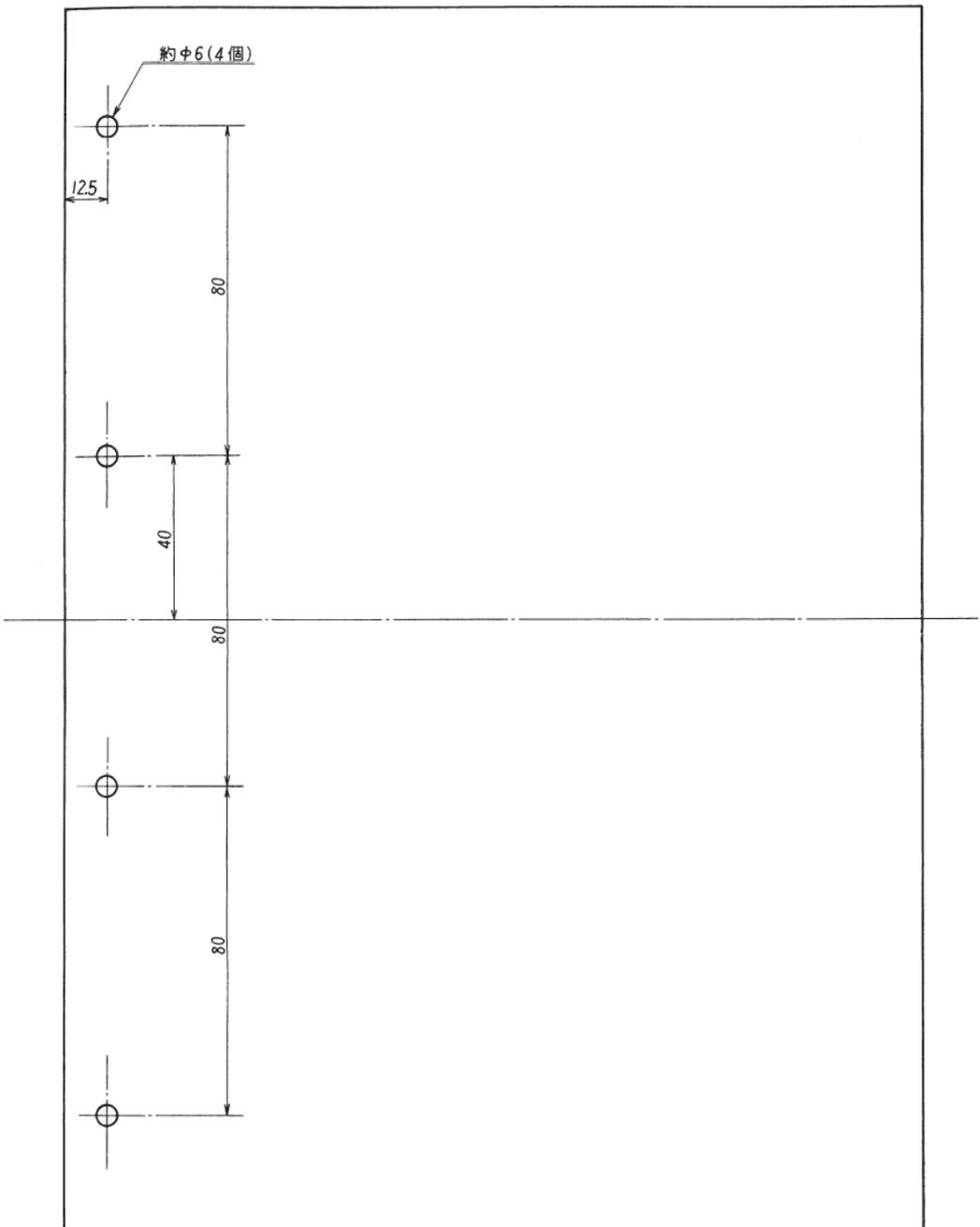


図7 一 とじ穴の寸法

### 九 原案作成委員会の構成表

原案作成委員会の構成表を、次に示す。

JIS Z 8301 JIS原案作成委員会		氏名	所属	構成表
〇	浅見重則	元一般社団法人軽金属溶接協会		
〇	伊勢典浩	一般社団法人日本鉄鋼連盟 (2018年3月まで)		
〇	中峠宏	一般社団法人日本鉄鋼連盟 (2018年4月から)		
〇	伊丹時雄	公益社団法人日本保安用品協会		
〇	井上博史	一般社団法人日本電機工業会		
〇	大磯義和	日本ねじ研究協会		
〇	尾村博幸	一般社団法人電子情報技術産業協会		
〇	加藤有利子	一般財団法人電気安全環境研究所		
	久保洋一郎	一般社団法人日本ゴム工業会 (2017年9月まで)		
	三澤真	一般社団法人日本ゴム工業会 (2017年10月から)		

原案作成委員会		構成表
	桑名寿	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	斎藤英明	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	高橋義雄	一般社団法人日本電気計測器工業会
	高橋俊仁	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	高増潔	国立大学法人東京大学大学院
	伊達眞二	日本プラスチック工業連盟
○	野村憲二	一般社団法人繊維評価技術協議会
	萩原敏彦	医療機器安全研究所
	平野芳行	一般社団法人情報処理学会
	堀越太	公益社団法人自動車技術会
○	村田健治	一般財団法人光産業技術振興協会
	室星しおり	一般財団法人建材試験センター
	金山保宏	JIS登録認証機関協議会 (一般財団法人日本品質保証機構)
～者係関～	武田尚志	経済産業省産業技術環境局(2018年3月まで)
	佐々木淳	経済産業省産業技術環境局(2018年4月から)
	平塚智章	経済産業省産業技術環境局(2017年6月まで)
	関野武志	経済産業省産業技術環境局(2017年7月から)
	重松康夫	一般財団法人日本規格協会
～局務事～	田村由佳里	一般財団法人日本規格協会
	高橋和敬	一般財団法人日本規格協会
	蛭間功	一般財団法人日本規格協会(2017年3月まで)
	坂入正訓	一般財団法人日本規格協会(2018年3月まで)
	野田孝彰	一般財団法人日本規格協会
	注記○印は、	分科会委員を兼ねる。
		(執筆者事務局)

JIS Z 8301

規格票の様式及び作成方法

令和元年七月二十二日 第一版 発行



著作権法により無断での複製、  
転載等は禁止されております。

令和元年七月二十二日

発行  
改正